

平成25年10月22日

平成25年10月23日

標 茶 町 議 会
平成24年度標茶町各会計
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

第1号（10月22日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
認定第1号 平成24年度標茶町一般会計決算認定について	5
認定第2号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	5
認定第3号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	5
認定第4号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	5
認定第5号 平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	5
認定第6号 平成24年度標茶町病院事業会計決算認定について	5
認定第7号 平成24年度標茶町上水道事業会計決算認定について	5
決算審査意見書補足説明	28
内容質疑	33
散会の宣告	42

第2号（10月23日）

開議の宣告	47
付議事件	
認定第1号 平成24年度標茶町一般会計決算認定について	47
認定第2号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	47
認定第3号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	47
認定第4号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	47
認定第5号 平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	47
認定第6号 平成24年度標茶町病院事業会計決算認定について	47
認定第7号 平成24年度標茶町上水道事業会計決算認定について	47
内容質疑	47
総括質疑	
深見 迪 君	60
後藤 勲 君	68
本多 耕平 君	72
黒沼 俊幸 君	82
舘田 賢治 君	88
閉会の宣告	123

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成25年10月22日（火曜日） 午後 1時00分 開会

付議事件

- 認定第 1号 平成24年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 平成24年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 7号 平成24年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（12名）

委員長	林 博 君	副委員長	深 見 迪 君
委員	松 下 哲 也 君	委員	長 尾 式 官 君
〃	菊 地 誠 道 君	〃	本 多 耕 平 君（午後3時00分早退）
〃	黒 沼 俊 幸 君	〃	後 藤 勲 君
〃	館 田 賢 治 君	〃	田 中 敏 文 君
〃	熊 谷 善 行 君	〃	川 村 多美男 君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議 長 平 川 昌 昭 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総 務 課 長	島 田 哲 男 君
企画財政課長	佐 藤 弘 幸 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	中 村 義 人 君
住 民 課 長	佐 藤 吉 彦 君

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社会教育課長	伊 藤 正 明 君
監 査 委 員	田 中 俊 彦 君
監 査 委 員	鈴 木 裕 美 君
監査事務局長	玉 手 美 男 君 (議会事務局長兼務)
会 計 管 理 者	今 敏 明 君
兼 出 納 室 長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉 手 美 男 君
議 事 係 長	小野寺 一 信 君

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

(議長 平川昌昭君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午後 1時00分開会)

◎委員長の互選

○議長(平川昌昭君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 委員長には、林君を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から、委員長に林委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には林委員が当選しました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時03分

（委員長 林 博君委員長席に着く）

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

◎副委員長の互選

○委員長（林 博君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

○委員（川村多美男君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（林 博君） ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 博君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村委員。

○委員（川村多美男君） 副委員長には、深見君を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（林 博君） ただいま川村委員から、副委員長に深見委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 博君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には深見委員が当選いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時05分

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○委員長（林 博君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

認定7案について説明を求めます。

企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 初めに、認定第1号から第5号までの平成24年度標茶町一般会計、4つの特別会計の決算概要についてご説明申し上げます。

まず、本町を取り巻く経済情勢であります。東日本大震災の爪跡が残る中、デフレスパイラルと言われる収入と消費の落ち込み、求人や投資の停滞が続き、北海道、そして本町においても依然として厳しい状況下に置かれ、高齢社会を背景とする財政需要の増大なども地方財政を圧迫する一因となっております。このような情勢の中、町民の皆さんのご理解とご協力をいただき、関係団体のご支援と連携のもと、自助、共助、公助のバランスのとれた協働のまちづくりを推し進めてきたところでありますし、より安全な、より便利な、より快適な暮らしの実現に向けた施策を着実に実施してきたところであります。

次に、財政を取り巻く状況ですが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は、国、道への依存が引き続き顕著でありますし、その依存財源の主であります地方交付税については今後の不確定要素含みとなっております。歳出におきましては、扶助費や物件費の増数、他会計への繰り出し、山積する行政課題など、総じて本町財政は予断を許さない状況にあります。このようなことから、将来に向けた持続可能な健全で安定した財政経営を目指し、引き続いての行財政改革に取り組んでまいりまして、一般職給与で申しますと、対前年度比で1,811万円の削減を行ったところであります。

それぞれの決算数値等の子細につきましては、後ほど資料により説明させていただきますが、一般会計の歳入決算額は109億4,223万5,235円、歳出決算額は108億4,663万5,252円、歳入歳出差し引き9,559万9,983円で決算を終えたところであります。

なお、歳入の町税であります。課税客体的確な捕捉、収納対策の積極的な取り組みなど、納税者の皆さんの理解を求めながら対応してまいりまして、現年、滞繰合わせての収納率は91.7%と対前年度比0.1ポイントの増となったところであります。

歳出につきましては、当初予算可決後、6回の補正予算のご審議をいただき、施策の具体化を図ってきたところであります。その結果、平成24年度の財政指数につきましては、財政力指数が0.189と対前年度比0.006ポイントの低下、経常収支比率は77.7%で対前年度比6ポイントの減となり、実質公債費比率は12.1%、将来負担比率は53.9%と前年度より改善したところであります。

なお、後ほど報告させていただきますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4比率につきましては、全て早期健全化基準以下となっております。

それでは、認定第1号から第5号にかかわる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

続費精算報告書、健全化判断比率報告書及び認定第3号、第6号、第7号にかかわる資金不足比率報告書につきましてご説明申し上げます。

決算資料1ページをお開きください。薄いほうです。

各会計歳入歳出決算総括表であります。一般会計の歳入決算額109億4,223万5,235円、歳出決算額は108億4,663万5,252円で、差し引き額は9,559万9,983円であります。

国民健康保険事業事業勘定特別会計は、歳入決算額12億7,436万3,144円、歳出決算額12億2,956万5,310円で、差し引き額は4,479万7,834円であります。

下水道事業特別会計は、歳入決算額9億5,761万4,474円、歳出決算額9億5,046万4,474円で、差し引き額は715万円であります。

次に、介護保険事業特別会計ですが、まず保険事業勘定は、歳入決算額8億4,306万6,925円、歳出決算額8億1,751万1,681円で、差し引き額は2,555万5,244円となり、サービス事業勘定では歳入決算額5億1,351万7,066円、歳出決算額5億390万9,273円で、差し引き額は960万7,793円あります。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額9,248万931円、歳出決算額は9,138万5,453円で、差し引き額は109万5,478円となりました。

企業会計を除く全会計合計では、歳入決算額146億2,327万7,775円で、歳出決算額は144億3,947万1,443円、差し引き額で1億8,380万6,332円となりました。

平成23年度の歳出決算額と比較しますと、1億3,089万4,615円、0.9%の増加となりました。

次に、2ページの一般会計歳入決算内訳であります。1款町税から21款町債までの合計で申し上げます。調定額は113億2,825万5,080円で、収入済額は109億4,223万5,235円となり、不納欠損額は1,045万5,048円、収入未済額は3億7,556万4,797円で、収納率は96.6%となりました。財源区分につきましては、自主財源の比率が26.7%と対前年度比4.8ポイント低くなっています。

次に、3ページの一般会計歳出決算内訳ですが、1款議会費から15款予備費までの合計で申し上げます。最終予算額110億1,449万2,000円に対しまして、支出済額は108億4,663万5,252円で、翌年度繰越額1億1,802万8,000円、不用額は4,982万8,748円で、執行率は98.5%あります。

次、4ページの一般会計歳出性質別決算内訳につきましては、主なもののみご説明申し上げます。

人件費の一般職給与については、平成23年度9億3,258万6,000円に対し、平成24年度9億1,447万6,000円で、金額では1,811万円の減、率では1.9%の減となりました。

物件費は、平成23年度14億8,366万円に対し、平成24年度15億4,396万9,000円で、金額では6,030万9,000円の増加、率では4.1%の増となりました。

補助費は、平成23年度で25億4,352万7,000円に対し、平成24年度23億2,428万6,000円で、金額では2億1,924万1,000円の減、率では8.6%の減となりました。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

公債費は、平成23年度12億3,084万7,000円に対し、平成24年度12億2,501万3,000円で、金額では583万4,000円の減、率では0.5%の減となりました。

積立金は、平成23年度7億405万7,000円に対し、平成24年度7億7,976万4,000円で、金額では7,570万7,000円の増、率では10.8%の増となりました。

繰出金は、平成23年度6億5,525万8,000円に対し、平成24年度6億8,803万6,000円で、金額では3,277万8,000円の増、率では5%の増となりました。

次に、5ページから7ページにつきましては、ただいまご説明いたしました歳入と歳出及び歳出の性質別につきまして、平成20年度を基準とし、趨勢比較を行っておりますが、説明を省略させていただきます。

8ページをお開きください。

国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入は、1款国民健康保険税、調定額は4億1,694万780円、収入済額は3億1,943万2,081円、不納欠損額1,589万3,305円、収入未済額は8,161万5,394円で、収納率は76.6%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額13億7,213万843円、収入済額は12億7,436万3,144円で、不納欠損額1,589万3,305円、収入未済額は8,187万4,394円で、収納率は92.9%となりました。

歳出につきましては、1款総務費から12款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額12億9,685万8,000円に対しまして、支出済額は12億2,956万5,310円、不用額は6,729万2,690円で、執行率は94.8%となりました。

なお、本決算資料の後段に添付しております国民健康保険事業決算の参考資料につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、9ページの下水道事業特別会計歳入歳出決算であります。歳入、1款分担金及び負担金は、調定額2,329万240円、収入済額2,043万2,420円、不納欠損額28万円で、収入未済額は257万7,820円、収納率は87.7%となりました。2款使用料及び手数料は、調定額8,567万2,210円、収入済額は7,826万2,510円、不納欠損額10万7,870円で、収入未済額は730万1,830円、収納率は91.4%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額9億6,788万1,994円、収入済額は9億5,761万4,474円で、不納欠損額38万7,870円、収入未済額は987万9,650円で、収納率は98.9%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額9億8,632万3,000円に対しまして、支出済額9億5,046万4,474円、翌年度繰越額2,700万円、不用額は885万8,526円で、執行率は96.4%となりました。

次に、10ページ、介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出決算であります。歳入、1款保険料は、調定額1億5,501万6,828円、収入済額は1億4,815万9,890円、不納欠損額21万7,400円、収入未済額は663万9,538円で、収納率は95.6%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額8億4,992万3,863円、収入済額は8億4,306万

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

6,925円、不納欠損額21万7,400円、収入未済額は663万9,538円で、収納率は99.2%となりました。

歳出は、1款総務費から7款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額8億3,478万2,000円に対しまして、支出済額8億1,751万1,681円、不用額は1,727万319円で、執行率は97.9%となりました。

次に、11ページ、サービス事業勘定であります。歳入、1款サービス収入は、調定額4億3,826万4,507円、収入済額は4億3,707万4,557円、収入未済額は118万9,950円で、収納率は99.7%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額5億1,470万7,016円、収入済額は5億1,351万7,066円で、収入未済額は118万9,950円で、収納率は99.8%となりました。

歳出は、1款サービス事業費から3款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額5億1,001万4,000円に対しまして、支出済額5億390万9,273円、不用額は610万4,727円で、執行率は98.8%となりました。

次に、12ページ、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ですが、歳入の1款後期高齢者医療保険料は、調定額6,150万829円、収入済額は6,007万6,350円、不納欠損額5,500円、収入未済額は141万8,979円で、収納率は97.7%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額9,390万5,410円、収入済額は9,248万931円、不納欠損額5,500円、収入未済額は141万8,979円で、収納率は98.5%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で申し上げますが、最終予算額1億443万5,000円に対しまして、支出済額9,138万5,453円、不用額は1,304万9,547円で、執行率は87.5%となりました。

以上で平成24年度決算資料についての説明を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明申し上げます。

初めに、産業の振興であります。基幹産業であります酪農情勢につきましては、搾乳戸数減少の中で生乳生産量は15万8,500トン、対前年比99.4%となりましたが、良質自給飼料の確保に努めました。

また、環境と調和した生産の実現に向け、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を立ち上げ、家畜ふん尿の適正利用を促すとともに、家畜疾病予防対策に取り組みました。中山間地域等直接支払交付金制度につきましては、集落協定参加371件、協定面積2万5,609ヘクタール、交付金額は4億29万円となり、耕作放棄地の発生抑止等の効果を上げています。

一方、消費については、1リットルパックのしべちゃ牛乳の市販が始まり、酪農への理解が醸成されることを期待するところです。

林業の振興につきましては、造林事業の積極的な展開と林道網の整備を行いました。森林整備地域活動支援交付金制度につきましては、41名の森林所有者と2,782ヘクタールの森林を対象に協定を締結し、10路線で6,090メートルの作業路の補修等を行い、適切な森

林整備の推進がなされました。

なお、エゾシカの食害対策につきましては、鳥獣被害対策実施隊を組織するとともに、新たな捕獲方法の実証試験に協力し、わな免許取得を促す取り組みを継続したほか、捕獲物の有効利用に着手しました。

商工業の振興につきましては、商工会への支援を行うとともに、交流人口、定住人口の増加を目的とした取り組みへの支援と、新たな起業に対する支援により、地域循環を促進しました。

労働対策につきましては、冬期雇用対策、生活安定対策、職業病予防対策など、労働者福祉の向上に努めました。

観光の振興につきましては、都市部においての観光物産PRや町内イベントへの支援を行うとともに、観光施設の維持管理に努めました。

次に、生活環境の整備についてであります。安心して暮らせるまちづくりとして、地域要望や計画の優先度に配慮しながら、社会資本の整備に努めました。

町道につきましては、町内各地で整備を進め、平成24年度末道路現況では508路線、729キロメートル、改良延長394キロメートル、舗装延長358キロメートルとなり、改良率は54.1%、舗装率は49.2%となりました。

冬期の道路維持管理につきましては、直営及び委託業者18社により交通の確保を行うとともに、歩車道路面の凍結対策に努めました。

都市公園につきましては、常盤児童公園の改修を実施し、公営住宅につきましては、麻生団地で1棟4戸の建てかえを進めました。

下水道事業につきましては、磯分内地区の整備が完了し、全地区の供用を開始しました。次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてであります。

社会福祉を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、各保健福祉計画の着実な推進を図るとともに、保健・福祉・医療、また各関係機関・団体との連携のもと、施策の推進を図りました。

高齢者福祉につきましては、各種福祉事業を円滑に進めるとともに、デイサービスセンターのリフトつき送迎用バスを更新しました。

障害者福祉につきましては、安心して暮らせる地域社会の充実を図るとともに、障害者虐待防止センターを開設し、児童福祉につきましては、さくら保育園と幼稚園を合築し、児童館は移転改築を実施し、子育て支援の体制確保に努めました。

住民の健康増進につきましては、国保人間ドックや総合健診の実施による疾病の早期発見に努めるとともに、各種予防接種への費用助成を行い、感染症やがん予防対策に努めました。

町立病院の運営につきましては、職員のスキルアップと患者の立場に立った医療サービスの提供に努めるとともに、利用しやすい施設づくりに取り組みました。

廃棄物の処理につきましては、住民の協力のもと、減量化、資源化に努めるとともに、

自然の番人宣言に基づく清掃活動を行いました。また、野生大麻の撲滅に向けた取り組みを進めました。

安全・安心な暮らしの施策につきましては、防災意識の高揚のために防災の日に合わせ、総合防災訓練を実施しました。また、耐震改修促進計画に沿って、公共施設の耐震化を進めました。

交通安全運動につきましては、関係団体や地域会等と連携し、取り組みを進めるとともに、安心なまちづくりとして各種防犯活動も積極的に進めました。

次に、教育の振興についてであります。心豊かな人間性と望ましい社会性の育成を目標に、学校、家庭、地域社会の連携を一層深め、それぞれの教育機能を有機的に関連づけられるよう努めたところであります。

学校教育につきましては、子供一人一人の能力や可能性を見出し、みずから学ぶ意欲や判断力、表現力等の育成を重視した知・徳・体の調和のとれた教育の推進に努めました。

知として確かな学力の向上につきましては、指導と評価の一体化による指導の工夫、ALTの派遣など創意ある教育課程の編成に努め、標茶中学校と塘路小中学校を研究指定校とし、学校教育の充実を図りました。

徳として豊かな心を育てる教育では、道德教育の充実に努め、不登校、いじめ防止にかかわる一校一運動の取り組みを推進しました。

体として心身ともに健康な生活を送るための基盤づくりとして、健康教育の推進を図るとともに、各種定期検診等を行い、疾病、事故の予防に努めました。

特別支援教育については、標茶小学校と標茶中学校にそれぞれ支援員を配置し、また校内委員会等が十分機能する体制づくりや特別支援教育連絡協議会の事業を通しての指導力の向上に努めました。

通学路等の安全確保につきましては、交通安全教室を開催するとともに、通学路安全マップを作成し、安全確保の充実に努めました。

学校施設の整備につきましては、標茶小学校の外構整備工事に着手し、標茶中学校屋外給水設備の改修を行ったところであります。

学校給食につきましては、食中毒防止のため、徹底した衛生管理を図りつつ、より安全・安心で栄養バランスのとれた献立に努めるとともに、地場産品利用によるふるさと給食を実施しました。

遠距離通学につきましては、16路線のスクールバス運行により通学の確保を図りました。社会教育につきましては、幼少年から高齢者までの各期にわたり、学習の提供やライフスタイル、地域課題に即した学習支援を展開し、成果が日常生活や地域づくりに生かされるよう努めました。

幼少年教育につきましては、アドベンチャースクール、地域子ども教室、子どもの夢を育てるまつり等を開催し、また家庭教育支援として、親子ふれあい体操の推進と各公民館において親子を対象とした各事業を開催し、家庭と地域の教育力の向上を目指しました。

青年教育につきましては、成人式前夜祭をみずから企画する活動機会として提供し、仲間づくりや青年の社会的役割の自覚を促す働きかけを行いました。

成人教育につきましては、公民館事業を中心として地域課題解決のための学習や各種教室、講座の開催を行いました。また、女性の活動では、女性のつどいなど、自主的で多彩な活動が展開されております。

高齢者教育につきましては、6館共同事業による相互交流を図るとともに、たんちょう大学など高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境づくりに取り組みました。

文化の振興につきましては、各種助成、補助制度を通じた団体の育成や文化講演会、文化バスの運行など、機会充実に努めました。

スポーツの振興につきましては、各スポーツ団体の活動支援を図るとともに、広報誌「スポーツしべちや」による情報発信に努めました。また、健康づくり運動指導員及び専門員などが保健部門との連携を通じた健康づくり、健康増進に取り組みました。

図書館につきましては、図書資料の充実に努めるとともに、広大なエリアをカバーする移動図書館バスの運行を行い、配本所の設置や個人宅の巡回など、きめ細やかなサービスの充実に努めました。

郷土館につきましては、館外の移動展示に力を注ぐほか、多様な学習要望に対応するよう努めるとともに、貴重な動植物の学術調査を行いました。

次に、地域活動の振興についてであります。地域の特性や魅力を生かしながら、個性ある自立したまちづくりの構築に向けて、地域力向上のために必要な措置を講じるとともに、地域との任務分担を図りながら、よりよい地域づくりに努めてきました。

次に、10ページからの予算執行の実績については、主なもののみ説明をさせていただきます。

2款総務費ですが、町有施設の整備では、決算額3,095万1,000円、執行率はおおむね100%でありまして、施設の長寿命化を図りました。

町営バス運行では、決算額6,848万7,000円、執行率は99.7%でありまして、6路線の運行とバス1台の更新により地域交通の確保を図ったところであります。

地域振興事業では、決算額1,906万1,000円、執行率は99.7%でありまして、定住促進としてお試し暮らし住宅を整備し、また自主的な自治会活動を支援する地域振興事業、自治会振興事業を通じ、コミュニティーの形成に努めました。

次に、3款民生費ですが、社会福祉の増進では決算額1億8,547万2,000円、執行率はおおむね100%でありまして、社会福祉協議会を初めとする各団体の支援により、自主活動の向上を図り、ホットライフ制度として低所得者世帯への生活支援を行いました。また、国民健康保険事業特別会計へ1億2,741万3,000円を繰り出し、被保険者の負担軽減と会計の安定化を図ったところであります。

次に、12ページ、高齢者福祉の増進では、決算額2,876万2,000円、執行率は96%でありまして、1、敬老会助成から13、徘徊高齢者等位置情報検索システム運営までの事業を実

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

施し、記載の成果を得たところであります。

心身障害者福祉の向上では、決算額2億4,654万6,000円、執行率は99.9%でありまして、1、福祉団体活動費助成から14、重度心身障害者医療費助成までの事業を実施し、自立支援と社会参加の促進等を図りました。

15ページと16ページの児童福祉の増進では、決算額3億7,259万2,000円、執行率は99.8%でありまして、1、学童保育所の運営から5、子育て応援チケットまでの事業を実施し、記載の成果を得るとともに、さくら保育園の改築、児童館の移転改修を行いました。

次に、4款衛生費ですが、保健衛生及び予防対策では、決算額4,870万7,000円、執行率は99.3%でありまして、11、予防事業では任意の予防接種であるヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンを接種費用無料で実施しました。

病院事業会計補助金につきましては、負担金として3億7,939万9,000円、補助金として7,084万5,000円を支出し、医療供給体制の充実と会計の安定を図ったところであります。

じんかい処理事業では、決算額1億5,011万5,000円で、一部事務組合である川上郡衛生処理組合の運営費を負担し、クリーンセンターの維持管理及び一般廃棄物の収集の委託などや最終処分場残余容量の測定を実施し、廃棄物の適正処理など記載の成果をおさめたところです。

次に、5款労働費ですが、勤労者会館の運営、雇用対策、職業病対策の各事業を行いました。

次に、6款農林水産業費であります。農業基盤の整備では、決算額3億9,655万3,000円、執行率は88.5%であり、施策の成果として、農道7本の整備や道営土地改良事業で3地区、畜産担い手総合整備事業で1地区の事業などを行いました。

農業経営の振興では、決算額4億3,026万円、執行率は99.9%でありまして、施策の成果では、新規就農者支援事業により就農研修、営農の安定化に寄与し、中山間地域等直接支払交付金事業により農村の持つ多面的機能の維持が図られ、学校給食牛乳供給支援事業により消費者との交流の活性化が図られるなど、記載の成果をおさめたところです。

22ページ、育成牧場運営事業では、決算額4億2,459万3,000円、執行率は99.8%でありまして、育成と哺育の受託により、酪農経営の安定と後継牛の確保に貢献したところであり、また牧野衛生対策を実施しました。

22ページと23ページの林業の振興では、決算額1億3,437万6,000円、執行率は99.3%でありまして、施策の成果では、森林整備地域活動支援事業により、不在村森林所有者の植林及び保育等の促進と維持管理の徹底が図られたとともに、各事業による植栽や除間伐により森林機能の高度発揮が図られました。また、有害鳥獣駆除、特にエゾシカの個体数削減に積極的に取り組んだところでもあります。

水産業の振興では、最終予算額、決算額はともに64万6,000円でありまして、ワカサギふ化増殖事業等に支援を行い、内水面漁業活動の振興と安定化を図ったところでもあります。

次に、7款商工費、商工業の振興についてであります。決算額は1億9,430万2,000円、

執行率は99.9%でありまして、施策の成果では、中小企業への融資及び保証料補助、利子補給補助を行うとともに、割り増しつき地域商品券発行への補助、新たな起業へのチャレンジや買い物不便地域への出前商店街への支援を行い、地域経済の活性化を図ったところでありまして。

24ページ、観光の振興では、決算額2,285万5,000円で、産業まつりの支援、各観光施設の維持管理に努めました。

次に、8款土木費であります。町道の整備では、決算額7億7,878万1,000円、執行率は99.9%でありまして、虹別斜線防雪柵の新設、標茶中茶安別線等の整備を行うとともに、補修工事、冬期の除排雪対策、除雪グレーダーの更新を行い、交通の確保と利便性の向上に努めました。

25ページ、都市公園整備事業では、決算額4,178万9,000円、執行率は99.6%でありまして、各公園の維持管理に努めるとともに、常盤児童公園の改修工事を行い、利便性の向上を図りました。

町営住宅建設事業では、決算額は5,798万7,000円でありまして、施策の成果では、麻生団地において除却と1棟4戸の建てかえを行ったところでありまして。

9款消防費であります。一部事務組合であります釧路北部消防事務組合に対する負担を行うとともに、非常用備蓄品の購入を行い、防災対策の充実に努めました。

10款教育費であります。26ページ、小学校教育では、決算額は6,557万4,000円でありまして、施策の成果では、標茶小学校と塘路小中学校の外構整備やスクールバスの更新を行い、教育環境及び安全性の向上を図るとともに、父母負担の軽減、特別支援教育の推進などを行い、記載の成果を得たところでありまして。

中学校教育では、決算額2,187万4,000円、執行率は99.1%でありまして、施策の成果では、中体連運営費の助成を行い、教育振興の増進を図るとともに、小学校教育と同様、父母負担の軽減、特別支援教育の推進等を行い、記載の成果を得たところでありまして。

27ページ、幼稚園教育では、決算額は1億5,610万6,000円で、園舎の改築を行い、快適な環境づくりに努めました。

社会教育では、決算額620万1,000円、執行率は94.8%でありまして、1、幼少年教育から7、町民憲章の啓蒙まで、それぞれ記載の成果を得たところでありまして。

30ページの図書蔵書充実では、決算額676万9,000円、執行率は97.3%でありまして、緊急雇用創出推進事業を活用した蔵書のデータ管理を進めたところでありまして。

保健体育の振興では、40回を迎えた駅伝競走大会に特別枠を設け、参加者の拡大を図りました。

31ページ、学校教育施設整備であります。決算額は2,252万円で、教育環境の充実に努めました。

13款諸支出金の下水道事業の決算額は3億1,692万8,000円で、特別会計への助成でそれぞれ記載の成果をおさめたところでありまして。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

以上が平成24年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容説明であります。説明を割愛させていただきました項目につきましては、お目通しをいただき、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、平成24年度基金の運用状況についてご説明を申し上げます。

1 ページ、育英資金貸付基金の運用状況調書であります。基金の額は3,450万2,500円で、本年度運用状況につきましては、貸付金返済は16件で180万3,200円、貸し付けは新規3件、継続4件の計7件で、金額は新規84万円、継続で114万円、貸付合計で198万円となっています。本年度末現在高につきましては、現金または預金で1,339万9,900円、貸し付けで54件、2,110万2,600円となっております。

次に、2 ページ、農林漁業振興資金貸付基金であります。当該年度について運用実績はございませんでした。

3 ページ、医療資金貸付基金の運用状況調書であります。基金の額は300万円で、本年度運用状況につきましては、貸付金返済は3件で37万8,340円、貸し付けは新規2件で28万8,570円となっています。本年度末現在高は、現金または預金で300万円で、貸付件数はございません。

次に、4 ページ、土地開発基金の運用状況調書であります。基金の額は3億1,618万2,973円で、本年度運用状況につきましては、利子積み立てが1万4,732円、土地取得が211万8,880円となっております。本年度末現在高の内訳は、現金または預金1億5,930万3,676円、土地で1億5,687万9,297円となっております。

次に、平成24年度財産に関する調書についてご説明申し上げます。

1 ページ、総括であります。

公有財産、(1)、土地及び建物であります。決算年度中に増減のありました項目のみについてご説明いたします。

まず、土地についてであります。公共用財産、その他の施設で431平方メートルの増、その他で1万1,207平方メートルの増、合計で1万1,638平方メートルの増となり、決算年度末現在高は9,684万8,756平方メートルとなりました。

建物については、延べ面積計で申し上げます。公共用財産、公営住宅で119平方メートルの増、その他の施設で112平方メートルの増、その他で1,078平方メートルの増、合計で1,309平方メートルの増となり、決算年度末現在高は14万9,672平方メートルとなりました。

次に、(2)、山林であります。面積に決算年度中増減はなく、立木の推定蓄積量では所有量で1万9,620立方メートルの増、分収量で694立方メートルの増、合計で2万314立方メートルの増となり、決算年度末現在高は64万4,374立方メートルとなりました。

(3)、有価証券であります。決算年度中の増減はありませんでしたので、決算年度末現在高は1,834万円であります。

次に、2 ページ、出資による権利であります。決算年度中の増減はありませんでした。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

決算年度末現在高合計は3,473万3,500円であります。

次に、3ページ、物品であります。増減のあった区分のみご説明申し上げます。

1番乗用車は1台の増、5番バスは1台の増、8番貨物車は2台の増、12番福祉車両は1台の増、16番ダンプは1台の減、18番ショベルローダーは1台の増、26番トラクターは1台の増、27番オートバイは2台の減、28番ミニショベルローダーは1台の増で、全体では5台の増となりました。

次に、4ページ、基金についてであります。

まず、(1)、育英資金貸付基金につきましては、決算年度中の増減はございませんので、決算年度末現在高は3,450万2,500円であります。

(2)、財政調整基金につきましては、元金積み立て4億804万2,000円に、利子積み立て8万2,196円を加えた額から取り崩し3億円を差し引いた1億812万4,196円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は11億819万2,591円となりました。

(3)、土地開発基金につきましては、不動産土地で304平方メートルの増で、決算年度末現在高は3万295平方メートルとなり、現金につきましては、利子積み立て1万4,732円から土地取得費211万8,880円を差し引いた210万4,148円が決算年度中の減となり、決算年度末現在高は1億5,930万3,676円となりました。

(4)、医療資金貸付基金につきましては、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は300万円であります。

次に、5ページ、(5)、国民健康保険財政調整基金につきましても、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は10万399円であります。

(6)、減債基金につきましては、元金積み立て2億3,829万円に利子積み立て3万6,712円を加えた額から取り崩し2億544万1,000円を差し引いた3,288万5,712円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は5億2,851万8,415円となりました。

(7)、福祉基金につきましては、利子積み立て2,386円から取り崩し526万円を差し引いた525万7,614円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億7,473万7,317円となりました。

(8)、町営住宅整備基金につきましては、元金積み立て3,978万円に利子積み立て4万6,349円を加えた額から取り崩し443万8,350円を差し引いた3,538万7,999円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は5億880万8,943円となりました。

6ページです。

(9)、町有施設整備基金につきましては、元金積み立て5,776万3,000円から取り崩し2,980万265円を差し引いた2,796万2,735円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は2億268万6,780円となりました。

(10)、介護給付費準備基金につきましては、元金積み立て89万3,813円に利子積み立て550円を加えた額89万4,363円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は475万2,180円となりました。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

(11)、学校教育施設整備基金につきましては、元金積み立て3,000万円に利子積み立て1万8,356円を加えた額から取り崩し2,252万650円を差し引いた749万7,706円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億1,238万7,604円となりました。

(12)、地域交通対策基金につきましては、元金積み立て500万7,400円から取り崩し1,062万3,524円を差し引いた561万6,124円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は2億2,043万2,201円となりました。

(13)、地域文化振興基金につきましては、元金積み立て69万7,000円から取り崩し278万1,414円を差し引いた208万4,414円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億302万9,585円となりました。

次に、8ページ以降の行政財産及び普通財産の調書につきましては、前段の総括公有財産と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

次に、平成24年度標茶町一般会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業で全体計画の年割額では平成23年度2,250万円、平成24年度1億56万円、合計で1億2,306万円、財源内訳の計では国道支出金8,614万2,000円、地方債3,680万円、一般財源11万8,000円でありまして、実績につきましては、全て全体計画と同額となっています。

次に、平成24年度標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

初めに、健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字が発生しておりませんので、比率は出てまいりません。実質公債費比率は12.1%で、対前年比1.2ポイントの減、将来負担比率は53.9%で、対前年比10.7ポイントの減となり、法律に規定する4指標全てが括弧内に記載しております早期健全化基準をクリアしております。

次ページの資金不足比率につきましても、資金不足が生じておりませんので、比率は発生せず、括弧内に記載しております経営健全化基準をクリアしております。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして認定第1号から第5号までの決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての説明を終わります。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 認定第6号 平成24年度標茶町病院事業会計決算についてご説明いたします。

まず、附属資料からご説明をいたします。7ページをお開きください。

平成24年度標茶町病院事業報告書、1、概況、（1）、総括事項であります。平成24

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

年度における町立病院の運営につきましては、病院長以下全職員が一丸となって鋭意努力をしてきたところであります。

平成16年4月からスタートしました医師の臨床研修制度の影響などにより、外科は1年間のうち6カ月が月単位から週単位への医師派遣の変更や、内科は夏期休暇取得に係る代替医師の派遣中止など、医師派遣元である道内3医育大学関係医局の医師不足が依然続いており、町立病院の医師の増員はもとより、現状の4名の常勤医師を確保していくことさえ厳しい状況下に置かれています。

しかしながら、自治体病院は地域住民のために中核病院としての役割を持ち、良質な医療サービスの提供が期待されているところであり、町内唯一の医療機関である当病院も救急指定病院として24時間体制をとり、日夜懸命の努力をしてきたところでございます。

医業収益全体につきましては、前年度に比較して6.7%上回る4,420万6,000円の増収となりました。主な要因としましては、入院収益は入院基本料の10対1の維持に加え、患者数が前年度比1日平均3人増の延べ1,084人増加し、前年度比5,191万5,000円の増収となったことが挙げられます。

一方、医業費用ですが、給与費は作業療法士の採用等による給料の増のほか、外科医の月交代から週交代派遣に変更となったことによる報酬の増など、前年度比較では2,720万2,000円の増、材料費は薬品費の減等による前年度比571万2,000円の減、経費は前年度比おおむね同額となり、総体では前年度に比べ2,134万1,000円の支出増となりました。最終的に医業収支では3億9,040万7,000円の損失となりましたが、医業外収益では一般会計より4億5,024万4,000円の繰入金を受け、1,247万2,000円の純利益を計上しました。この結果、累計欠損金1,214万7,000円を減額したことにより全額解消となり、年度末において利益剰余金として32万5,000円を計上したわけであります。

資本的収支につきましては、建設改良費として2,016万8,000円を投入して分娩監視装置等医療器械及びエアコン設備等の整備を行ったほか、企業債として8,777万5,000円を償還し、その財源としては過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

次に、診療体制につきましては、在任医師並びに北海道大学、札幌医科大学当局のご厚意、ご尽力により、昨年同様、内科医2名、外科医1名、産婦人科医1名の常勤体制で臨み、小児科は旭川医科大学のご配慮により週1回の医師派遣体制での診療の充実を図っています。また、北海道大学医学部消化器外科Ⅰ（旧第一外科）からは毎週末、金曜日から日曜日までのほか、年末年始及びゴールデンウィークにおける当直医の派遣をいただき、常勤医師の負担軽減につながりました。

自治体病院を取り巻く医療環境はまことに厳しい状況下にあります。こうした実情を十分踏まえて、医師の確保等、住民の医療確保に万全を期し、今後も経営健全化に向けて一層の努力をする所存であります。

次ページへ参ります。8ページでございます。

(2)の議会議決事項につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略さ

させていただきます。

(3)の職員に関する事項、イの職員数につきましては、前年度に比べて増減のあった部分でご説明いたしますと、医局のリハビリは作業療法士採用で1人の増、看護部の正看は看護師採用で1人の増及び准看は退職で2人の減、事務局は病気休暇代替臨時職員採用による1人の増で、計の差し引き増減は1人の増となっております。

次のページへ参ります。

2、工事等、(1)、建設工事の概況であります。町立病院エアコン設備設置電気設備工事等3件で契約金額1,597万500円、(2)、器械・器具等は新感覚波ワイドレンジ治療器の166万9,500円からお薬手帳ラベルプリンターの46万2,000円まで計7件で、総額520万5,900円を投入し、整備を図りました。

次ページへ参ります。

3、業務、(1)、患者取扱状況であります。24年度の入院は1万5,677人で、前年度比1,084人の増、外来は3万8,551人で、前年度比37人の増となり、計では5万4,228人で、前年度比1,121人の増となりました。1日当たり患者数では、入院43.0人、外来158.0人で、前年度比は入院で3.1人の増、外来で0.2人の増となっております。患者1人1日当たり診療収入では、入院で2万7,766円、前年度比1,495円の増、外来で5,578円、前年度比59円の減となっております。

(2)、事業収支に関する事項、収益的収入及び支出の収入ですが、医業収益は7億725万2,912円で、前年度比4,420万5,585円の増となっており、うち入院収益につきましては4億3,529万1,884円で、前年度比5,191万4,555円の増、外来収益は2億1,502万2,566円で、前年度比207万7,703円の減、その他医業収益につきましては5,693万8,462円で、前年度比563万1,267円の減でございます。

医業外収益につきましては4億6,090万1,336円で、前年度比3,486万6,215円の減となっており、うち受取利息配当金は453万2,991円で、前年度比177万9円の減、他会計補助金は7,084万5,000円で、前年度比4,832万5,000円の減、他会計負担金は3億7,939万9,000円で、前年度比1,522万5,000円の増、患者外給食収益は215万2,724円で、前年度比2万6,543円の増、その他医業外収益は397万1,621円で、前年度比2万2,749円の減、特別収益の固定資産売却益は371万6,670円で、前年度比同額の増でございます。

収益的収入の合計は11億7,187万918円で、前年度比1,305万6,040円の増となったところでございます。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次のページへ参ります。

支出につきましては、医業費用は10億9,765万9,822円で、前年度比2,060万8,571円の増で、うち給与費は7億6,503万3,419円で、前年度比2,720万2,405円の増、材料費は1億736万1,976円で、前年度比571万1,728円の減、経費は1億4,552万2,923円で、前年度比39万4,198円の増、減価償却費は7,467万9,460円で、前年度比105万3,303円の減、資産減耗費は162万6,730円で、冷蔵庫等10件の廃棄処分によるもので前年度比32万480円の増、研

究研修費は343万5,314円で、前年度比54万3,481円の減でございます。

次に、医業外費用は6,173万9,080円で、うち支払利息及び企業債取扱諸費4,736万8,952円、患者外給食材料費181万8,095円、消費税137万7,200円、雑損失1,117万4,833円で、医業外費用総体の前年度比は440万9,356円の減となっています。なお、雑損失につきましては、本収支が税抜きのため、収益的支出の仮払消費税及び仮払地方消費税1,292万1,064円と工事及び器械・器具等消費税100万8,400円を合計した中から収益的収入の仮受消費税及び仮受地方消費税275万4,631円を差し引いた額を計上しております。構成比、収入に対する割合は、記載のとおりでございます。

収益的支出の合計は11億5,939万8,902円で、前年度比1,619万9,215円の増となりました。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、固定資産売却代金は18万7,970円で、前年度比同額の増、投資はゼロ円で、前年度比1億円の減、資本的収入の合計は18万7,970円で、前年度比9,981万2,030円の減でございます。

支出につきましては、建設改良費の有形固定資産購入費は新感覚波ワイドレンジ治療器等7件の購入で495万8,000円で、前年度比4,044万8,500円の減、病院建設費はエアコン設備等工事3件の1,521万円で、前年度比同額の増、企業債償還金は8,777万5,238円で、前年度比294万2,183円の増、その他固定負債償還金はゼロ円で、前年度比320万2,000円の減、支出合計は1億794万3,238円で、前年度比2,549万8,317円の減となっており、不足する財源としては、過年度分損益勘定留保資金で補填をして決算を終えました。

次に、12ページへ参ります。

4、会計、(1)、企業債の概況であります。17ページをお開きください。下段に企業債明細書がありますが、平成24年度における企業債の発行額はありません。発行総額は7件で22億2,150万円、当年度償還高8,777万5,238円、償還高の累計は9億860万4,359円、未償還残高は13億1,289万5,641円となっております。

次に、13ページをお開きください。

13ページから16ページまでの平成24年度標茶町病院事業会計収益費用明細書につきましては、先ほど説明いたしました収益的収入及び支出を細分化したものでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、17ページへ参ります。

固定資産明細書ですが、(1)、有形固定資産明細書、土地以下車両までの年度当初の現在高の合計は31億8,939万8,458円、当年度増加額は建物でエアコンとエアコン設備等工事3件で1,521万円、器械・備品で495万8,000円、新感覚波ワイドレンジ治療器7件購入による増で、合計2,016万8,000円でございます。当年度減少額は、土地で18万7,970円、建物で2,355万円、器械・備品で冷蔵庫等10件の廃棄処分による898万4,600円でございます。年度末現在高の合計は31億7,684万3,888円、減価償却累計額のうち当年度増加額合計は7,467万9,460円、当年度減少額につきましては3,090万7,870円であります。累計の合計は12億4,988万4,976円、年度末償却未済額合計は19億2,695万8,912円となっております。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

次に、（２）、無形固定資産明細書ですが、電話加入権で年度当初の現在高は38万8,032円であり、年度中の増減、減価償却を含めて異動がありませんので、年度末現在高も同額となります。

（３）の投資明細書ですが、一般会計等への長期貸付金で、年度当初の現在高が４億円で、年度末現在高も同額であります。

次に、３ページの財務諸表についてご説明いたします。平成24年度標茶町病院事業損益計算書でありまして、１、医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益を合わせまして7億725万2,912円。２の医業費用につきましては、（１）、給与費から（６）、研究研修費まで合わせまして10億9,765万9,822円であり、医業損失は3億9,040万6,910円となりました。３の医業外収益につきましては、（１）の受取利息配当金から（５）のその他医業外収益まで合わせて4億6,090万1,336円であり、４の医業外費用は、（１）の支払利息及び企業債取扱諸費から（４）の雑損失まで合わせて6,173万9,080円で、医業外収益合計から医業外費用合計額の差し引き額は3億9,916万2,256円となり、その額から医業損失を差し引いた額875万5,346円が経常利益となります。５の特別利益の（１）、固定資産売却益が土地売却の371万6,670円で、これに経常利益を加算した額が当年度純利益1,247万2,016円でございます。前年度繰越欠損金は1,214万7,387円でありますので、当年度純利益からこの額を差し引きますと、利益剰余金は32万4,629円計上されることになりました。次に、４ページへ参ります。

平成24年度標茶町病院事業剰余金計算書であります。資本金の自己資本金は当年度末残高で9億38万7,743円、借入資本金は企業債で当年度末残高で13億1,289万5,641円、剰余金の資本剰余金につきましては、受贈財産評価額の当年度末残高は624万円、その他資本剰余金の当年度末残高は2億6,279万2,000円で、資本剰余金合計の当年度末残高は2億6,903万2,000円であります。利益剰余金の未処分利益剰余金の年度末残高は32万4,629円、欠損金の未処理欠損金の1,214万7,387円が全額回収され、年度末残高はゼロ円であります。資本合計の当年度末残高は24億8,264万13円となります。

下段の平成24年度標茶町病院事業剰余金処分計算書の説明は省略いたします。

次ページに参ります。

平成24年度標茶町病院事業貸借対照表についてであります。資産の部では、１、固定資産、（１）、有形固定資産のイの土地からホの車両までの有形固定資産合計19億2,695万8,912円。（２）、無形固定資産の合計は38万8,032円で、前年度と変更はございません。（３）、投資のイ、長期貸付金は一般会計等への長期貸付金４億円で、投資合計も同額であります。固定資産の合計は23億2,734万6,944円でございます。

２の流動資産は、（１）、現金・預金で1億3,201万7,309円、（２）、未収金で9,361万2,019円、（３）、貯蔵品で667万1,447円であり、未収金、貯蔵品の内訳につきましては18ページの参考資料に記載のとおりでございます。したがって、流動資産合計は2億3,230万775円となり、資産合計は25億5,964万7,719円となりました。

次ページへ参ります。

負債の部、3、流動負債は、(1)、未払い金で7,045万5,885円、(2)、預かり金で655万1,821円、流動負債合計7,700万7,706円、負債合計も同額であります。なお、未払い金、預かり金の内訳は、19ページに記載のとおりでございます。

資本の部ですが、4、資本金は先ほどの説明のとおり、資本金合計で22億1,328万3,384円でございます。

5、剰余金は、剰余金合計で2億6,935万6,629円、資本合計は24億8,264万13円となり、負債資本合計は25億5,964万7,719円となりました。

次に、1ページをお開きください。

平成24年度標茶町病院事業決算報告書であります。(1)、収益的収入及び支出ですが、収入につきましては、第1款病院事業収益の予算額合計は12億943万5,000円で、決算額は11億7,462万5,549円、予算額に比べ決算額の増減は3,480万9,451円の減となり、決算額のうち消費税及び地方消費税として収入された額は275万4,631円であります。内訳であります。第1項医業収益は、予算額合計6億9,813万円、決算額は7億978万9,000円となり、予算額との対比では1,165万9,000円の増であります。第2項医業外収益は、予算額合計が5億759万8,000円、決算額は4億6,111万9,879円となり、予算額との対比では4,647万8,121円の減となりました。第3項特別利益は、予算額合計が370万7,000円、決算額は371万6,670円となり、予算額との対比では9,670円の増となりました。

支出につきましては、第1款病院事業費用の予算額合計は12億943万5,000円、決算額は11億6,114万5,133円、不用額は4,828万9,867円で、執行率は96.0%となっております。また、決算額のうち消費税及び地方消費税として支出された額は1,292万1,064円であります。内訳であります。第1項医業費用は、予算額合計11億5,818万6,000円、決算額11億1,048万9,981円で、不用額は4,769万6,019円で、執行率は95.9%となっております。第2項の医業外費用は、予算額合計5,074万9,000円、決算額は5,065万5,152円、不用額は9万3,848円で、執行率は99.8%となっております。第3項予備費は、予算額合計50万円で決算額はゼロであります。

次に、2ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入は、第1項固定資産売却代金で、予算額合計は19万7,000円で、決算額は18万7,970円、予算額に比べ決算額の増減は9,030円の減であります。

支出の第1款資本的支出につきましては、第1項は建設改良費で、予算額合計2,117万7,000円、決算額2,117万6,400円、不用額600円で、執行率はおおむね100%となっております。第2項は企業債償還金で、予算額合計8,777万6,000円、決算額8,777万5,238円、不用額762円で、執行率はおおむね100%となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億876万3,668円は、過年度分損益勘定留保資金1億876万3,668円で補填をし、決算を終えたところであります。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

なお、本件につきましては、さきに開催された病院運営委員会に諮問し、原案可決されておりますことを報告いたします。

以上で認定第6号の平成24年度標茶町病院事業会計決算についての説明を終わります。

○委員長（林 博君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 認定第7号 平成24年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、附属書類からご説明いたします。

7ページをお開きください。

決算附属書類、平成24年度標茶町上水道事業報告書、1、概要、（1）、総括事項。本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数2,194戸、給水人口4,449人と計画人口5,020人に対して普及率88.6%であり、前年度と比較し103人の減少となっております。

年間配水量は61万7,337立方メートルで、前年度より3%の減少となりました。また、有収水量においては43万5,379立方メートル、有収率で70.5%と前年度を2.2ポイント上回ったところです。また、給水原価につきましては、1立方メートル当たり190円40銭となり、供給単価155円51銭に対し、その差は34円89銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益6,770万3,533円（消費税込み7,108万8,710円）を主として収入合計8,983万3,156円（消費税込み9,324万5,997円）であり、支出については、人件費2,169万9,743円を初め、企業債利息1,032万7,482円を含め支出合計8,289万3,845円（消費税込み8,484万5,986円）となり、693万9,311円の利益を計上して決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債償還金2,314万5,660円、配水管布設がえ工事等の建設改良費3,067万4,700円（うち消費税146万700円）で、支出合計5,382万360円（消費税込み）に対し、収入は企業債560万円であり、4,822万360円の不足が生じたので、この不足金は、過年度分損益勘定内部留保資金2,361万4,000円、減債積立金処分量2,314万5,660円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額146万700円で補填し、決算を終えたところであります。

したがって、本年度末においては当年度利益剰余金693万9,311円を減債積立金として処分することとなった次第であります。

水道事業は公共事業であることから、常に事業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進を図ることを基本に、収支バランスに留意しつつ現行の料金水準が保持されるよ

う、健全な経営に努める所存であります。

本年度は、ここ2年に事業年度にわたる有収率の低下に起因する過大配水量対策として、昨年度に続き、より高度な調査を実施し、原因の究明及び対策に努めるほか、地方公営企業法の一部が改正されたことを受け、平成26年度の予算から適用となる新会計制度への移行に向けた準備を進めます。

次のページをお開きください。

(2)、議会の議決事項につきましては、記載の4件でございますが、説明を省略させていただきます。

(3)、行政官庁認可事項につきましては、該当事項はございません。

(4)、職員に関する事項、イ、職員数等、兼任職員5名、ロ、給与改定は該当事項はございません。

(5)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項はございません。

2、工事、(1)、建設改良工事の概要でございます。記載のとおり3件の工事を行いまして、内訳といたしましては、検定満了量水器取りかえ工事は2件で551基の交換を行い、工事費は2,500万4,700円。上水道配水管布設がえ工事は66メートルを行い、工事費は567万円です。なお、着工及び竣工年月日につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

3、業務、(1)、事業量、イ、年度末給水人口4,449人、ロ、年度末給水戸数2,194戸、ハ、年間配水量61万7,337立方メートル、ニ、月平均給水量5万1,445立方メートルです。

次のページでございます。

(2)、事業収支に関する事項、収益的収入及び支出の収入でございます。(1)、営業収益は6,882万4,583円で、前年度比6万7,126円の増となっております。うちア、給水収益は6,770万3,533円で、前年度比20万8,276円の増。イ、受託工事収益はゼロ円で、前年度と同じ。ウ、一般会計負担金は90万円で、前年度と同額。エ、その他営業収益は22万1,050円で、前年度比14万1,150円の減です。(2)、営業外収益は2,100万8,573円で、前年度比102万3,181円の減となっております。うちア、受取利息及び配当金は2,493円で、前年度比507円の減。イ、他会計負担金は2,039万8,000円で、前年度比109万3,000円の減。ウ、雑収益は60万8,080円で、前年度比7万3,266円の増。合計では8,983万3,156円で、前年度比95万6,055円の減となったところであります。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。(1)、営業費用は7,245万5,423円で、前年度比355万5,160円の減となっております。うちア、配水及び給水費は3,517万6,462円で、前年度比545万1,488円の減となりましたが、主な内容といたしましては、人件費で130万円、手数料で97万円、修繕費で320万円の減です。イ、受託工事費はゼロ円で、前年度と同じ。ウ、減価償却費は3,349万7,606円で、前年度比14万4,309円の減。エ、資産減耗費は378万1,355円

で、前年度比204万637円の増で、取りかえ量水器の増によるものです。(2)、営業外費用は1,043万8,422円で、前年度比41万9,208円の減。うちア、支払利息及び企業債取扱諸費は1,032万7,482円で、前年度比39万8,508円の減。イ、雑支出は11万940円で、前年度比2万700円の減。合計では8,289万3,845円で、前年度比397万4,368円の減となったところであります。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。(1)、資本的収入は、ア、企業債の560万円で、前年度比80万円の増となっております。

次に、支出でございます。(1)、資本的支出は5,235万9,660円で、前年度比8,103万7,023円の減となっております。うちア、企業債償還金は2,314万5,660円で、前年度比131万2,072円の増。イ、建設改良費は2,912万4,000円で、前年度比8,234万9,095円の減で、釧路川横断配水管布設工事の終了によるものです。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

4、会計に関する事項。(1)、重要契約の要旨につきましては該当事項はございません。(2)、企業債及び一時借入金の概況、イ、企業債残高につきましては、15ページをお開きください。中段、企業債明細書中、中ほど、未償還残高の欄に記載のとおり、合計で2億2,706万9,684円となっております。なお、下段の一般会計借入金明細書は、水源変更による一般会計からの借入金で参考資料として記載しておりますが、借入金の残高は2億3,094万円となっております。

10ページにお戻りください。

ロ、一時借入金につきましては、前年度末残高、借入残高最高額、本年度末残高、いずれもございません。

次の11ページから14ページまでの平成24年度標茶町上水道事業会計収益費用明細書につきましては、今まで説明いたしました収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

15ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。有形固定資産、土地から工具・器具及び備品までの年度当初の現在高は10億5,073万2,837円で、当年度増加額は構築物、配水管で540万円、機械及び装置、検満メーターで2,381万4,000円、合計で2,921万4,000円の増加となっております。当年度減少額は、構築物で14万7,892円、機械及び装置で2,498万4,026円、合計で2,513万1,918円の減少となり、年度末現在高は合計で10億5,481万4,919円となっております。減価償却累計額は、当年度増加額が構築物で1,336万3,482円、機械及び装置で1,959万8,845円、合計で3,296万2,327円。当年度減少額は、機械及び装置の2,120万2,671円、累計は合計で3億382万5,368円、年度末償却未済額は合計で7億5,098万9,551円となっております。無形固定資産、施設利用権で当年度増加額と当年度減少額はともにありませんので、年度当初の現在高及び年度末現在高は1,438万6,127円です。減価償却累計額は、当

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

年度増加額が53万5,279円、当年度減少額はありませぬ。累計合計は956万8,044円、年度末償却未済額は481万8,083円となっております。

3 ページをお開きください。

財務諸表です。平成24年度標茶町上水道事業損益計算書でございますが、これらは前段で説明申し上げましたところの積み上げでございますので、合計額の報告とさせていただきます。

1、営業収益、(1)、給水収益から(4)、その他営業収益までの合計で6,882万4,583円。

2、営業費用、(1)、配水及び給水費から(4)、資産減耗費までの合計で7,245万5,423円、よって営業利益は363万840円の赤字となりました。

3、営業外収益、(1)、受取利息及び配当金から(3)、雑収益までの合計で2,100万8,573円。

4、営業外費用、(1)、支払利息及び企業債取扱諸費と(2)、雑支出で1,043万8,422円、よって営業外利益は1,057万151円の黒字となり、経常利益、当年度純利益は693万9,311円となりました。前年度繰越利益剰余金はありませぬので、当年度未処分利益剰余金は693万9,311円となります。

次のページをお開きください。

平成24年度標茶町上水道事業剰余金計算書でございます。

初めに、資本金です。自己資本金は処分後残高4億1,149万1,003円に当年度変動額として減債積立金からの組み入れ2,314万5,660円が増額され、当年度末残高が4億3,463万6,663円となります。借入資本金の企業債は、処分後残高2億3,178万5,344円に企業債の発行で560万円の増、企業債の償還で1,031万5,660円の減となり、当年度変動額が471万5,660円の減額となり、当年度末残高が2億2,706万9,684円となります。一般会計借入金は、処分後残高2億4,377万円に当年度変動額として企業債の償還で1,283万円の減額となり、当年度末残高が2億3,094万円となります。

次に、剰余金です。資本剰余金の受贈財産評価額は、処分後残高222万2,968円に当年度変動額として配水管布設がえによる除却損への補填で14万7,892円の減額となり、当年度末残高が207万5,076円となります。その他資本剰余金は変動なしで3,649万7,141円。資本剰余金合計は、処分後残高3,872万109円に当年度変動額が14万7,892円の減額で、3,857万2,217円となります。

次に、利益剰余金です。減債積立金は、前年度末残高3,115万72円に前年度処分数392万998円が加算され、処分後残高が3,507万1,070円に、当年度変動額として自己資本金への組み入れ2,314万5,660円が減額となり、当年度末残高が1,192万5,410円となります。利益積立金は変動なしで1,200万円。未処分利益剰余金は、前年度末残高392万998円が減債積立金の積み立てで392万998円の減額となり、処分後残高はゼロ円になり、当年度変動額は当年度純利益693万9,311円で、当年度末残高が693万9,311円。利益剰余金合計は、処分後

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

残高4,707万1,070円に減債積立金から自己資本への組み入れで2,314万5,660円の減、当年度純利益693万9,311円の増で、当年度変動額が1,620万6,349円の減額となり、当年度末残高は3,086万4,721円となります。したがって、資本合計は前年度処分後残高9億7,283万7,526円に当年度変動額1,075万4,241円の減額となり、当年度末残高は9億6,208万3,285円となります。

次に、平成24年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書でございます。資本金及び資本剰余金につきましては、処分額はございませんので、処分後残高は当年度末残高と同額の自己資本金が4億3,463万6,663円、企業債が2億2,706万9,684円、一般会計借入金は2億3,094万円、資本剰余金は3,857万2,217円となっています。

未処分利益剰余金は、当年度末残高693万9,311円に標茶町水道事業の設置等に関する条例第6条による減債積立金への積み立てで693万9,311円を減額し、処分後残高繰越利益剰余金はゼロ円となります。

次のページをお開きください。

平成24年度標茶町上水道事業貸借対照表でございます。

資産の部。

1、固定資産、(1)、有形固定資産、イ、土地からホ、工具・器具及び備品までの有形固定資産合計は7億5,098万9,551円。(2)、無形固定資産、イ、施設利用権で無形固定資産合計は481万8,083円。固定資産合計は7億5,580万7,634円です。

2、流動資産、(1)、現金預金2億3,105万2,646円、(2)、未収金757万594円、流動資産合計は2億3,862万3,240円。したがって、資産合計は9億9,443万874円でございます。

次のページをお開きください。

負債の部。

3、固定負債、(1)、引当金、イ、修繕引当金で3,019万7,341円で、固定負債合計は3,197万341円。

4、流動負債、(1)、一時借入金はなし、(2)、未払い金、消費税で142万6,200円、(3)、前受け金69万6,200円、(4)、預かり金2万7,848円で、流動負債合計は215万248円、負債合計は3,234万7,589円となります。

資本の部。

内訳につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、合計のみの説明とさせていただきます。

5、資本金、資本金合計は8億9,264万6,347円。

6、剰余金、剰余金合計は6,943万6,938円。したがって、資本合計は9億6,208万3,285円、負債資本合計は9億9,443万874円となります。

1ページをお開きください。

平成24年度標茶町上水道事業決算報告書でございます。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

(1)、収益的収入及び支出。

初めに、収入です。第1款水道事業収益、予算額は当初予算額9,654万3,000円に補正予算額123万5,000円を減額し、9,530万8,000円に対し、決算額は9,324万5,997円で、予算額に比べ決算額の増減は206万2,003円の減でございます。

内訳ですが、第1項営業収益、予算額7,429万円に対し、決算額7,220万9,760円で、予算額に比べ決算額の増減は208万240円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は338万5,177円です。

第2項営業外収益、予算額は当初予算額2,225万3,000円に補正予算額123万5,000円を減額し、2,101万8,000円に対し、決算額は2,103万6,237円で、予算額に比べ決算額の増減は1万8,237円の増で、うち仮受消費税及び地方消費税は2万7,812円です。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用、予算額は当初予算額9,478万1,000円に補正予算額93万4,000円を減額し、9,384万7,000円に対し、決算額は8,484万5,986円、不用額は900万1,014円で、執行率は90.4%となっております。

内訳ですが、第1項営業費用、予算額は当初予算額8,311万8,000円に補正予算額135万7,000円を減額し、8,176万1,000円に対し、決算額7,298万1,364円で、不用額は877万9,636円、執行率は89.3%となっております。うち仮払消費税及び地方消費税は52万5,941円です。

第2項営業外費用、予算額は当初予算額1,161万3,000円に補正予算額42万3,000円を増額し、1,203万6,000円に対し、決算額1,186万4,622円で、不用額は17万1,378円、執行率は98.6%となっております。

第3項予備費、予算額5万円に対し、決算額ゼロ円、不用額は5万円で、執行率はゼロ%です。

次のページです。

(2)、資本的収入及び支出。

初めに、収入でございます。第1款資本的収入、資本的収入は第1項企業債だけで、予算額は当初予算額600万円に補正予算額40万円を減額し、560万円に対し、決算額は560万円で、予算額に比べ決算額の増減はゼロ円でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、予算額は当初予算額6,014万6,000円に補正予算額632万5,000円を減額し、5,382万1,000円に対し、決算額は5,382万360円、不用額は640円で、執行率はおおむね100%となっております。

内訳ですが、第1項企業債償還金、予算額2,314万6,000円に対し、決算額2,314万5,660円で、不用額は340円、執行率はおおむね100%となっております。

第2項建設改良費、予算額は当初予算額3,700万円に補正予算額632万5,000円を減額し、3,067万5,000円に対し、決算額は3,067万4,700円、不用額は300円で、執行率はおおむね100%。うち仮払消費税及び地方消費税は146万700円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,822万360円は、過年度分損益勘定留保資金2,361万4,000円、

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

減債積立金処分額2,314万5,660円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額146万700円で補填をし、決算を終えたところでございます。

以上で認定第7号 平成24年度標茶町上水道事業会計決算報告書の説明を終わります。

○委員長（林 博君） 続いて、監査委員から決算審査意見書の補足説明がありましたら許します。

監査委員、田中君。

○監査委員（田中俊彦君）（登壇） 私のほうから決算審査の意見についてご報告を申し上げます。

1 ページでありますけれども、平成24年度標茶町各会計歳入歳出決算審査意見であります。

第1の審査の概要でありますけれども、審査の対象は、（1）として平成24年度標茶町一般会計歳入歳出決算、（2）の平成24年度標茶町特別会計、国民健康保険事業事業勘定、下水道事業、介護保険事業の保険事業勘定、介護保険事業の介護サービス事業勘定、後期高齢者医療の5特別会計の歳入歳出決算であります。

附属書類でありますけれども、平成24年度標茶町各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書であります。

審査の期間でありますけれども、平成25年7月31日から8月5日までの実質4日間実施をいたしました。

3の審査の手続であります。この決算審査に当たりましては、町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したところであります。

第2の審査の結果であります。町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、全て法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、総体として適正に行われているものと認められました。

審査の結果の概要は以下のとおりでありますということで、数字的事項につきましては割愛をさせていただきます。14ページの結びの欄で、要約して申し上げます。

一般会計及び特別会計の予算執行状況及び収入、支出等財務に関する事務等につきましては、総体として適正に執行されたものと認められました。

本年度の一般会計と特別会計を合わせました総決算額を見ますと、歳入146億2,327万7,775円、歳出144億3,947万1,443円で、歳入歳出差し引き額は1億8,380万6,332円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は6,761万4,000円、実質収支の額は1億1,619万2,332円の黒字、

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

単年度収支につきましては、2,809万976円の黒字となっております。また、一般会計歳入歳出決算は、歳入109億4,223万5,235円、歳出108億4,663万5,252円で、前年度に比し歳入は99.4%、歳出は99.1%となり、歳入歳出差し引き額は9,559万9,983円の黒字でありました。翌年度に繰り越すべき財源は6,046万4,000円で、実質収支の額は3,513万5,983円の黒字、単年度収支については1,353万4,346円の赤字となっております。

一般会計の財政構造について見ますと、歳入は主軸となる町税が前年度対比98.9%の9億3,931万2,411円となり、地方交付税は前年対比105.7%の51億8,215万6,000円となっております。さらに不足する財源は、地方債の借り入れや基金の取り崩し等によって賄われ、その構成割合は自主財源が26.7%、依存財源が73.3%となっております。

一方、歳出の執行率は98.5%でありました。

次に、主要な財務比率で見ますと、経常収支比率は77.7%で、6ポイント下降し、通常75%程度におさまることが妥当と考えられますが、改善傾向にあります。依然として財政は厳しい状況にあります。財政力指数は、前年度よりわずかに下降し、0.189となりました。公債費比率は12.1%で、0.7ポイント改善し、警戒ラインをクリアしております。実質公債費比率は12.1%で、1.2ポイント改善されております。

基金積立金につきましては、歳出の削減努力、また地方交付税の増加等により、財政調整基金、減債基金などの13基金全体で1億9,769万411円増加し、今年度末残高は31億6,045万2,191円となっております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公表が義務づけられました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、いずれも早期健全化基準以下でありました。また、企業会計の資金不足比率も経営健全化基準以下でありましたが、国政が不安定の中、地方を取り巻く財政環境は依然として厳しく、長引く景気低迷による税収入減少や公共事業の減少、急速に進行する少子高齢化や過疎化など、町民生活の安全・安心の向上や地域経済の活性化に向けた財政需要等に将来的な展望を含め適切に答えなければなりません。

また、自主財源の中でも大きな割合を占める町税や、町民が直接受益を得ている税外収入金に多額な収入未済額が出ております。収納対策については、各担当課でそれぞれ努力はされているものの、24年度収入未済額は町税の中の町民税においては、個人、法人で2,740万7,734円、固定資産税は4,699万1,540円となっております。税外収入未済額も3億2万9,694円で、収納率は上がってはいるものもありますが、特に農業費分担金、農業用水道使用料、住宅使用料、児童福祉費負担金が多額となっていることから、滞納繰越金の徴収に力を入れながら、現年度における収入未済額を出さない、ふやさないことが今後の課題であります。

歳出削減と同時に自主財源の確保は、ますます重要な課題となっております。町民一人一人が義務を果たし協働のまちづくりの理念のもとに理解を深め、さらには将来に向けて持続可能な財政運営を目指して、一層の努力を期待するものであります。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

次に、15ページの3の特別会計であります。（1）の国民健康保険事業事業勘定特別会計であります、16ページの結びの欄で簡単に要約して申し上げます。

本年度の歳入歳出決算状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は4,479万7,834円の黒字であります。歳入では、基本財源の国民健康保険税が収納対策の効果は見られるものの、平成24年度の収納率は76.6%で、収入未済額は8,161万5,394円となっております。歳出では、保険給付費8億492万191円で、前年度より9,075万211円増加しております。

当会計の安定運営には、保険税収入の確保が重要な課題であり、景気の低迷が長引く中で、厳しい収納環境であります、負担の公平性の観点からも、より一層の収納向上対策に努められるとともに、医療費負担抑制につながる健康づくりの住民啓発や、各地域や関係団体と連携協力した効果的な事業の推進とあわせて、財政の健全運営の確保に努めることを期待するところであります。

（2）の下水道事業特別会計であります、17ページの結びの欄で要約して申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況から見ますと、歳入歳出差し引き額は715万円の黒字でありました。

本年度の基本財源であります下水道使用料については、下水道普及率の上昇とともに、調定額、収入額は増加しておりますが、収入未済額も多額となっております。会計全体では今年度38万7,870円の不納欠損処理を行っておりますが、今後も収納対策に努力されるときともに、法に従い処理を進めることも必要であります。

下水道事業は、生活環境整備の重要施策の一つであることから、今後もその整備手法の検討や施設整備の更新など、引き続き効率的、効果的な運営をされることを望むところであります。

（4）の介護保険事業特別会計の保険事業勘定と18ページの（5）の介護サービス事業勘定をあわせて結びの欄で要約して申し上げます。

保険事業勘定については、本年度の歳入歳出決算額の見ますと、歳入歳出差し引き額は2,555万5,244円の黒字でありました。歳入では基本財源の保険料収入が1億4,815万9,890円で、収入未済額は663万9,538円であります。収入未済額は毎年累増しており、当会計の安定的な運営を図るため、保険料の収納対策を強化していく必要があります。歳出では保険給付費が7億4,579万6,855円で前年度より311万5,828円増加しており、高齢化が進む中、今後も増加することが想定されます。

介護サービス事業につきましては、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は960万7,793円の黒字でありました。少子高齢化が進む中、要介護認定者は今後さらに増加することが想定されますが、地域に密着した介護サービスを提供し、高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを進めることを期待するところであります。

次、（6）の後期高齢者医療特別会計であります。

19ページの結びの欄で申し上げます、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

歳出差し引き額は109万5,478円の黒字でありました。

当会計は、少子高齢化や医療費の増加などにより、今後さらに町の負担がふえることが想定され、健全な財政運営の確保に努めることを期待するところであります。

4番目の財産に関する調書につきましては、省略をさせていただきます。

20ページの平成24年度標茶町基金の運用状況審査意見であります。

ここにおきましても、先ほど申し上げましたように、1億9,769万411円増加しまして、決算年度末現在高では31億6,045万2,191円になってございます。

21ページの平成24年度標茶町財政健全化審査意見であります。

1、2を省略させていただきます、3の審査の手続であります。審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果及び意見でありますけれども、審査に付された下記健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

これは先ほど報告ありましたので、省略をさせていただきます。

22、23については、これも割愛させていただきます。

次に、標茶町公営企業会計の決算審査意見書であります。

標茶町病院事業会計であります。

1ページをお開きいただきたいのですが、平成24年度標茶町病院事業会計決算審査意見であります。

審査の概要、審査の対象につきましては、平成24年度標茶町病院事業会計決算であります。

審査の期間につきましては、平成25年6月25日に実施をしております。

審査の書類につきましては、決算報告書、財務諸表、附属書類であります。

4の審査の方法でありますけれども、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

審査の結果でありますけれども、審査に付されました決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、平成25年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められました。

財務事務については、総体として適正に執行されたものと認められたところであります。

審査の結果の概要でありますけれども、これにつきましても、数字的事項につきましては、割愛させていただきます、8ページの結びの欄で要約して申し上げます。

当年度の業務量は、入院延べ患者数1万5,677人、外来延べ患者数3万8,551人で、前年

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

度と比較しますと入院は1,084人と大幅に増加し、外来では37人の微増となりました。

経営成績は、総収益は11億7,187万918円、総費用11億5,939万8,902円で、差し引き純利益1,247万2,016円が計上されたところであります。

医業収支では、医業収益7億725万2,912円、医業費用10億9,765万9,822円で、差し引き3億9,040万6,910円費用が上回っておりますが、一般会計繰入金4億5,024万4,000円を主なものとする医業外収益によって、当年度純利益1,247万2,016円が計上されました。当年度純利益を前年度繰越欠損金に充てた結果、過年度繰越欠損金が全額解消され、当年度利益剰余金32万4,629円が計上されました。過年度繰越欠損金が解消されたことは経営努力の結果であり、今後も財政の健全化に期待します。

また、医業収益は前年度比106.7%であり、主な要因は入院基本料10対1の維持に加え、入院患者数の大幅な増加であり、医業費用は前年度比101.9%で、医師派遣等の人件費の増加が主な要因であります。医業収支は、入院患者数、入院基本料等の変動がより大きく影響を及ぼすことから、医師、看護師、病院職員が一丸となって、医業収益の確保、さらには病院経営の安定に努力されることを期待するところであります。

資本的支出につきましては、支出の器械・備品購入、企業債償還金等1億895万1,638円は、固定資産売却18万9,970円を財源に流動し、その不足額は過年度分損益勘定留保資金1億876万3,668円で補填されております。

自治体病院を取り巻く医療環境は、医師確保、診療報酬改定等で厳しい状況にありますが、自治体病院は地域住民の命、健康、暮らしを守る地域の財産であることから、病院関係者を初め、行政や住民が一体となって病院づくりに取り組み、住民の期待に応えることができるよう、一層の経営努力を望むものであります。

続きまして、3ページをめくっていただきまして、水道事業の上水道事業会計であります。

1ページであります。平成24年度標茶町上水道事業会計決算審査意見であります。

審査の概要であります。対象につきましては、平成24年度標茶町上水道事業会計決算。

審査の期日は、平成25年6月21日に実施してございます。

審査の書類につきましては、決算報告書、財務諸表、附属書類であります。

4の審査の方法でありますけれども、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付されました決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、平成25年3月31日現在における財政状況及び経営成績を正確に表示されているものと認められました。

財務事務については、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査の結果の概要は以下のとおりでありますということで、これも数字的なものは割愛

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

させていただきます、8ページの結びの欄で要約をして申し上げます。

平成24年度上水道事業の経営成績は、総収益8,983万3,156円、総費用は8,289万3,845円の決算額で、差し引き693万9,311円の純利益を生じ、減債積立金として処分されました。

財政状況は資産総額9億9,443万874円で、前年度と比較して939万6,441円の減少となっております。

なお、企業債償還金の財源である減債積立金残高が1,886万4,721円に減少するなど、今後においては平成26年度から適用となる新公営企業会計制度への移行に伴い、経営に与える影響を勘案しつつ、健全な経営に努められることを望みます。

当年度の資本的収支の総額は、5,382万360円執行されております。

また、企業債の当年度末未償還残高は2億2,706万9,684円で、計画的に起債償還が行われております。

水道使用料の未収金につきましては、現年度分、滞納繰越分それぞれについて収納対策の効果が見られ、当年度は699万8,150円で前年度より11万2,720円減少しておりますが、今後も収納対策に努力されますよう、努力を望みます。

上水道事業経営は、給水人口の影響が大きく、当年度の給水人口は4,449人で前年度から103人減少しており、また計画人口5,020人に対する普及率は88.6%であり、今後も人口の減少や水資源の確保問題などから給水収益は年々減少するものと予測されますが、安全で安定した水道水の供給のため、引き続き的確な水事業の予測、使用料の収納対策、効果的な事業の執行による健全な経営、財政基盤の安定を図るとともに、公営企業としての住民生活及び生産活動などの公共の福祉の増進を図られることを望みます。

以上で監査からの審査の意見を終わらせていただきます。

○委員長（林 博君） これより認定7案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第1号から認定第5号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書について、各案ごとに歳入歳出に分け、認定第1号の歳出は各款ごとに行い、その後、実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第6号及び認定第7号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に一般会計継続費精算報告書について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について内容質疑を行います。

初めに、認定第1号、一般会計決算、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○委員長（林 博君） なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。総務費について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。27ページの民生費について。27ページ以降です。民生費についてご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） ちょっとこれ繰越明許費、今出ているのですが、2,830万円の繰越明許、何の分の繰越明許なのか内訳を教えてください。

○委員長（林 博君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 事項別明細書40ページに記載の2,830万円の内訳でございますが、道営事業の標茶東地区分で2,580万円、同じく標茶北地区で250万円、合わせて2,830万円の繰越明許費でございます。

○委員長（林 博君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） これもちょっと繰越明許費、内容を教えていただけませんか。

○委員長（林 博君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 繰越明許費につきましては、町営住宅の建設費でございます。A3号棟、当初でA2号棟に着手しまして、その後国の補正絡みで12月に話がありまして、それに伴いますA3号棟の繰越額5,650万円1件でございます。

○委員長（林 博君） ほかにご質疑ございませんか。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

(「なし」の声あり)

- 委員長(林 博君) なければ、9款消防費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(林 博君) なければ、10款教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

舘田君。

- 委員(舘田賢治君) 教育委員会のことだけ聞かないというわけにはいきませんから、繰越明許費の分をちょっと説明してください。

- 委員長(林 博君) 教育委員会管理課長、高橋君。

- 教育委員会管理課長(高橋則義君) 教育費の繰越明許費の内容についてであります、標茶小学校屋外環境整備事業ということで、外構工事の部分についてであります。

- 委員長(林 博君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(林 博君) なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(林 博君) なければ、12款公債費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(林 博君) なければ、13款諸支出金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(林 博君) なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(林 博君) なければ、15款予備費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(林 博君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「何回でもいいの」の声あり)

- 委員長(林 博君) 何回でもいいです。
舘田君。

- 委員(舘田賢治君) まず、税金のほうから順番にお聞きしたいなと思います。町民税の個人なのです。個人のここに出てくる調定されている分、現年度分と滞納分とあります

が、まず滞納分なのですが、前年から引き継がれている滞納が150ぐらい違ってはいますが、恐らくこれ修正申告だとかいろんな過誤納付か何かの関係だと思うのです。これまず何件でどれほどの内容の過誤のものだったのか、お知らせください。

それと、本来ここで不納欠損のこともちょっと収入未済のことも聞きたいのですが、後で総括であわせてこちらのほうは聞くことにして、ちょっとここで数字の違うところだけお聞きしたいなと思います。

それと、今この2ページの中でもう一カ所固定資産税、ちょっと数字違うのかなと思うのです、前年度から引継がれた滞納分が。とりあえずこの2点だけちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（林 博君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） 滞納繰越額の平成23年度末と平成24年度調定の差についてということであると思うのですけれども、まず個人町民税、平成23年度末の調定額が3,102万7,296円と平成24年度の滞納の調定額が2,997万2,595円との差、105万4,701円の減額につきましては、平成24年度より道民税の清算案分率の変更されたことによります。従前は平成18年度以前分と平成19年度以降分とに固定されていたわけなのですけれども、平成24年度から現年分の案分率とされたことによりまして、調定額に変更があったものでございます。それで、この町民税の減った105万4,701円、この額同額が道民税の増額分となっております。つまり、トータルの調定額に変更はございません。

それと、固定資産税の平成23年度末の調定額4,904万4,993円と平成24年度調定額4,898万7,293円との差、5万7,000円でございますが、この減額につきましては、5名分6件の税額の変更により減額となったものでございます。内訳につきましては、地積の錯誤1名2件と家屋の滅失4名4件によるものでございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それと、収入済額のことをちょっとお聞きするのですけれども、滞納分の収入済みになっている分の中で、前年度からの滞納されている分がこの収入済みになったというのはわかりますか。前年度分の何年度の分のやつが、例えばここで605万4,000円とありますよね、町税。この滞納分が去年からのやつの滞納分のうちほとんどその分なのか、それともどのような中身の区分になりますか、この固定資産税と。どうですか。それちょっとわかりますか。わかりませんか。言っている意味はわかるでしょう。

○委員長（林 博君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） 滞納繰越分の町民税の収入済額605万4,057円の年度別の内訳であろうかと思うのですけれども、ただいまその資料をちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それと、この軽自動車、ちょっと気になるのですけれども、この軽自動車のまた25年に繰り越す、それで56万8,000円くらい、50万円台繰り越す、また25

年度に行くわけですけれども、今年度滞納分が76万3,000円あるわけですね。そして、不納欠損7万7,000円こうやって落として、これはちょっとどんな事情でこういう不納欠損が出てきたのかというのと、またこれ軽自動車でしたら、税金も払いやすいのかなと思うのですけれども、それにしてもうちの町の中からいけば、ちょっと比率が高いのかなと、こう思うのですが、その辺ひっくるめてどうでしょうかね。

それと、その下のいわゆる土地の保有税の関係なのですけれども、56万6,000円の調定で収入未済が56万6,000円のこれ同じで、これ固定化していると思うのですけれども、その辺はどうなのですか。これ固定化して、どうにもならないのなら、ならないで何年間待つ、総括でちょっとその辺の公債と私債の関係で、消滅の時効の関係で聞きますけれども余りにもはっきりしているのであれば、はっきりしたように、何年たたって相手がいないかかったりしたら、もうこれは取りようがないのだから、黙って消滅時効を待たなくても処理したってよいのかなと思うのですが、まずこのことについて、あわせてお聞かせください。

○委員長（林 博君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） まず、軽自動車税の未収金等の部分についてお答えいたしたいと思うのですけれども、軽自動車につきましては、滞納分76万3,903円につきまして、収入24万9,166円で不納欠損を差し引いて43万7,000円あるわけなのですけれども、軽自動車につきましては、廃車手続、住所の変更手続忘れ、賦課期日後の売却など、所有者の異動や車検不要車両による未納が多く、1件当たりの税額も小さく、なかなか単独での処理は難しい状況にありますけれども、今後もこの手続の勧奨等、課税の根拠を納税者に周知しながら、納付を求めているわけなのですけれども、そういったことで未収になる部分が出てくるということとはございます。

それと、特別土地保有税につきまして56万6,980円の滞納分がそのまま未収で残っているわけなのですけれども、特別土地保有税につきましては、税制改正によりまして、平成15年度から課税停止になっておりますので、新規の課税分はございません。全て未納分における滞納繰越分になっております。この部分につきましては、土地の価値が大変低く、換価処分を含めても極めて土地の値段に対して税額のほうが高いという部分になりまして、換価処分が極めて困難であるということと、滞納者の実態を調査しまして不納欠損処分を視野に入れた部分での整理を検討しているところでございますが、全てこの部分についてはほとんどが本州在住の個人の部分で、高齢、低所得、無財産などでただいま処分停止にしている案件でございますので、行く行くは不納欠損による処理がされる案件だということでございます。

○委員長（林 博君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 軽自動車のまずは関係なのですが、今、課長がおっしゃられたようなことで、それぞれ頑張ってこういう結果が出たのだというふうに理解はいたしますが、まだ、考え方では、手順のやりようによっては何とか回収のめどがつけられるようなこと

になるのではないのかなど。できるだけ早目早目に手を打てば、何人か逃さなくても済むのかなと思うところもあるのですが、そこら辺もひっくるめて、今後またこういう税金の回収については、もう一度今までのことを踏まえながらチェックをしてみて、方法をまた変えるなり、できるだけ軽四の車は本当に1万円以下の中で皆さん乗っているわけですから、これは回収不能というか、いなくなったり亡くなったりということは別にしても、そうでないと何とか早い手は打てば結構な回収ができるのかなど、こう思っていますので、その辺も検討をしていただければなど、来年に向けてやっていただければなどと思います。

それから、この土地保有税の関係で、今は停止をしているということで結構だと思えますけれども、これは何か法的に何年か停止をしておいて、そして欠損で落としていくとかという何かがあるのでしょうか。もしないというのであれば、はっきりしているのであればはっきりしていることでやらないとこれも今年も出て、去年も出ていたなんてまた余り格好のいい、何とか頑張れば回収つくのだというのであればいいのですけれども、回収が不納であれば、不納のような手続を僕はとってもらって結構でないのかなど、こうやって思うのですが、この停止手続というのはこれを踏まないとだめなものなのですか。その辺、だめなものであれば、もうこれは仕方がないのですけれども、いかがですか。

○委員長（林 博君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

大変申しわけございませんでした。軽自動車につきましては、先ほどの質問ですけれども、停止かけて3年間満了を迎えたものが7件、4万6,000円と時効優先が3件で1万6,400円、即時消滅で2件、1万4,700円、合計12件で7万7,100円、不納欠損をかけたわけなのですが、不納欠損につきましては、全て地方税法の規定に基づいて手続しております。

この不納欠損する前に、滞納処分の執行停止という手続が必要になるわけなのですが、これが地方税法の第15条の7第1項に、三つの項目がございまして、まず第1号で「滞納処分をすることができる財産がないとき。」、二つ目で「滞納処分をすることによってその生活を著しく急迫させる」、要するに滞納処分をすることによってその人の生活をより苦しくしてしまう場合、第3号で「その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。」とありまして、このいずれかに該当する場合に、滞納処分の執行を停止することができます。それで、この滞納処分の執行停止をかけた後、同条第4項に「その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。」とありますので、滞納処分の執行を停止してから3年間たったものについては、不納欠損の処分ができるという規定がございまして。通常はこの3年間の履行監視、払ってもらえるかどうかという部分の監視を続けながら、3年経過したときはこの期間満了ということで不納欠損という手続をとる。また、この3年間、資力の回復状況を見ているわけなのですけれども、停止した時点で将来においても資力の回復が全く期待できない状態、例えば滞納者ご本人が亡くなって相続人がいない場合や、法人が解散して将来事業再開の見込みが全くないときなどは、そのまま

放置しておいても不合理ということですので、同条の第5項に「その地方公共団体の徴収金を納付し、又は納付する義務を直ちに消滅させることができる。」という即時消滅の規定がございます。また、同法18条第1項には時効優先ということで、「五年間行使しないことによって、時効により消滅する。」とあり、時効を迎えてしまったものについて不納欠損をするということになります。ですから、通常であれば、期間満了3年間で時効、不納欠損する場合というのは、滞納処分の執行停止をかけて3年間経過したものは消滅するというので不納欠損処理ということですので、滞納繰越分に出ている数字のもの全てが執行停止をかけているわけではございませんので、その中で不納欠損処理をしたものについてはそういう手続に基づいてやったということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、課長が言ったようなことで、そういう手続をしないとイケないというのであれば、それは仕方がないことなのかなと思います。

それで次に、農業の分担金の関係でお聞きをしておきたいと思います。この農業の分担金はどっちなの。平成23年、去年からの滞納分と今年調定されている2億5,000万円。それで、23年度のいわゆる滞納されてきている部分を現年度で発生している分、ここでは現年分と滞納分というのは分けていないからわからないのだけれども、この農業の分担金で現年度発生した部分は幾らぐらい、去年からのやつから見ると5,400万円ぐらいかなと思うのですよ。今年度発生したのと思いますが、幾ら現年度発生していますか。

○委員長（林 博君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

24年度の滞納繰越分の内訳ということでお答えをしたいと思いますけれども、昨年決算時で23年度現年分で繰り越したものが2,153万7,568円ございます。それから、23年度までの滞納繰越分で収入未済になったものが1億7,516万118円でありまして、この合計が1億9,669万7,686円ということで、24年度の滞納繰越分の調定額というふうになってございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それで、いわゆる今年度調定したのが2億5,000万円ですから、今年度分の全額で2億5,000万円でしょう。ここで、農業の分担金調定したのが。だから、23年度分はここに1億9,600万円入っているということでしょう。そうしたら、今年度、現年度で発生したのは5,000万円発生しているということでしょう。そういうことでしょうか。発生しているね。それで、収入に、ここに出ている、農業の分担金だけ出ているこの収入額、収入済額が4,400万円、4,500万円ぐらいあるのさ。だけれども、五千四、五百万円新しく発生して、ここでまた1,000万円、現年度の方だけ見ても1,000万円がまたちょっとおかしいのだよ、収入になっていないのだよ。だけれども、今までの滞納している部分も収入あると思うのだ。滞納している分からも。その仕分けはどうなるの、これ。今年度分の回収されたのはどのくらいあるのですか。

○委員長（林 博君） 農林課長、牛崎君。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

農業費分担金の収入済額4,494万8,659円の内訳をお話しすればよろしいのかと思うのですが、現年分の収入額が2,985万2,887円ございます。2,985万2,887円です。それから、滞納繰越分の収入済額が373万2,495円ございます。

それから、道営事業の現年分の収入がありまして、これは調定と同額なのですが、768万3,682円ございます。

それから、今年度について、24年度につきましては、これに加えまして、道営の多和第2地区の繰越分ということで調定と収入同額なのですが、367万9,595円が発生しておりまして、合計額と一致するというようになっております。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それで、1,000万円近いこの分担金がまたふえてきて、今度、25年に向かうといたら、また約2億5,000万円ぐらいの金額が繰り越されていくわけでしょう、今年、来年に。24年から25年に引き継いでいくといたら、また2億4,500万円ぐらいいくのだね。そうすると、これは今までと比べると1,000万円までいかないけれども、900万円はふえている、ふえているのだ。今までいろいろな農協との話し合いがどうだとかこうだとかというのは、これは別としても、分担金も総括でいろんな法律とあわせてちょっと私聞きたいなと思っていますから、それで聞くけれども、今後こうやっていくもの見通しというか、農業の分担金の見通しというのはどの辺までいくものだい、これ。見通しというのは、大体たてているのでしょうか、これ。大体、どのぐらいまでふえていくものなの。

○委員長（林 博君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 国営分担金の終わりの年が近づいておりまして、それが終わればとりあえずは新たな滞納繰り越しが発生しないということでありまして、今のペースで言うと、ちょっと正確な数字ではないのですが、2億5,000万円まではいかない金額でおさまるのではないかというふうに思っております。24年度終了した段階での収入未済額の合計が2億500万円、約600万円でありまして、それにそれ以降の滞納繰り越しが発生する分が加わるということでありまして、大体それぐらいなのではないかというふうに見ております。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 大体そういう見通しが国営も最終年次に入ってきたということであれば、最終的に数字もつかみやすくなるわけですが、つかむまでは、なかなか大変だと思いますけれども、つかんだ後の処置や何かもひっくるめて、総括で法律とあわせてちょっとお聞きをしておきたいと思いますので、その辺はまた総括のときにお聞きをいたします。

○委員長（林 博君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時37分

再開 午後 4時38分

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

館田君。

○委員（館田賢治君） 次に、児童福祉負担金についてお聞きをしたいと思います。

これも平成23年からの滞納も現年度分を含めると6,900万円の調定になるわけですよ。それで、これは児童福祉負担金の滞納というのは、どうなのでしょう。やっぱり収入をするということについては、かなりこれ難しいものなのですかね。こうやって未収が出てくれば、欠損は多少なりとも、金額としては今回50万円くらいですが、1,000万円単位で未収が出てきているものではちょっと、まあ、こんなものかなとは思いますが、この未収そのもの自体の原因というのは、払えないからそれが原因だと言われればそれまでなのですけども、どういうことなのでしょう。

○委員長（林 博君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

児童福祉費負担金については、ご存知のように保育料ということで、それぞれ所得に応じて階層別に負担金を徴収しているということでございます。滞納の状況、中身につきましては、滞納額、24年度の滞納処分の状況で言いますと、約1,500万円ほどございますが、この中身については平成3年度から以降23年度分の滞納の額ということに、一番古いものではそういう状況になっていまして、随時滞納につきましては相談をさせていただきながら、対応しているところでありまして、現在は特に子ども手当あるいは児童手当の中で、その中から保育料に回すことが可能になったということで、特に昨年、一昨年からその作業を特に重視をしまして、24年度の中では子ども手当の中から支払いをしていただいた件数が11件、金額にして88万1,980円という金額になっています。そういう効果もありまして、前年度と比較しますと、24年度の未収額の総額では、昨年度から比較すると164万2,000円ほど未収額総額では少なくなっているということで、それぞれ努力をしながらやっている状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） ご理解はしているつもりなのですが、決算委員会なものですからちょっと事情をお聞きせんと。これ、欠損金というのは、主な理由はどんな理由なのでしょうかね。それもあわせてお聞きをしておきたいと思っております。

○委員長（林 博君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 欠損金につきましては、先ほど税務課長から説明あった手続を行い、時効が完成したことによる処理ということでございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○委員（舘田賢治君） それで、ちょっと飛ばして、住宅のいわゆる土木の使用料の関係で、住宅使用料の関係でお聞きをいたしますが、この住宅のいわゆる収入未済額、調定が1億3,841万3,000円ですか、収入が1億1,200万円ということでありますから、前年度からの繰り越しをされていて、今年度これ発生した部分というのはどのくらいあって、そしてこの収入の未済額がどんなような、公住あたりが一番多いのかなと思うのですが、その辺どうなのですか。このいわゆる使用料の収入未済額の内容をお聞きしておきたいと思えます。

○委員長（林 博君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

滞納繰越の中身でございますが、現年度分が95万2,840円でございます、滞納繰越分が2,486万6,899円、合わせまして2,581万9,739円となっております。この中身につきましては、公営住宅分の住宅使用料となっております。

○委員長（林 博君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 公住が全てということでのいいのですね、この収入未済は。はい、わかりました。終わります。

○委員長（林 博君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

◎散会の宣告

○委員長（林 博君） お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定7案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 博君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号は継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 博君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

なお、明日10月23日は午前10時から委員会を開きますので、議場に参集願います。

以上で本日の委員会を散会いたします。

(午後 4時47分)

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 林 博

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成25年10月23日（水曜日） 午前10時00分 開議

付議事件

- 認定第 1号 平成24年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 平成24年度後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 平成24年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 7号 平成24年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（12名）

委員長	林 博 君	副委員長	深 見 迪 君
委員	松 下 哲 也 君	委員	長 尾 式 官 君
〃	菊 地 誠 道 君	〃	本 多 耕 平 君
〃	黒 沼 俊 幸 君	〃	後 藤 勲 君
〃	館 田 賢 治 君	〃	田 中 敏 文 君
〃	熊 谷 善 行 君	〃	川 村 多 美 男 君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議 長 平 川 昌 昭 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	森 山 豊 君
総 務 課 長	島 田 哲 男 君
企画財政課長	佐 藤 弘 幸 君
税 務 課 長	武 山 正 浩 君
管 理 課 長	中 村 義 人 君
住 民 課 長	佐 藤 吉 彦 君

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社会教育課長	伊 藤 正 明 君
監 査 委 員	田 中 俊 彦 君
監 査 委 員	鈴 木 裕 美 君
監査事務局長	玉 手 美 男 君 (議会事務局長兼務)
会 計 管 理 者	今 敏 明 君
兼 出 納 室 長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉 手 美 男 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

(委員長 林 博君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長(林 博君) 昨日に引き続き平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎認定第1号ないし認定第7号

○委員長(林 博君) 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。昨日に引き続き内容質疑を行います。

初めに、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

税務課長、武山君。

○税務課長(武山正浩君) 昨日、館田委員のほうからご質問がございました町税の歳入滞納繰越分で収入があったものについての年度別の内訳について、お答えいたしたいと思っております。

まず、町民税でございますが、町民税につきましては、受ける際は道民税も含めて歳入してございますので、道民税を含めての額ということで報告をさせていただきたいと思っております。平成12年度分で2件、1万8,140円、平成13年度分で4件、23万3,450円、平成14年度分で1件、20万2,260円、平成15年度分で2件、1万6,480円、平成16年度分で5件、16万2,078円、平成17年度分で6件、26万4,497円、平成18年度分で13件、21万6,750円、平成19年度分で24件、89万4,577円、平成20年度分で26件、144万7,488円、平成21年度分で16件、103万1,637円、平成22年度分で25件、147万6,911円、平成23年度分で53件、404万5,486円、合計180件で、道民税含めまして1,000万9,754円の収入がございました。これを道民税と町民税に振り分けて、町民税では605万4,057円ということになっております。

法人町民税でございますが、平成17年度分で2件、7万円、平成19年度分で1件、6万5,100円、平成20年度分で1件、6万円、平成21年度分で1件、6万円、平成22年度分で2件、2万9,100円、平成23年度分で2件、11万7,700円、合計9件で40万1,900円となっております。

○委員長(林 博君) それでは、改めまして国民健康保険事業の歳出の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 博君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 国民健康保険税の目の2なのですが、この目の2のいわゆる医療分と後期高齢者の支援分、それから介護納付金の滞納分の、この3件の滞納繰り越しとの違いの理由と原因を説明願いたいと思います。

○委員長（林 博君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） 国民健康保険税の平成23年度分末の調定額と平成24年度の調定額の差につきましてでございますが、平成23年度末調定額、合計ですが9,279万5,675円と平成24年度調定額9,081万7,880円との差、197万7,795円減額しておりますけれども、この内容につきましては、8名分15件の税額の変更により減額となったものでございます。原因につきましては、資格の喪失、国保から社保に異動された方が4名で9件、所得の更正があったものが2名で4件、資産割の更正があったものが2名2件によるものでございます。

国保においては、質問にございました後期高齢と医療分と介護分と後期支援分とに分けて減額がされてございますが、国民健康保険税の場合は、医療、後期、介護の3本立てで納税義務者へ1本の、1つの納付書で納税を依頼しております。したがって、歳入管理、滞納処分も1本で行っておりますので、決算段階でこの減額分につきましては、予算に基づいてそれぞれに振り分けして処理をしておりますので、処理は一括で処理して、その後、その税額に基づいて案分で振り分けて減額をしているということをご理解願いたいと思います。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、課長の言ったように、案分をこういうふうにしていただければ、先ほど言ったような質問になるわけですがけれども、今のよう的一本化されているというのであれば、それはそれで理解をします。

それでもこういうふうに、であってもこう分けていただければ、計算はできる。振り分けしてくれた数字での計算はできますから、一括でやっているからその中身を知らせろと言ったらちょっと酷なことになりますけれども、こういうふうにしていただければ、ああ、数字が違うなというところはわかりますので、これはこれで私は理解をしました。

それで、次に移ります。いいですか。

○委員長（林 博君） はい。

○委員（館田賢治君） 65ページの10款の諸収入でありますけれども、この雑収入の25万9,000円なのですが、これはどうでしょうか、これ昨年も同額が続いているのでないかと思って、固定化しているのではないかと思うのですがけれども、これはどのようなふうにご考慮されるのか、それをお聞きしておきたいなと思います。

○委員長（林 博君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

これにつきましては、一般被保険者の払戻金ということで滞納になっている分で、発生しましたのが平成9年ということで、それ以降、滞納の整理について話をさせていただ

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

ているのですが、現時点で完納になっていないという状況でございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、課長おっしゃられたような話であれば、これはもうそろそろ何らかの方法も、平成9年であればいかなものなのかなど。ただ、後でちょっと私も総括で話ししようと思っておりますけれども、援用の関係もありますから、これは公的な債権になるのか、それとも私的な債権になるのかもありますけれども、やはり時効消滅の対象にならないお金だということで理解していいのですか。

○委員長（林 博君） 休憩いたします。

休憩 午前 10時11分

再開 午前 10時12分

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） 一般被保険者返納金でございますが、通常の保険料には該当しないものと考えられますので、公債権に属するのですけれども、滞納処分規定のない債権に属すると考えられます。先ほど時効の話もされましたが、行政による強制執行ができない、滞納処分の規定のないものでございますが、時効は一応5年間で、援用を要せずという部類の債権に該当するのではないかというふうに考えております。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 何か総括になるみたいですがけれども、これでやめますけれども、いわゆる援用のきかない、時効5年でないかということであれば、これはそうであればもう既に平成9年でしょう。平成9年の債権がまだここにこうやって残ってきているということになると、ちょっと何か特別な理由があったのかどうかかわからないけれども、そろそろ、ちょっと言いかえればどうだったのですかと。もう既に整理をされていなければならぬお金でないのですかと。こういうふうに思うのですけれども、来年に向けてもし整理できるのであればきちっと整理をするということにしてもらわないとまずいのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。これで私質問をやめますから、ちゃんと上手に答えてください。

○委員長（林 博君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） 一応、時効期間5年ということになっておりますが、昨日、税のほうの不納欠損の部分でもお話ししましたが、税では滞納処分の停止をかけてから3年間で不納欠損できることになっておりますけれども、税でも5年間という地方税にも規定がございますが、督促を出したり、相手の方との折衝や何かで債権の確認がされている部分については時効が中断している場合もございますので、単純に平成9年から数えると5年は経過しているのですけれども、その相手との交渉経過等によって時効が中断してい

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

る場合もございますので、単純に5年経過、もう過ぎているから債権が落とせるということではございませんので、その辺は原課のほうの管理の状況を見てみなければわからないのですが、もし5年経過していて落とせるものであれば、不納欠損するのも可能ではないかなというふうに考えられます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしましたら、管理の状況がどうなのかちょっと教えてください。この中断の関係で、もしそうなっていたとすれば、管理の状況が今どういうふうになっているか、知らせてください。

○委員長（林 博君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えします。

ただいま手元にこの方の個別の折衝の資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答えさせていただきますと思います。

○委員長（林 博君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、以上で認定第2号を終わります。

次に、認定第3号、下水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、以上で認定第3号を終わります。

次に、認定第4号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。深見君。

○委員（深見 迪君） 保険事業勘定については、監査委員のほうからの指摘もあるのですが、私の計算では収納率が96%以下になっていますよね。それで、これは毎年累増というふうに監査のほうで言っているのですが、どういう努力をされているのか、減ら

していく方向は目指せないのかどうなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（林 博君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

介護保険の収納状況につきましては、今、委員からご指摘があったとおり、監査委員のほうからもご指摘をいただいています、この制度が平成12年からスタートしてから保険料がその計画期ごとに毎回アップしてきているということもございまして、ご存じのように、本町の平成24年度からの保険料も道内では3番目に高くなってきているということも踏まえまして、こういった結果になってきているのかなというふうに分析をしております。特に、介護保険料の中でも未収額が昨年度比で55万8,000円ほど増加をしています。その内容につきましても、現年分で例えば24年度の末では140万円ほど滞納が発生してしまっているというのが現状でございまして、やはりなかなか生活状況を踏まえて支払いが困難な世帯がふえてきているのかなというふうに分析をしております、収納の対策につきましては、督促状の発付にあわせてヒアリングあるいは面談をしながら、あるいは窓口に来ていただいて分納等の話をさせていただきながら、現在やっているところでございます。

○委員長（林 博君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。

深見君。

○委員（深見 迪君） 詳しく聞きたいのですけれども、ちょっとこれ個人的な内容も絡んでくると思いますので、大ざっぱに聞きたいと思います。この未済の部分の中で、施設が80%を超えていると。断トツに施設が多いのですね。この辺の事情を、話せる範囲内でよろしいですから、ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（林 博君） やすらぎ園園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

やすらぎ園の入所者にかかわる利用料が大きくウエートを占めておりますが、契約に当たっては、利用者さんがいて、そしてその家族さんが契約者となります。私たちのほうで施設を利用された部分の利用料の支払いは、契約者に支払ってもらうというふうになっております。契約者の支払い方法は、納付書で納める方もいらっしゃいますし、口座振替という形で納めていただく方もあります。今回、この事情的には、現金納付、納付書で納め

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

る方の未済分もございますし、口座振替の方がそこに支払い分のお金が積まれていないということで引き落としができないという形で未済額が発生していると。そういった内容のものでございます。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 介護保険料の未済に比べれば低い金額にはなっていると思うのですね。それで、これは課長のほうでも努力されていると思うのですが、好転の兆しは見えているのでしょうか。

○委員長（林 博君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

私どもの文書による督促、そして電話等々の中、そしてあるいはこちらの施設のほうにもおいでいただいてお話をするなど、これまでいろんな取り組みをさせてもらっております。かなりの改善がされてきております。過年度分といいますと、古い未済分としては平成17年度からありまして、17年度、そして20年度、22年度、23年度と古い過年度分に関してはありますが、こちらのほうに関しましては、かなりの未済額が解消されてきております。昨年度、件数で言うと16件ございましたけれども、かなりの解消がされまして、現在は未収の件数は4件の件数が残っているという状況でありまして、金額的にも約70万円ぐらゐの未済額の解消が図られてきているという状況にあります。

以上です。

○委員長（林 博君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、以上で認定第4号を終わります。

次に、認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、以上で認定第5号を終わります。

以上で認定第1号から認定第5号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

次に、認定第6号、標茶町病院事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） ちょっと確認をさせていただきますけれども、24年度分の決算の中で、今までにも報告がありましたけれども、この附属資料の16ページの中に委託料から公債費までありますけれども、弁護士費用をこの中で幾ら払ったのかどの科目から払っているのか、もう一度確認しておきます。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

今、ご指摘の16ページでございますが、節で申し上げますと、目が経費で、節が委託料で、金額につきましては18万円でございます。

○委員長（林 博君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 委託料から18万円払ったということなのですね。公債費からは出ていないのですか。公債費のほうからは出ているような状態はないのですね。確認しておきます。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） ございません。

○委員長（林 博君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） ちょっと私も間違っていたら困りますけれども、私の感覚からいくと、この弁護士費用は、病院事業をやっていく上において必要な経費ではないですよ。これをまず頭に入れておいてください。

いいですか。まず病院を運営していくのに委託料からお金を払ったということは、経費はこれ医業費用なのです。医業費用の中から払っているのですね。病院を運営していくにはこの経費から払っていいのですが、弁護士費用はこの科目ではないのではないのですか。この科目ではなくて、恐らくこれは事業外の、これは病院運営をしていく上において起きてはならない事件が起きたわけですから、これはやっぱり事業外費用での処理が正しいのではないのかなと思うのですが、監査委員にちょっとお聞きをしておきたいのですが、数字的な処理が間違っただけではなくて、基本的な科目の考え方としては、私は事業外のこれは対象のものだから、事業外の中から捻出というのが正しいのではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（林 博君） 監査委員、田中君。

○監査委員（田中俊彦君） 今のことについてお答えいたします。

一般企業の中では、やはり今言われるとおり、事業外費用等の支出の科目ではないかというふうに思います。ただ、一般企業と公営企業の科目の扱いがかなり違います。その中で、着手金といいますか、そういった形で出ておりますので、病院側の会計としては委託料という形で出したのではないかということで、例月監査の中ではそういった確認をして

おります。

以上です。

○委員長（林 博君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 基本的にはそれが大きな間違いだとは言わないけれども、処理をしていくという段階ではやっぱり基本的な根拠を持って、ここしかないから委託料ではなくて、やはりこれは事業外だから事業外の取り扱いでいいと思うのですよ、まずこれ1点。事業の運営の中にこれどうしても必要な経費だというのであれば、これでいいのかなと思う。だけれども、これは起きてはならないことだったから、そういう取り扱いが正しいのではないかと思うのです。

事務長、どうですか。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） ご指摘の基本的な考え方については私も事務長として理解をするところでございますが、今、監査代表からもございましたとおり、訴訟に対応するための着手金としての趣旨の弁護士費用でございましたので、いとまもない中での支出をしなければならないということで、予算の科目で言いますと弁護士費用については委託料が適当ということでございますので、委託料で予算の執行残の中から執行させていただいたということでございます。

○委員長（林 博君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） その辺も専門的に本当に正しかったのかどうかも検証してみたいなと思うのです。

それで質問を変えますけれども、資産減耗費のところなのです。当年度の減少額、固定資産の明細書のところなのですが、それと減価償却費の累計の、当年度の減少額との差が18万7,000円の固定資産の除却費の関係なのですけれども、これはどのような。この分を引いて固定資産で除却費162万6,700円になっているのでないのかなと思うのです。この18万7,970円の中身は何なのでしょう。これ土地にはなっていますが、中身をちょっと教えてください。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） この固定資産の土地の当年度減少額18万7,970円につきましては、24年度中に売却いたしました2筆の土地の売却の残存価格の分でございます。

○委員長（林 博君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） もうちょっと、事務長、わかりやすく具体的に中身を教えてくださいませんか。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） ことしの第1回定例会におきまして補正予算を組ませていただきましたが、その中の資産減耗費の補正の分の土地2筆、場所で申し上げますとすずき花店さんの真裏になりますが、その土地を売却しました2筆分の減耗費の分でござい

ます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ減耗費といったら、土地の減耗といったらどういう意味をなすのですか、基本的な考え方。土地の減耗をするというのは、どんな基本的な考え方に立てばいいのですか。どういう考え方を持てばいいのですか。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 目的を言いますと、減耗費ということでございますが、土地を売却したということで、財産からその2筆分がなくなるわけですから、その分を減にさせていただいたということでございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 土地の売却するときに見ていたよりも安く売れたから、それを落としたということではないのですね。ある財産が、売ったやつが減ったから、減った分は減ったということで処理したという考え方だということですよ。

それから、受取利息なのですけれども、今、いわゆる4億円の関係もありますけれども、この受取利息の関係の利息関係はどういうふうになっていますか、利率が。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 年利率0.85%でございます。

○委員長（林 博君） ほかにご質疑ございませんか。

田中君。

○委員（田中敏文君） 附属資料9ページの工事等の部分と器械・器具等の部分で、1階の書庫の改修工事ということで上がっておりますが、この改修というのはどのような改修されたのかお聞きしたいのと、次に、お薬手帳ラベルプリンターということで46万2,000円ほど、普通のプリンターと違って特殊なプリンターなのかなということで、内容についてどのような機械なのか、お聞きしておきたいと思えます。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えします。

1点目の書庫の改修工事でございますが、これにつきましては、医事のほうで日常的に使います3階に書庫がございますが、そこについては余り使わない患者さんのカルテを保管させていただいておりますが、3階に一々上がるというのは大変でございますので、日常的に使用するカルテを、使用する頻度の高いものを保管する書庫を玄関ホールの一隅に設置させていただいた、そこにカルテの一部を保管させていただいているということでございます。

それと、お薬手帳ラベルプリンターでございますが、薬局で使用しております、入院患者さんにつきましては、薬の手帳をお持ちですので、それに予約する薬のシールを張る、それを印刷するプリンターの機械でございます。

○委員長（林 博君） 田中君。

○委員（田中敏文君） お薬手帳ということで、私たちも病院にかかりつけで、あのお薬手帳に張るラベルということで、普通のプリンターでも用が足りるのでないかなと思うのですけれども、これ1台ですか、46万2,000円、随分高額かなと思うのですけれども、特殊なプリンターのその内容という部分で、何台、1台でこれだけの金額なのかなということでお聞きしておきたいと思います。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 機械の詳細についてはちょっと今理解をしておりませんが、台数については1台でございます。

○委員長（林 博君） よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、財務諸表について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） ちょっと参考までにお聞きしておくのですけれども、この損益計算書の中で、これを見ると32万4,000円、こうやって利益、余剰金、上がっていますよね。仮にこれは3月31日で決めた数字なのですけれども、仮にこれ以降、何らかの形で支出が出てくるもの、決算が終わった後の、24年度分として。これ仮に過去の経理としてはどういような経理の仕方をしていたのですか。この出てきたものについての経理の仕方。これは今回は32万4,000円というのは、3月31日の利益ですよね。これはこれで押さえて、出たとそれ以降、この事業年度に出てきた支出、それはどのような処理の仕方をするのか、ちょっと教えてください。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

現状の積立金でございますが、委員ご承知のとおり、累積未処理欠損金につきましては、1億円以上のかつて累積した未処理金がございました。そして、24年度末で利益を相殺した中で全額解消になったということで、この32万円何がしという部分が積み立てられたということでございますが、過去には私自身も経験がございませんし、なかったのではないかなと思います。

今後につきましては、どういうふうに、これ年度末で町理事者のほうと決算後の取り扱いについてのいわゆる余剰も含めた部分、それについて協議することになっておりますので、今後についても純利益等が発生した場合については、基本的には累積していくのかなということでは考えております。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今ここでこれ議論しても余りしようがないのですけれども、ちょっと総括で続きをさせていただきますけれども、早く言えばここに出ている数字ですから、

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

過去にだってあったと思うのですよ、利益が出たり、損したり。その処理はどういうふうにしていたかということは、これあると思うのです。それ今、総括やるまで時間がありますから、その辺の事例もひっくるめて調べておいてください。

以上です。

○委員長（林 博君） ほかに財務諸表について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、決算報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、以上で認定第6号を終わります。

続いて、認定第7号、標茶町上水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、財務諸表について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、決算報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、以上で認定第7号を終わります。

以上をもって認定第1号から認定第7号までの内容質疑は終了いたしました。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 先ほど館田委員からご質問のあった部分で保留していた部分であります。国保の返納金の分でございますが、これにつきましては、返納が発生した理由につきましては、事故等での保険を使っている、その後、保険のほうから給付されるということで、本人に保険で使った分についての還付を求めたというような内容でございます。発生したのが平成9年ですが、平成10年に確約をもらいながら毎月3万円程度の納入をという確約をしていたのですが、平成14年までは一定程度の収入があったのですが、それ以降、滞納が続いているという状況でございますので、先ほど言いましたように、この債権につきましては、私法に該当する部分でございますので、取り扱い等について、今後、精査をさせていただきたいというふうに考えております。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○委員長（林 博君） 次に、財産に関する調書及び基金の運用状況について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 基金の関係で監査報告にもこの基金の運用状況の監査の意見もついでおります。

それで、もらっている資料なのですが、決算資料の4ページをちょっと見てください。そこに積立金7億7,900万円ほど出ていますね。出ているのですが、我々これ議会のほうの基金というのは、案外とそういう余っているというか、目的があっても貯金している金があれば、うちの財産だと。うちの貯金残高だと、こう思っているのです。恐らくここにいる全員がそうだと思うのです。

そこで、監査報告に出ている決算年度途中の増減高のこの基金の状況が1億9,700万円ありますよね。それに今度備荒資金の関係が、私が調べたところによると……、備荒資金の残高もお聞きしたいのですが、今現在、備荒資金、幾らになっているのか、普通のと超過分とあわせて教えてください。恐らく私の調べて聞いたのと何日も差はないですから同じだと思うのですが、ここに1億9,700万円の数字と、備荒資金組合のほうに積み立てた分の足した分と、そこに出ている7億7,000万円と残高がちょっと違うものですから、それは数字の間違いはないと思うのですが、何でその差額、積んでいる分が数的に合わないのか、その内容をちょっと教えていただきたいと思うのです。

○委員長（林 博君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

まず、平成24年度末の備荒資金組合の残高でございますが、普通納付が9,651万円、それから超過の部分が31億3,259万5,000円でございます。合わせて32億2,910万5,000円でございます。先ほどのその積立金との差異は何かという部分でございますが、備荒資金組合は、委員ご存じのとおり、一部事務組合でございますので、積立金という形ではここで性質別では整理をしていなくて、補助費という中で整理をさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（林 博君） よろしいですか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） あわせて、備荒資金組合のやつが出たからちょっとお聞きしておくのですが、事務報告書の企画財政、佐藤課長の担当、ここの地方債、あるでしょう。地方債のところの財源対策、臨時財政対策債、2つあるのですが、今までこれ財務省だったですよ、去年までは、借入先。事務報告書の借入先が財務省だったのですが、だと思っっているのですわ、僕。地方公共団体の金融機構、それから北海道、臨時財政対策債は北海道の町村の備荒資金組合、これどういう意味なのか、これ今、基金と一部事務組合けれども、基金と同じようなものだからあわせて聞いておきますけれども、どういう、何かどんな内容なのでしょうか。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○委員長（林 博君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

決算資料45ページの起債の発行額の借入先というご質問だと思いますが、財源対策債につきましても、これは俗に言う縁故債という形で、市中銀行でも、財務省でも、政府系金融機関でも、備荒資金組合でも、どちらからも借り入れできるという形になっておりまして、平成24年度につきましても、備荒資金組合からの借り入れを選択したということでございます。

○委員長（林 博君） ほかにご質疑ございませんか。

田中君。

○委員（田中敏文君） 1ページの育英資金の貸付基金の運用状況の調書ということで、本年度の運用では新規3件、継続4件、計で7件ということで、これ不納欠損額がないですけれども、この決算資料の116ページの部分でいきますと、不納欠損金が8万2,500円ほど上がっているのですけれども、この解釈というか、見方が僕わからないので教えていただきたいなと思います。

○委員長（林 博君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 事務報告書116ページ、3の育英資金の運用状況の中の不納欠損累計8万2,500円の内容かと思われますが、1件は昭和49年の2万2,500円、もう一件が平成9年の6万円で、合わせて8万2,500円となっています。

○委員長（林 博君） 田中君。

○委員（田中敏文君） そうしたら、内訳の部分では基金の状況にはこの不納欠損額では記載はされなくてもいいものなのか、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（林 博君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 基金の運用状況表の調書の関係であります。この不納欠損の欄につきましても、今年度運用状況について記載することになっておりますので、本年度は不納欠損額がありませんので、記載がありません。

以上です。

○委員長（林 博君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 途中でとめて申しわけございません。

先ほど病院会計の事務長のほうから、受取利息の利率は幾らかというご質問を館田委員からなされまして、事務長から0.85ということをお答えをさせていただきましたが、ちょっと数字が若干違っていましたので訂正をさせていただきたいと思います。一般会計でお借りしている分が4億円ございまして、そのうち上水道会計への、言葉は悪いのですけれども又貸しをしている部分につきましても1.5%、残りの部分につきましても0.8という利率で計算して病院のほうにお支払いをしているという状況でございます。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

申しわけございませんでした。

○委員長（林 博君） なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況について内容質疑を終わります。

次に、一般会計継続費精算報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、以上で一般会計継続費精算報告書について内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 博君） なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について内容質疑を終わります。

以上で認定7案の内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 11時00分

再開 午前 11時02分

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、認定7案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 今回、副委員長を仰せつかっていますので、議場の交通整理もしなければならないので、一番先にやってしまいたいなと思っております。

それでは、質問いたします。

初めに、ちょっと実績報告書の内容なのですが、非常によく具体的に書かれてあって、理解できる内容になっています。それで、ただ標茶町の場合、冒頭に協働のまちづくりというのが出ているのですね。これはもちろん当然民間の活動も入るわけで、事実、社会教育関係ではかなり民間の人たちの活躍が記述されています。しかし、例えば標茶の介護を支えている民間の介護事業についてとか、あるいはNPO法人を立ち上げて障害児の放課後の育成に努めている、そういう人たちの活動とか成果がここにはあらわれていません。記述されていません。これら両方とも役場の方々の非常な物心両面にわたる支援があって初めて動いている、それは具体的に私も承知していますが、しかしこういう点については、私、協働のまちづくりを標榜するのであれば、町の成果としてやっぱり記述するべきではないかなというふうに思うのですが、その点についてまず伺いたいと思います。

○委員長（林 博君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） まちづくりの基本的な理念についてのお尋ねであろうと思います

ので、私のほうからお答えをしたいと思っておりますけれども、委員のご指摘のとおりだと思います。次年度以降については、記述等々について検討してまいりたいと思っております。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 介護事業なんかについては、しばらくほかの町の事業所のお世話になっていたというか、展開があって、以前の理事者の中からは、ぜひ標茶の人たちが介護事業所を立ち上げるように何とかならないだろうかということでこういう運動が活発に展開されてきて、今は非常にいい状態なのだと思うのです。今後、それはこの成果に、町の実績報告書の成果として記述されれば、そこで苦しい中でも頑張っている人たちの励みになると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

そこで、1点だけそれにかかわってなのですが、今、児童デイサービスで、障害を持っているお子さんの放課後の活動について、私は随分既存の学童保育にそれを受け入れるように何回か質問しましたがけれども、果たせませんでした。それで、親御さんたちが集まって、相当努力されて、今ではNPO法人も自分たちで立ち上げる形になって2つのデイサービスを運営しているのです。これには役場の人たちの担当課の非常な努力、支援もあったと思うのですが、最近だんだん日が短くなって、私が行きますと、「みなみな」のほうではなくて「まなびあ」のほうなのですが、と言ってもわかりますよね。「まなびあ」のほう、桜の奥のほうなのですが、平川議長宅の筋向かいに建っているところなのですが、町外れなのです。そして、あそこはルルラン通、物すごいスピードで車が走るので、車の量も多い。そして、あそこは町の中へ入ってきても、横断歩道の前に人が立っていてもとまってくれないのです、車が。というような、道路事情で言えば極めて危険なところに建てざるを得なかったという状況はありました。

それで、あそこには街灯が、多分あちのほうの街灯の最後だと思うのですが、まなびあという小学校高学年、中学生が通う児童デイサービスの道路を隔てて筋向かいに街灯が1つ建っています。それから、おおむね100メートル手前に街灯が建っています。50メートルぐらいかな。それで、ただ、その建物の敷地内には一切建っていないのです。それで真っ暗なのです。ちょうどこれから子供たちが帰ってくる、それから終わって帰る時間帯というのが物すごく暗くて、向こうからどンドン自動車が走ってくると。けさ僕も5時半ごろ行ったのだけれども、もう走ってきているのです。

それで、私はぜひもう一声支援をするという点を含めて、あそこに特別に、駐車場の敷地がありますので、そこを照らすような街灯がもう一本あれば来る車も注意するのではないかなというふうに思うので、その点をひとつお願ひしたいなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○委員長（林 博君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

結論的には、連続灯等ではなくて特殊な部分ということでなろうかと思っております。必要性について、他の施設との比較も、それから今の稼働状況等も勘案して調査させていただ

て、検討したいと思います。

○委員長（林 博君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 私のほうからは防犯灯という形の中でお答えをさせていただきたいと思いますが、桜町に建っている児童デイサービスの施設と、桜町内会の関係がちょっと今のところはっきりわからないのですが、もし自治会としてコミュニティーの防犯灯を建てたいということであれば、うちの課で抱えております補助金として、たしか2分の1の補助をしておりますので、こちらのほうの支援はできるかなというふうに考えております。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 金額、どのぐらいですか。

○委員長（林 博君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 限度額ではなくて、設置費のたしか2分の1だったと考えております。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、一般的に1灯幾らぐらいですか。

○委員長（林 博君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 最近はやりの無電極方式の防犯灯でいきますと、たしか1灯当たり5万6,000円だったと記憶をしております。その半額が補助されるという形でございます。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） もう一つこれはお願いなのですが、結構通う子供がふえてきているのですね。それで、道路標識に学童があるよと。児童デイサービスがあるのでスピードを落としてくれという標識をぜひ道のほうに要請していただきたいと思うのですが、それはいかがでしょうか。

（「町道だよ」の声あり）

○委員（深見 迪君） 町道か。失礼しました。

○委員長（林 博君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えします。

道路標識で交通安全的な標識については、規制等、学童の標識があるかというのは私もちょっと記憶がありませんけれども、スクールゾーンは規定的にはあるのですが、学童の部分の通学路という部分は多分なかなか記憶がないので、中身を検討しながら、交通安全については、なるべくその対策についてそれぞれ状況を判断して対処したいというふうに考えてございます。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 町外れということもあって、あそこから向こうは何もないので、それと車が非常に多くてスピードも出していると。皆さん制限速度で走っている車がほと

んどないという状況なので、ぜひその辺も勘案して、慎重に検討して、しかるべき措置をとっていただきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の質問です。

2つ目の質問は、9月議会でも質問しましたがけれども、先ほど介護保険料、それからサービス利用料の未済金が出ているということで非常に厳しい今実態にあると。保険料は上がるけれどもサービスが受けられない状況というのが、これからひよっとしたら出てくるのではないかとこのように思うのです。

それで、利用料の問題なのですが、この利用料どころか、利用もさせてくれないとか、例えば特養で言えば、まだこれは具体的に案はしっかり出ていないけれども、連日のように新聞報道されているのですが、介護度1、2の人を特養から追い出すということまで政府のほうでは考えているという実態なのですが、そのことについて特養の現状を含めてそんなことが可能なかどうかということについてちょっと伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（林 博君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

今現在のやすらぎ園の入所者のまず現状なのですが、今回新聞で報道された要介護1、2の状況の方なのですが、要介護1の方が現在1人、それと要介護2の方が6名、10月1日現在で入園されております。それぞれの事情としては、認知症を持っているということでの家族さんの介護がやっぱり大変な状況にあるという方が、結構、今現在多いということと、あわせて介護する方、家族さんが全くいないという、そういった方もこの7名の中にはいらっしゃいます。現状はそういうことであります。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、園長としてのご意見はどうですか。いや、実際にそういう現場で働いていて、この7名、これは変動しますよね。これがもし切られるとすると、どんな状況になるのかというのを伺いたいです。

○委員長（林 博君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

1号保険者、介護保険料を納めていただいている方が必要なサービスをやったり受けることができるという形が望ましいというふうに思います。そういったことを基本に考えますと、この要介護1、2の方がやすらぎ園などに入園、今度できなくなるということに対しては、これ第1号被保険者ないしはそのご家族さんにとっては、今後、標茶町で生き生きと高齢者の方が生活をしていくという観点に立てば、その辺のことにやっぱり支障が出てくるのではないかとこのように考えを持っておりまして、一律に要介護3以上の方を入園対象者とするということについては、私としてはちょっと疑問な点がございます。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 実態はそうだと思うのです。9月に町長のご意見を伺ったら、

あのときは要支援1、2の切り捨てる問題だったのですが、町としても要請していきたいというお言葉でしたので、今の園長さんのお話とあわせて町としてもぜひ努力をしていたきたいなということを申し述べて、3つ目の質問に入りたいと思います。

この実績報告書の中では、公営住宅の整備について、るる成果として書いてあります。しかし、これはこれとして本当に標茶の公住の体制は整っているなというふうに僕も思うのですが、ただ、古い公住、現在住んでおられる方々の中で、結露や雨漏りがひどくて部屋1つが丸々使えない状態にいるとか、僕は常盤公住もちょっと見てきたのですが、中に入れなかったのが外から見てきたのですが、あれ何ていうのですか、専門的によくわからないのですが、建物の下のほうにちょっとこう、はかまというのですか、モルタルで少し出ている部分が、これが崩落してしまっていて、そして中をずっとのぞいてみたのだけれども、どんどん穴がうちの中に行ってもろもろ崩れるような状態になっていると。こういう公住については補修する考えはあるのかどうなのか、その点をまず聞きたいと思います。

○委員長（林 博君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

町内にあります公営住宅の古い部分につきましては、現在、長寿命化計画というのを標茶町でも策定の準備中のございまして、今後、その計画によりまして対応することになるかと考えています。

常盤公住のコンクリート部分の補修の関係でございますが、中身については入居されている住民の方から補修の依頼等ございまして、ある程度の部分には対応をしております。原因究明等、わかったものについては順次対応している状況でありまして、常盤公住につきましても、建築から時間がたっておりまして、今後とも長寿命化計画を立てた後、計画的な対応を図っていきたくて考えております。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 結構高齢者の方が住んでおられて、あれを見たら、あそこから相当風が吹き込んでいるなというような気がするのですよね。それで、そういうひどいところについては、普通の状態からモルタルが剥げ落ちるとか欠落している状態については、補修するという方針をちゃんと持っているのだということを確認してよろしいですね。

○委員長（林 博君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） 古い部分で補修が必要な部分につきましては、常盤公住に関しましては二、三棟、今年度対応しておりまして、今後とも同じような補修箇所が、必要な箇所が出た場合につきましては、入居されておりますので、順次、必要な対応をしたいと考えております。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） こういう席で順次という言葉を知ると、すぐではないのかなというような気がするのですが、ぜひ住んでおられるので頑張ってやっていただきたいと思

います。

最後の質問なのですが、これは一般道道クチョロ原野塘路線です。道道1060号クチョロ原野塘路線、3.2キロメートル通行どめ、規制を開始したのが9月24日の9時半から開始して、現在見通しが立っていないということですよ。それで、これについてどういう状況であるのか、あるいはこれは町内の非常に重要な生活道路にもなっているわけで、町としてどういう対応、あるいはどういう要請をしているのか、今どういう状況であるのかということをもまず伺いたいと思います。

○委員長（林 博君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

塘路とクチョロを結ぶ道道の通行どめにつきましては、これまで降水量が多くなりますと、釧路川の増水に伴いまして湿原部分、いわゆる塘路側の部分が道路冠水いたしまして、通行止めが若干遅れたせいで車両が路肩からの緩い部分から落ちて危険な状態になったということも過去にありまして、最近では一定程度の雨で冠水が始まると、この湿原部分については通行止めが一定期間かかると。大体短くて3日、長くても1週間ぐらいで終わるケースが多かった状況にあります。そして、この間も地域のほうの懇談会等でも要望が出されておりました。できるだけ早い時期での通行どめの解除ということで要請は継続しておりまして、北海道の管理のほうにおいてもそれを理解して、できるだけ安全な状態になったらすぐに開放するというスタイルでございました。

今回、台風18号関係で塘路地区、特に記録的な観測史上ナンバーワンの雨の量でございました。道道が通行止めになった情報がすぐに入りまして、冒頭で申し上げた部分と異なる部分は、湿原部分から、塘路からクチョロに向かいましてコッタロ湿原の展望台がございまして、ここまでがいわゆる湿原の低い部分でございまして、これまでが冠水する今までの箇所でございます。これをクチョロ側に向かいまして左に展望台がありまして、若干道路が上っていく状態になります。カーブが連続しておりまして右側が、切り土の部分もあるのですが、盛り土のり面のような長いり面がございまして、その下が湿原という、一段道路部分が高くなっている状況がございまして、この一部、盛り土のり面なのですが、この部分がのり高としては、済みません、記憶で申しわけないのですが、長いところでは20メートル強あるのかなと思います。道路延長としてはそんなに長くないと私伺っておりますが、この部分が道路半断面ほど流出したということで、そのままの通行は危険という判断を北海道でして、通行止めに至ったということを知っております。

その後の経過について私どものほうでも、北海道のほうに、こういう早く開放してほしいという町民のご意見、それから苦情等につきましては、随時、管理者のほうにお伝えしているのがまず1点あります。

それから、状況として私どものほうで、私も聞いているのですが、まず公共の災害査定にこれをかけるということになっているようでございます。この公共災害というのは、いわゆる国庫補助事業の負担法の絡みで国から補助金をもらって災害復旧を行うというもの

でございます、この国の査定を受ける必要性がございます。これが今の予定でいくと11月の下旬になるのではなかろうかという情報を直近ではいただいております。ルールとしてはこの査定を受けることにしたようでございまして、査定が通れば補助金をもらって補修すると。この間につきましては、どうしても保存する状況で北海道としては考えているというふうにお伺いしております。

通行止めに至った際に、クチョロ側の畑の出入りのことについては北海道のほうでも最初に気にしたようでございまして、私どものほうにも連絡がありました。そのときには、畑の絡みのことで私どものほうとしては、ピンポイントで通行止めしていただいて、なるべく長い距離でとめない方法で、畑の採草等に影響を与えることを少なくしていただきたいということをまず通行止めの開始のときにはお願いいたしました。あと、塘路側に2カ所ほど固定ゲートがあるのですが、これについては、現状、私どもの聞いているのでは、2カ所とも冠水の影響がおさまった時点であけて、今、通行できると。今とまっているのは、今申し上げたピンポイントで路側が流れている高台の部分だというふうにお聞きしています。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ちょっと確かめたいのですけれども、私、崩落と聞いたから、塘路から行って左手の山のほうから土砂が落ちてきたのかなと思ったら、今の話だと右側が欠落しているということですね。

○委員長（林 博君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 私も時間がなくて道道のこの箇所については、私自身が見ておりません。私も最初に今委員ご指摘の左側の切り土のり面だとばかり思っていたのですが、それについては私、口頭で、担当者ではなくて見ている人から間接的に伺った話ですと、先ほど言った右側の盛り土のり面のほうというふうにお聞きしておりますので、その部分が半断面崩れたというふうに理解しておりますが、私自身は確認がとれておりませんのでご理解ください。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それで、このことによる住民への影響というのはどの程度把握していますか。

○委員長（林 博君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） これも毎年あの道路自体の舗装整備についての要望を北海道にしている区間でございますので、今、観光の部分では冠水部分が、ゲートがあいているということでは行って戻っての塘路側から、それからクチョロ側からの行って戻ってというようなことが、観光客についてはまずあり得るのかなと。あとは、やはり交通量が絶対数ほかの道路と比べて、道道、国道と比べて多いとは言えないまでも、塘路からクチョロ、それから鶴居側から塘路に向かうという住民の方々も使っている道路であることは間違いありませんので、影響としては非常に標茶町としても小さいことではないですよとい

うふうには理解しています。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私のほうでちょっと聞いたところでは、かなり影響は大きいなどというふうに思っているのですね。

それは、例えば塘路から鶴居のほうの山の現場に集団で働きに行っている人たちは、3倍かかるというのですね。そうすると、燃料代がかかるでしょう。時間がかかる。それから、塘路から鶴居のほうに働きに行っている標茶町民は少なくないのですね、調べてみたら。この人たちも仕事を変えるかどうか、いつこれが復旧するのかという見通しがないからどうしようかと考えているところだと。それから、さっきの観光客の問題で言えば、意外と冬場もスポットになっているのですね、あそこは。観光バスもあのルートを使うふうになっているのですね、全部が全部ではないですけども。それで、そういう点では塘路にある宿泊業者の方々にも大きな影響があるということなのです。

それから、私がもう一つ心配しているのは、環境がどうなるかということなのですよ。早いうちに手を打たないと、雨が降るたびに土砂が湿原のほうに流出していくわけですよ。だから、そういう点でも環境省は何を考えているのかなと。1カ月たっているわけですから。

それで、査定が11月末というのは私も聞きましたけれども、そうすると工事が始まるのはいつなのかなと。工事が終わるのはいつなのかなと。既に春までもうだめかなというような感じが、そういう話をしている人たちもいるのですけれども、町としては11月末に査定がおりてきた場合に、いつごろまでに復旧できる、今までの経験上。冠水のほうは水が引いたと聞きましたから、その点ではどういうふうに見通しを持っておられるのか、ちょっと聞きたいのですが。

○委員長（林 博君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 国庫負担法における公共災害の査定の経験でいきますと、まず現年債という状態でことし被災を受けましてことしの予算につくためのいわゆる査定が随時、災害のたびに行われまして、査定が終了して、事務的な流れでいきますと、そこで復旧額が決定いたします。これはもう査定の時点でお金が決まります。ここで復旧費が決まるわけなのですが、その内容によりましては、このところでグレードアップするなりいろんなことの検討がまた現場サイドで起きまして、実施設計を組むことになります。経験上でいきますと、早くて査定後、実施設計を組んで、1カ月以上はかかるかなと思います、現年であっても。委員もご指摘になりました、ここは環境省との協議箇所になっているというのが、私どもも、協議相手が複数、もしかしたら個人地主さんにも影響が出てくるかもしれませんし、そのあたりが今、随時、打ち合わせしながら査定に向かっているのだろうなというふうに思います。もろもろの打ち合わせが完了して査定が通って工事着手が現年で早くて12月、一番可能性が高いのは1月の冬工事の可能性が早い状況かなというふうには経験上では思っております。

○委員長（林 博君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これ以上しゃべっても、お互いに国の査定を早めてもらうという要請をする以外にないわけであって、ただ塘路は標茶町でも数少ない観光の場所として、しかも移住されて頑張っておられる方も多いということもあって、そこを支援するという意味でも本当に力を入れて対応していただきたいなというふうに思うのですね。それで、ぜひその点では、国の言うがままに待つのでなくて、何たって災害ですから、環境省の問題もありますけれども、そういう点ではできるだけ改めて努力をすると、要望も出すというのを強めていただきたいと思うのですが、どうですか。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

状況につきましては、先ほど建設課長が申し上げたとおりだと思います。ただ、今、委員おっしゃられたとおり、生活道路、そして観光、産業道路としても重要な位置づけだと思いますので、限られた条件等はあると思いますが、できるだけ早く着手していただけるようお願いをしたいと考えてございます。

○委員（深見 迪君） 頑張ってください。

質問を終わります。

○委員長（林 博君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） （発言席） 今回、前年度の決算から含めて来年度に向けてということで重要な会議ではありますけれども、一応、私のほうから3点か4点質問したいと思います。時間的にもいろいろありますけれども、明快な言葉が出れば、簡単に終わるのですけれども。

またいつものように私は墓場ということなのですが、私の質問でよく出てきますけれども、今回、墓場については、私の記憶では5年間で管理費がたしか9,000円だと思うのですが、古いほうのお墓については管理料が取られていないのではないかと思うのですが、まず、いかがですか。

○委員長（林 博君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えします。

旧募地につきましては、管理費は徴収しておりません。

○委員長（林 博君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今、新しいほうについては一応合っているということなのだろうけれども、前に階段にはそれなりに手すりをつけてもらって、また古いほうには簡易舗装をしてもらったということで、その辺については感謝申し上げますけれども、ただ、今、こちらから行って一番東側の下の入り口のところに急な階段が4カ所くらいあるのですよ。それが崩れかかったり、相当古い階段なのですけれども、その辺について、今回、災害でもって多少何かお墓のところを直すようなことを言っていましたけれども、それを

含めてそういうような状況ができるのかできないのか、またできないとすれば古いほうについては今現在何件くらいの使用があつて、例えばそこから少しでも使用料を取れるとすれば、そういう維持管理もできるのではないのかなという感じはするのですけれども、その辺のところを含めて、その階段をこれから復旧させるのと、また手すりをつける箇所が一、二カ所あるのですけれども、そういうようなことを含めて手数料を取ればそういうこともある程度できるのでないかという気はするのですけれども、話を聞くと手数料は古いほうは取られていませんから、言われれば払いますよという人もいますのですけれども、果たしてその辺の関係、どうなっているのかちょっと聞かせてください。

○委員長（林 博君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えします。

旧墓地の状況につきましては、階段が一部壊れているとか、そういった部分につきましては、委員初めご意見を伺っておりますので、現在、調査を行いまして、来年度以降の基金事業の中で順次、先ほど順次という言葉は余りよくないという言い方をされましたので、緊急性の高いところから対応していきたいということで考えていますので、ただその中で、今、後藤委員からありましたが、旧墓地の使用料につきましては、これまでの新墓地をつくったときの経過もございますので、新たに旧墓地についての使用料を徴収するという考えは現時点ではございませんが、可能な範囲で旧墓地につきましても現在利用している方が、今、手元に何基利用しているかまでちょっと数字を持ち合わせておりませんが、可能な範囲で対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（林 博君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ということは、使用料を取らなくても可能な範囲でそれなりの管理はしていくということによろしいのですね。

それともう一件は、今の墓地を、今、1人の方が管理しているようなのですけれども、夏の間も相当草も生えたりなんかしながら、行ってみると本当に1人でやっていたのですけれども、機械が壊れていると。円盤みたいな機械だと思うのですけれども、それが壊れていて刈り払い機でもってやっていたのです。それで1人でやっているのですかと言ったら、そうなのだ。ところが、これも私物なのですよと、こういう話なのです。何で買ってもらわないのよという話をしたのですけれども、いや、それには買ってくれないのだからということなのですけれども、その辺のところ、恐らくこれからあそこについては業者に委託する考えがあるのかないのか、その辺も含めて、やはりそれだけの管理をしているのですから、そういう機械等についてはきちっと対応しておくべきでないかと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（林 博君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

管理につきましては、現在、1人の方に管理を年間契約という形でお願いしておりますので、現在、機械の状況については私、詳細に今把握をしておりませんので、調べさせてい

ただきたいと思いますが、基本的には現在の方にいい管理をしていただいておりますので、現在のその状況については次年度以降も継続してお願いをしたいというふうを考えております。

○委員長（林 博君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） それであれば、今言われたようにやはりそういう機械等についてはきちっとした形で対応して冬も行くのですけれども、すごくきれいな形で管理されているなど思っていますので、せめて、金のかかることではございますけれども、ひとつよろしくお願いをしたいと、こう思います。

それから、もう一点なのですけれども、それは今度教育長の問題になると思うのですけれども、その給食センターの関係なのですけれども、話に聞きますと、私は入ったことがないからわからないのですけれども、あそこの女子トイレが和式が2つあって、男のほうは1つあると。男のほうについては洋式なのだという形なので、その和式の1つのほうは水の出が悪いということで、非常に困っているという話を聞きましたので、この辺については、恐らく今磯分内の中学校をあれて小学校ということになると思うのですけれども、そちらのほうをやってから給食センターのほうに手をつけるのだらうと思うのですけれども、それはある程度人間しか知らないもので、一応トイレというのは一日何十回も、十何人もいるみたいですから相当な数、入るのだらうと思うのですけれども、それで男のほうは2人しかいないと。だったら最低でも交代をしてくれないかという話もあるのですけれども、この辺についてはどう考えていますか。

○委員長（林 博君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 給食調理場のトイレの関係であります。私も現場は入ったことはありません。ただ、調理場の職員のほうから聞いた話では、女子トイレのほうに便器が2基あり、全て和式、それから男子トイレは1基で洋式だというお話を聞いています。

先ほどありましたように、調理場につきましても、昭和50年代の建設でありまして、築30年を超えてそろそろ施設整備の抜本的な計画について検討しなければならない時期に来ているとは考えております。ただ、衛生設備でありますので、やはり快適なほうにこしたことはないと考えております。2基あるうちの1基だけかもしれませんけれども、財源、また手法等も含めて次年度以降に向けて検討させていただきたいと思っております。

○委員長（林 博君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） その財源も含めて検討するということなのですけれども、私はこの間から今回まで2回ほどその話をしたのですけれども、全然一向に進まないということなので財源が、例えば今の洋式のトイレがそんなに高いものではないと思うのですけれども、使用している人にしてみれば、やはり和式ですから着ている白衣みたいのを全部脱いで、そしてして、それから今度また着がえるということで、またここでそういう話、いいのか悪いのかわからないのですけれども、はねるということなのですよね、女性の方が。

そういうことで非常に不衛生でないかと。逆に男のほうと交換をすることによって衛生的になれるという部分もあるし、また今大抵のうちはそういう洋式を使っているわけですから、私も和式なんていうのはなかなか今、膝が痛くてできないような状況も起きますから、せめて例えば1年、2年新しくなるとかならないとかは別にして、先ほども言ったように、1日に10回も20回も女性が使うわけですから、それであれば何とかならないのかということなのですけれども、例えばどうしてもできないというのであれば、言葉一つで済むのですよ、男と女と取りかえましようと言えばそれで事済む話なのですけれども、その辺のところまで含めて、予算がどうのこうのと言いますけれども、そのぐらいのことができないのかどうなのか、もう一度お伺いします。

○委員長（林 博君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 男子トイレの利用も含めまして検討させていただきたいと思います。

○委員長（林 博君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 検討させてもらいますと言うけれども、正直なところ検討ばかりしたってしょうがないのですよ。今々そういうことで必要だということを現に言っているわけですから、万が一それでもって、今これから夏にならないですけれども、結果的に何かの、例えば赤痢だとか、今もテレビ、新聞でやっていますけれども結核がどうのこうのという問題もありますし、何かそういう一番大事なところを、そういうことが起きたときには大変な問題が起きると。たかがトイレ1つですよ。何とかできないですか、それ。

○委員長（林 博君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長（高橋則義君） 前向きに進めたいと思いますので、ご理解願います。

○委員長（林 博君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） そんなのばかりやったらしょうがないのだけれどもね。

教育長、どうですか。

○委員長（林 博君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 今、管理課長がお話ししたのは、委員が提案されているそういった内容も含めて、できるように早目早目に進めていきたいということの意味で検討したいということですから、前向きにと。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（林 博君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） だから、前向きだとか早目早目と言いながら、あと2年も3年もたったら何の意味もないわけだから、この辺のところ、正直なところ、できるだけもう少し早く。

副町長、どうですか。できないですか。

○委員長（林 博君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 今答えたのは、できるだけ早くやりたいという意味で答えていますので、そういうふうにご理解いただきたいということでございます。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○委員長（林 博君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） わかりました。そういうことで皆さんも聞いていますから、できるだけ早くやってくれるそうなので、ひとつよろしくお願いします。

終わります。

○委員長（林 博君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから早速質問したいと思います。

今回、私は、育成牧場の事業の件についてお伺いをしたいと、このように思います。

酪農の振興と経営を安定させるために受託牛の集団管理をし、計画的な後継牛の育成に貢献し、省力化に、そして低コスト化を推進に、24年度における主な施策政策は数点述べられております。さらなる安定した運営事業がなされるために、次のことについて何点か私のほうからご質問したいと、このように思います。

昭和62年よりの牧場収支の内容を見ると、年次ごとの事業内容は多少異なるにいたしましても、経営努力が数字に結果としてあらわれている点につきましては、認めるところであります。

そこでお聞きしたいことは、この事業収支の中で、実は間接的経費を組み入れていないことがわかりました。その場合、収支の中でもし間接的な経費を組み入れた場合、おおよそで結構ですけれども、どのような収支のバランスになるか、最初にそのことをお聞きしたいと思います。

○委員長（林 博君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

間接的経費を含めた場合の標茶町育成牧場の収支についてでございますけれども、平成24年度につきましては、間接的経費を含めて752万3,385円の黒字となります。ただ、平成24年度につきましては、牧場が独自に行ってきた施設整備10カ年計画の最終年に当たり、投資的事業が多かったということもありまして、それ以前の平成23年、22年、そういったあたりの収支につきましては、平成22年が約5,000万円ほどの黒字となります。平成23年につきましても、3,000万円ほどの黒字というふうに、間接的経費を含めるとそういった計算となっています。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、間接的経費の説明がありました。その中で減価償却費を含め

ますとどのくらいになるのでしょうか、おおむねで結構でございます。

○委員長（林 博君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 育成牧場につきましては、一般会計ということでございますので、減価償却費については計算を行っておりません。ただ、平成15年から16年にかけてまして事業の民営化というものを検討した際に、減価償却費、それから中山間の直接支払補助金、そういったものを含めて収支というものをシミュレーションしておりまして、その時点では十分事業として成立するという、そういった計算がなされていたと記憶しております。

ただ、現状では当時と大きく状況が変わっておりますので、基礎となるデータは明確でありますので、近々に減価償却費について試算を行ってみたいと思います。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、場長のほうから、より正確な減価償却については、今は正確にはできないのだということです。後日、それについては、ぜひ牧場における減価償却がどのくらいになるのかということについてはご提示を願いたい、このように思います。

さらに、実はこの中で緊急雇用創出事業ということで、牧場の衛生対策を実施しているのだという表示がありました。

特に先日、私も牧場に行っていました。場長ともいろいろと話しましたが、私も酪農家でありますけれども、実はネオスポラ原虫という、いわゆる原虫によつての牛の流産があるというようなことも、そのときいろいろお聞きいたしました。

そんな中で、それも含んでこの緊急雇用対策の事業が牧場の中の衛生対策という面ではどのような関連を持った事業になされたのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○委員長（林 博君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 緊急雇用対策につきましては、平成20年から毎年2名ずつを期間雇用し、主に小型ピロプラズマによるタイレリア症の予防、要するにマダニの駆除ですとか、そういった衛生面の事業を行うために2人を雇い入れております。実際のところ、当牧場の小型ピロプラズマ症の対策というのは一定の成果を上げて、現在では定期的な駆除を行うのみですけれども、町内の中御卒別、それから茶安別中央牧野など、ピロプラズマによる被害の大きな共同牧野がありますので、そちらのほうに農業共済組合さんと連携してそういった人員を2週間に一遍2人ずつ、対策の事業を行っておりますので、お手伝いに伺う、そういったことも行っております。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） それと直接関連があるか否かは私よく理解できないわけですが、牧場周辺の環境整備ということで、具体的に言いますと、私、先日牧場へ行ったときに、牧場施設内の特に取りつけ道路等々ののり面の除草がしっかりやられておりました。これについて、実はもう少し場内全体の除草対策ができないのかなという気がいたしたわ

けです。というのは、見たときは、道路周辺ですけれども、施設の近隣の平たんな部分での雑草がかなり繁茂しているというようなことから、環境面あるいはまた衛生面からも除草剤を使うとか、あるいはそういうことが強いてはネズミあるいはまたキツネ等々の繁茂を防ぐようなことになると思うのですけれども、いわゆる環境の面で場内あるいはまた敷地内の除草対策はどのような方法でやっているかお聞きしたいと思います。

○委員長（林 博君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えします。

先ほど委員のお話にも出ましたとおり、場内の草刈りの主な目的につきましては、流産の原因のおおよそ30%から40%になるだろうと言われているネオスポラという犬科の動物が媒介する、そういう流産の原因原虫、結局キツネを駆除あるいは退治することによって、そういった流産の被害を減らそうということでの草刈りが中心であります。ただ、公共牧場の持つ多面的な機能の一つとして観光ですとか福祉ですとか、そういったことを当牧場も担っておりますので、そういった意味で観光面などを意識して観光ルートに近い部分、通じる部分など、できる範囲でこれからもやっていきたいとは考えていますが、何分機械の入らないところが多いことをごさいますので、期待どおりになるかどうかということはありませんけれども、これからも手をかけてまいりたいと思います。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ぜひそのような方法で、方法といいますか、考えの中で、牧場等々の環境整備も含めての施設内の環境に美化ということに関しましてもご理解をいただければと、このように思います。

続いて、牧場施設の整備事業ということであつたわっております。本年度につきましても、いろいろと機械等々の整備、あるいはまた老朽化した施設等への整備というふうに考えられております。

そこでお聞きしたいことは、私、実は一昨年は春に牧場のほうへ現場をちょっと見に行きました。メインであります育成舎3棟がございました。実に行き届いているとは私、決して申しません。足元が非常に悪くて、牛のやっぱり見た感じが非常に汚れているという感じがいたしました。今回は育成舎がまだあいておりましたけれども、そこで省力的な牧場運営あるいはまた育成を多頭数飼育するという場合には、当然フリーバーンというのが基礎になろうかと思います。そんな中で、いわゆる計画的な施設の改修というときに、実は主たる3棟、大きな育成舎が建っておりますけれども、本当にあれの構造でもって省力的な多頭数飼育、そしてフリーバーンということでの育成ができるかなということは実は昨日も疑問を持ってまいりましたし、一昨年の春に行ったときも疑念をいたしました。

といいますことは、先日お邪魔したときにも、育成舎の中に敷きわらといいますか、おがくずを交換するのにブルドーザーとユンボが入ってございました。といいますことは、当然育成舎の構造として、フリーバーンの中のほうに、内側のほうに実はバックブレースが入っているということで、一気にあれを押し出せないのではないかという気がいたしまし

た。当時、どのような計画で、どのような目的を持ってあのような構造でもって育成舎を建てられたのか、私はちょっと理解できない面もあるのですが、今後の計画の中であの育成舎の構造を変更するといいますか、修理、改造、改築していくという今のところ計画はないのでしょうかということと、作業上、非常にあれは私、省力化になっていないと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（林 博君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 利用者から大切な財産をお預かりする上で、極力いい状態で管理をしたいということを心がけておりますけれども、先日、委員がいらっしゃったときというのは台風直後のことでありまして、当牧場としては非常に通常の状態ではなかったということを一いつ言いわけをさせていただかなければいけないということがまずあります。

ただ、当牧場のパドックつき牛舎における育成牛の育成というのは、特に冬の間は外で餌を食べるということで、牛の基礎代謝、切りかえながら生活しているわけですが、そういった意味で全天候型の牛舎で育てるのではなくて、マイナス30度の世界でも餌を食べられる牛というのが、気温が逆にプラス40度のところへ行っても長もちをするという、そういった理念に基づいてそういう飼養形態になっているということが1つ。

それから、今委員のおっしゃった牛床の中にブルドーザーとバックホーが入っていたという件は、中心となる育成舎の3棟のうちの1棟のことであります。もともと発酵牛床としてフリーバンの牛舎が3棟ございましたけれども、現在は2棟は実は発酵牛床を解消しておりまして、通常の土床になっております。牛の足元のことを考えまして、土床にはなっております。ただ、1棟につきましては、こういった時代ですのでバイオマスの活用ですとか、そういったことに常に前向きに対応できるということで1棟だけ発酵牛床を残しておりまして、先日委員が多分いらっしゃったときというのは、その1棟の牛舎の冬の間の敷料を出して、新しいパークを敷き込んでいるという、そういった作業の最中であつたと思いますので、通常の作業は非常に円滑に行われるようにはなっております。

そして、牛舎の構造につきましては、今お話ししたとおりで、私どもの牧場が目指している通常よりも1産多くとれる強い牛を育てるという意味においては、非常に今の構造というのは大きな意味を持っていると思いますが、今後、いろんな経費のことですとか、それから預託規模がどういうふうに移していか、そういった先行きに関して不透明な部分がありますので、そういった状況を勘案しながら必要に応じて検討できればと思います。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 場長、確かにあるものを最大限利用しつつ、また自助努力によってその経営を改善していくのだという前向きな姿勢、私、よくわかります。しかし、目指すもの、それは確かに今、場長がおっしゃるように、すばらしい育成牛を育てるという基本理念はわかりますけれども、しかしそれに要する施設等々については最低限省力化でき

るようなやっばりスタイルを、標茶酪農のいわゆるモデルにもなるものですから、あるいはまた視察に来るいろんなところもあるでしょう。したがって、私が言いたいことは、今、場長のほうから、3棟のうち1棟だけ残していると。いわゆる発酵フリーバーン型で残しているのだと。あとは土床でやっているというお話ですけれども、さっき私言いましたけれども、牛舎自身の内側にバックブレースが入っていませんでしたか。あれはどう見ても労力的に非常に無理がかかる構造だというふうに私理解しているのですよ。それでさっき言いましたように、今後の計画の中で、コンクリートですし、鉄筋コンクリートの上はもうHコンが入ってすばらしいものになっていますから、大変な費用もかかるとは思いますが、しかしこれから長い目で見えていく中で、ああいう施設をずっと存在させるということは、将来に向かってかなり不便が出てくるのではないかと思うのですけれども、もう一度お聞きいたしますけれども、今後の計画の中で近い将来、できる限りああいう構造は変えていくのだという方向性はまだ検討なされていませんか。

○委員長（林 博君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 委員おっしゃるとおり、一直線に確かに機械が作業できないという点で多少の不都合はございますけれども、現状においては小型の機械を牛舎清掃に、特に牛床については使用するなどといった、そういった内部の調整で滞りなくスムーズに作業がまずできているということを1つお伝えしなければならないと思います。

施設の改修についてですけれども、そのバックブレースの部分によらず、どんどん施設自体は現状に合わないものも出てまいりますので、必要に応じて考えていかなければいけないと思いますけれども、先行きの不透明感を考えると現状でそういった大きな投資というのがまずできない状態であるということ、それと人員も含めてコンパクトな状態でまずこの厳しい時期を何とか乗り切って、その上でそういったことも考えられるようになればよろしいかと考えております。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） これは私、場長を責めるわけではなくて、今後の方向性として、一般会計でやっているわけですから、ぜひ町側としてもあの施設の充実という面では再検討いただければなと思います。

施設の面については、その程度といいますか、今後の検討材料にしたほうが良いというふうに理解いたしますので、ぜひ検討を願いたいと、そのように思います。

○委員長（林 博君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 現在のいろいろな状況等については、ただいま場長のほうからお答えをしたと思います。

1点、あの牛舎の設計をした責任者として私がお答えをしたいと思います。

確かに省力化ということは非常に重要な要素だと私は思っておりますが、当時、私の基本的な考え方というのは、省力化イコール牛のためかということを考えてときに、確かに下をコンクリートにすれば作業は非常に効率的にやれると思います。ただ、委員も実際に

牛を飼われていて、冬の牛がどこにいるのかということを考えたときに、ほとんどパドックの堆肥の上だと思うのですよね。人間もそうですけれども、腹を冷やさないというのは非常に私は大事なことだと思っておりまして、それで当時、これは道営事業でありましたので、国とのいろんな協議の中で、なぜコンクリート舗装をしないのだということは随分言われました。

また、堆肥舎についても、当時は屋根が必要なかつたものですから、なぜ屋根が必要なのだ等々も随分議論もしました。ただ私は、牛を飼う以上、育成牛である以上、やはり腹を大事にするというのは非常に大事なことであって、当時、発酵牛床というのはいろいろなところで試験的にやられておりまして、私も実は前の牧場でそういった飼養形態の中で牛を飼ってきて非常に成績がよかったということがありましたので、多和の育成牧場については、とりあえず3棟については発酵牛床という形で育成牛を外で健康的に飼う、それは育てるのがいわゆる育成牛を扱っている牧場としていいのではないのかなと。

そういう判断の中であの施設を建設させて、したがいまして当然作業の効率性等々については問題があるということは十分私も理解しておりますけれども、ただそのことと、トータルの利用者の皆さんが何を求めていくのか、そのことをやはり私どもとしては最終的に考えなければいけないという判断の中であの牛床があるということで、ただ時代が変わりましたし、牛もかなり変わってきておりますので、そこら辺については、私の考え方が全て正しいと申し上げるつもりはありませんけれども、そういった考え方もあって、もしそれが不都合になれば、あと床をコンクリートにすればいいということの中で、補助事業の中で特例的に認めていただいてあの牛舎が建設されたという経過にあるということも、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、町長のほうから、当時担当したといいますか、私がということでお答え、お話をいただきました。

確かに、やっぱり今町長言われたとおり、時代の変化とともにいわゆる発酵型フリーバーンがどうなのかということもいろんなまた議論もしていますし、また、それを求めて私の地域でも発酵牛床をつくってその成果を上げているところもございます。そんなことも含めて、多和の育成牧場というのは、やはり町民があるいはまた酪農民がいろんな求めるもの、あるいはまた研究する場にもしているというようなことから、その面については、改めて申し上げますけれども、逐次、時代に合った育成方法あるいはまた施設等々への投資をするのであれば、ぜひいま一度検討していただきたいということを申し述べて、次の質問に移りたいと思います。

実は、事務報告書の中に、町が有する家畜頭数の中に馬3頭とありますけれども、これはいつどこでどのような形でもって、目的でもって購入されたのかお聞きをしたいと思います。

○委員長（林 博君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 馬3頭につきましては、町の所有ということで、牧場のほうのその表に載っておりますけれども、現状では牧場の施設のほうにおりませんで、阿歴内の乗馬施設のほうに貸し出しをしているということでございます。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） いつどこでどのような目的でもってその馬3頭を購入されたのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（林 博君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 本来ですと場長のほうがお答えするのですがけれども、これも実は私が場長のときに購入をしたものですから、私のほうから経緯等についてご説明をしたいと思います。

平成何年だったかどうかちょっと正確には存じ上げておりませんが、多和の牧場が、先ほども場長が言いましたように、育成牧場であると同時に機能強化という中で牧場を整理しまして、その中で多面的機能を発揮するということと、それと馬の預託希望がかなりあったわけでありまして。当時、私がいたときに、馬について言うと、全て預託主の方が責任を持って捕獲から何からやっていただくという形でお預かりをしておりました。しかしながら、当時のいろいろな生乳生産の動向等もありまして、町内でも馬の預託頭数がふえそうな機運もありましたので、そうした場合に町の使命として預託者の皆さんに全て馬の管理もお願いするということは、それで確かに預託料をいただくことはおかしいということで、牧場の中でやはり馬を管理できる能力を磨かなければいけないということと、それから乗用馬を使って町内で観光振興と結びつけてやりたいという機運等がありまして、とりあえず牧場の中で乗用馬を、これは阿歴内のセントラル牧場からお譲りをいただけたのですが、1つには阿歴内の馬の文化を町全体で継承していこうという思惑もあって、それで牧場の中でとりあえず乗用馬を預かって技術を磨くとともに観光振興に役に立てたいという、そういった町全体のお話の中で牧場がその任に当たったという経過でございます。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） そこで、今は阿歴内のほうへ行っていると。阿歴内の交流広場というところでよろしいですね。これは、どこにも各地区にゲートボールですとか交流会、いろんなものがありますけれども、それは地元の地域会に管理を委託していますけれども、ここの阿歴内の交流広場についてはどのような、例えば馬も行っているわけです、3頭も行っているわけですから、どのような管理方法をとっておられるのかお聞きをしたいと思います。

○委員長（林 博君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

町内農村公園の一つでありまして、管理については地域振興会に委託をしております。特に馬の部分につきましては、地域振興会の中でも馬の専門部署ができて、そちらの

ほうで運営をしているところであります。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私もたびたびあそこを通ります。馬がいるなど。あら、3頭、全然ふえないな、子馬も生まれていないな。課長、どうなのですか。例えば所期の目的が達成されたわけではないのですよね。先ほど町長が答弁されたように、大きな希望と夢とを持って町が主体性を持った馬産振興あるいは観光振興、その技術を伝えていくためにも町みずからが馬を取得して、管理をしながら馬の生産といいますかね、そういう面で寄与していくのだという目的はお聞きいたしました。ただ、今の3頭の馬の飼養実態を見るときに、所期の目的はどうかさいましたか。今考えますと、どうも負の遺産のような形には私に見えるのですが、いかがですか。

○委員長（林 博君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 負の遺産という形が適切かどうかという言葉はちょっと。たしか私も、ちょっと正確な記憶がないのですけれども、平成5年生まれぐらいのせん馬だと思います。それは最初からせん馬ということで導入をいたしました。それは先ほど言いましたように、乗用ということが目的でありましたし、牧場にとりましては馬の飼養管理ということで、これは阿歴内（セントラル牧場）の安部場長ともいろいろご相談をしながら、せん馬のほうがいだろうということでせん馬を導入、したがいまして繁殖の用に供するというでないということ。

それと、牧場の中でその馬を阿歴内のほうにという経過につきましては、当初考えていたように、馬の預託頭数がふえてくるというぐあいに、そういった機運もあってということをお申し上げましたけれども、生乳生産のほうが非常に順調になりまして、ほとんどの方が生乳生産のほうに向かわれて、馬の預託というのがなくなったということで、その使命はなくなったということと、乗馬振興についても町内でもそういった機運等がありましたけれども、それも一段落をしたということで、そのときに阿歴内のほうでいわゆる地域の伝統文化を守るために乗馬をひとつもう一度取り組んでみたいというお話があって、阿歴内のほうに無償でお貸しをしているという、そういう経過にあります。

したがいまして、もう20年たつわけでございまして、実際に馬の寿命がどのくらいかわかりませんが、基本的に言うと当初の使命はもう達したものと、そういうぐあいに私は理解をしております。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私も馬を飼っていましたから、馬の寿命は普通20年くらいというふうには私は思っていますけれども、ただ、当初の目的は、当初といいますか、所期の目的は達成されていると思うというふうには町長今答弁なさいましたけれども、私たちが見ている限りではどうしてもそのようには見えないわけですよ。ただ、かわいそうなのはあの馬でもって、阿歴内の地域の方々には申しわけないけれども、やっぱり十分な管理がなされているのかというのが私は実は心配な面で、それとあれは乗馬専用でもって繁殖牛では

ないのだと町長おっしゃいますけれども、雌であれば繁殖できるはずなのですよ、町長、雌であれば。そうですよね。

したがって、馬の生産ということも考えれば、私は、その辺にまでできれば考えていたできたかったなという気がするのですよ。例えば公園ですから、親馬がいる、子馬がいる、その中で乗馬もできるなんていうような、中学校のすぐそばですから、学校のすぐそばですから子供たちにも親しまれる馬でありましょうし、いろんなやっぱり多岐にわたった馬というものへの魅力を私は発揮してほしかったなという気がするのです。町長。所期の目的は達成していると言いますけれども、ぜひもう一度この馬について、教育長、先般の私、公民館の運営委員会のときに教育長のほうに、あの馬の公園、そして馬のことでももっと地域でもって、あるいはまた公民館が中心になったあの馬を使った地域でのイベントを考えるなり、あるいはまた町でもって、教育委員会のほうでもって後押しするような行事を考えてはいかがですかという実は昔の話ですけれども、教育長にお話をしたことがございます。覚えていらっしゃるでしょうか。そのとき教育長は、行政が今出るべきではないと思うと。地元でもって馬事振興会ができて活発な活動をしているので、行政としてはそれを見守っていきたいという答弁をされて、私は、あれ以来、馬の問題というのをどうも気になっているので、先ほど町長がおっしゃったように、馬のとうとさ、馬の愛というものをやっぱり地域の者に、あるいはまた子供たちに、町内の者に伝えていくには、阿歴内は非常に遠いところですがけれども、ぜひとも産業まつりであるいは出てきてもらうとか、いろんな公民館事業の中でも馬のとうとさ、そういうものを検討していただけないか。

○委員長（林 博君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） 本多委員の今のご質問にお答えします。

阿歴内のホースパークの馬の活用について、教育委員会としてどうしているかということなのですが、平成23年から特に幼児、それから児童生徒を対象にした子供の夢のお祭り会場に、阿歴内のほうから2頭来ていただいて、乗馬体験コーナーを設けて活用させていただいているのが1つと、あとはたしか阿歴内公民館の事業の中でも乗馬教室をやられているということが記憶にありますので、地元、それから全町的なイベントの中で活用されているということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） さっき馬の寿命の話も出ました。非常に寂しい話ですけれども、本当に寿命が私はあの馬には近づいてきているかなと。寿命的には、年齢的には来ているかと思しますので、所期の目的を達成したと言わずに、改めて、教育委員会もそうですけれども、農林課でもあの馬の愛には、しっかりとさせていただきたいなという気がいたします。

長くなりました。あと2つお伺いいたします。

センターの入り口といいますか、多和平の展望台の上がっていく入り口に、職員住宅か何かちょっと私わからないのですけれども、2戸建ての棟が2棟ありましたね。それと、

1戸建てが1棟ありました。その2戸建ての2棟が何か、窓に全部板張りにしてあるのですね。何かあたかも、廃墟とは言いませんけれども、多和平の観光地の入り口に、入ったすぐのところにあのような住宅があるのですが、住宅といいますか、あれは職員住宅なのですか、どういうふうになっているのですか。場長、ちょっとお聞きいたします。

○委員長（林 博君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えします。

委員が今おっしゃっている住宅ですけれども、全て旧職員住宅であります。取り壊したもののなどもあるのでありますが、今残っている3棟のうちその1棟、2戸長屋ではないものにつきましては、綿羊の管理を委託している小規模授産施設コスモスの事務所として利用されています。財産としては一般財産になっていますので、町のほうから貸しているということになります。そして、その裏の長屋2棟につきましては、作業等に必要なものを置いていたり、そういったような用に供しているところでもあります。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） お聞きいたしました。1棟はコスモスの授産施設の事務所にしていくということで、その2戸建て2棟のほうについては、全く今のところ施設として使うつもりは育成牧場のほうではないのですか。

○委員長（林 博君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えします。

お答えしたとおりで、現状では牧場施設としてはないわけで、町の一般の財産として利用者に貸し出しているということにまづなっております。

現状ですけれども、事務所に使っている1棟につきましては、かなり老朽化が進んでおりますので、牧場として時々管理等、補修等をお手伝いしたりしておりますけれども、かなり老朽化が進んでおりますので、できれば、あいている長屋のほうを再整備できればというようなことを思っておりますけれども、それ自体は私のほうの所管ではなくなってしまうので、所管のほうにお尋ねいただけるとよろしいかと思っております。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） では、所管のほうに伺います。多分、課長もご案内のように、本当に廃墟まではいかないのですけれども、入っていったらすぐのところ窓にいきなり板張りであるのですね。離農しましたよ、誰もいませんよ、廃墟ですよというような感じなのですよ。ただ、今場長がおっしゃるように、1棟のほうがそのように事務所として使っている。多少不便なところもあるので、もし整備できればという気持ちのようでもありますが、いかがですか、課長。あの棟をきちっと、多和平の観光牧場の入り口にそのようなことでは置けないですし、授産のコスモスのほうでもそのような施設利用をしたいということであれば、何らかの整備なり手を加えるというつもりはございませんか。

○委員長（林 博君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思っております。

直接は管理課の財産という形でコスモスがそこを使用をしているということですので、現状等についてお答えをしたいと思います。以前から古い施設で使っているということはお聞きをしておりましたが、今、委員からのお話のように、特にひどい状態だということまでは聞き及んではおりませんでしたので、早急に管理課のほうと現状を見させていただきながら、現施設を使っている住宅の状況、それからその代替として裏にある2戸長屋の状況も確認させていただきながら、コスモスとも相談をさせていただきながら、一番いい対応について早急に検討させていただきたいと思います。

○委員長（林 博君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、答弁いただきました。コスモスの働く場所の、遠いですし、あそこに事務所を持って、働く人たちが休憩するとかお昼を食べるとかというような、ぜひそういう施設を、育成牧場が責任をもちろん持つでしょうけれども、担当の部署としてのご検討をいただきたいと、このように思います。

時間になりましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○委員長（林 博君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） （発言席） 私は、病院会計ということで、認定第6号、病院会計事業に関して質問いたします。

初めに、9月の定例会以降に議会側から、議員協議会などで病院長に出席をしていただいて損害賠償請求訴訟の経過等を伺いたいとの趣旨で申し入れをいたしましたが、この件について町長は、この申し入れを実行することはできない、議員協議会に出席することはできないという行動をしたと存じますが、このことはなぜですか。

私は、議員として私たち総意でそういうことをまとめて、議長を初め議運の委員長に行動してもらったわけです。私は、この町長の行動に大変不満でありますし、議会を軽視しているというふうに思っています。お答えをいただきます。

○委員長（林 博君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時54分

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

議会の要請には応じることはできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（林 博君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） そういうことで先ほどの続きに入りますが、私はどうしたらいいのかといろいろ考えた末、行動することにしたわけでありまして。私は病院長にアポをとり

まして、お会いしたいと申し入れを行いましたところ、いつでも私の診療のあいた時間に会ってくれるということで、初めて院長室へ行ったわけです、他の議員も誘ってともに行動いたしました。いろいろお話を聞くうちに、これはこの損害賠償請求訴訟には、院長は私は最初から事件にはタッチしていないと申されましたので、ああ、私はそうだったのか、初めていろんな私自身が思っていた疑惑がわかりました。

1つ町長にまた質問しますが、その議員協議会に出席していただくような話がどこから伝わったか私は知りませんが、病院の院長は、看護師さんに、私は診療が終わったら議会のほうに出向くから後はひとつ頼むぞというようなことも指示をして、出番が来ると思っていたと、こうお話をされました。その後、理事者というから町長、副町長、その他の課長職だと思えますけれども、理事者に議員協議会には出ないよというように言われたと。このことについては事実かどうか、確かめたいと思います。

○委員長（林 博君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時56分

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

議会の要請を受けまして、私は自分なりの考えを院長に伝え、院長に理解をしていただきました。ということでございます。

○委員長（林 博君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 町長は私からまだ予測、最後のほうで言おうと思っていたのですが、どうしても私の質問に答えたくないような受け取りをしています。私もきのうきょう議員になったわけではありませんから、10年もここに座っているわけですから、このことがネットに流れて大騒ぎになるとか、人の口に伝わって標茶の病院の評判が悪くなるとか、私はそんなふうには思っていない。全然逆に考えて、事実はどうだったのかと。院長先生の立場はどうだったのか、標茶の病院が訴えられたのではなくて、標茶町が訴えられたことはどういうことだったのか、この点について私はいろいろ考えたということで話を進めていきます。

ここに裁判所で使われた資料を、許しを得てコピーしたものが私の手元にありまして、この事実をこれから聞いて進めていきたいと思えます。そういうことで、町長、お願いします。

○委員長（林 博君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時07分

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私も議員として公務員ですから、特別公務員という立場から、プライベートなこととか事実と反することは絶対に申し上げないつもりで、ここに立っております。

24年の5月7日、裁判所関係の書類では、弁護士から病院長宛てにやりとりの回答が出されています。これは町長宛てでなく病院長に出されているのですが、病院長は見えていないというふうに私に言いました。町立病院の職責の印鑑、職印といいますけれども、職印が押されているということはどういうふうに病院長がこの回答を出したのか、この点についてはどうですか。どなたかが院長の許しを得て病院長の判を押したのか、それとも断らないで押したのか、この点についてはどうですか。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

今、私の手元にその決裁がございますが、院長自筆のサインをいただいております。

○委員長（林 博君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 決裁いただいているというのは、私はさっきここで言ったように、裁判所で使われた資料に標茶町立病院長齋藤國雄先生、先生はつきませんが、というところに判が押されていると。齋藤院長にこの書類を見せたら、これは私は押していないと、こうおっしゃるので、その事実関係はどうかということを知っているのです。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 昨年5月7日に回答させていただきました書類の決裁でございますので、院長に説明をさせていただいて、院長が自筆でサインをされたということでございます。

○委員長（林 博君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私がここに手元に置いているやつでは、パソコンで打っている字なので直筆ではないのです。そのこととこの書類はどう違いますか。

だから、自筆でサインしているということが私は理解できないというふうに今申し上げているので。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

その裁判所のほうに、地裁のほうに提出された写しにつきましては、回答文書については、原告側から出されたものだと認識しておりますので、もちろん決裁のほうの写しとかはついていないと思います。

○委員長（林 博君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） いや、ちょっと今事務長のお話がわからないのですけれども、原告側から出されたものなので……

（何事か言う声あり）

○委員（黒沼俊幸君） いやいや、これ押されていますから。それはどうしてなのかということ、事務長が押したのですかということを行っている。意味がわからないですか。院長は、私はこの書類は知らないよと言っているのだから、誰かが押したのでしょうか。そうしたら、押すといったら町長か事務長しかいないでしょう。そのことを聞いているの。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） 補足として説明させていただきますが、今、事務長が申し上げましたのは、その文書を提出する際に、これは公文書をつくる際もそうですけれども、実際の公印は事務的に押しますけれども、その文書を出してよろしいかということの決裁をとったときに、院長が直筆でサインをされていると。決裁欄にサインをされているということでございますので、それについては私のほうは、ごらんになって確認された上でのサインだというふうに認識しているところでございます。

○委員長（林 博君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 次に、24年の8月27日付で、これは原告から病院長宛てに連絡が出ています。町を訴えたことは新聞報道にもなっておりますが、病院長はこれも知らないと言っているのはおかしいのではないですか。これはどうですか。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 院長には説明させていただいた上で決裁をいただき、同じく院長印を押して回答文書を送らせていただいております。

○委員長（林 博君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） それでは、これは不自然だと私は思うのですが、24年の4月15日、弟子屈警察署の刑事が病院の病室の現場検証などをしたわけですが、この施設の管理者は齋藤病院長だと私は前回も確かめました。この病院長が警察の立ち入りを許可していないと言っています。患者の部屋に黄色いテープなどで立入禁止の、ドラマでもしょっちゅう見かける黄色いテープが張られていて非常に驚いたそうです。このことについてはどなたが責任者で許可されたのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えしたいと思います。警察のほうから町立病院のほうに見える前に、院長のほうには私のほうから、これから警察が来て実況見分等を行うということで院長の了解を得ていたと思います。

○委員長（林 博君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私は、この辺が非常におかしいなど。今のお話を聞いても、はっきり納得はしません。

しかし、次の質問に入ります。ここに24年12月13日付で裁判所に提出された書類がござ

います。決裁欄には起案者が事務長で、町長、病院長、その他の課長職の職印も、実印と
いうか、印もあります。病院長のお話では、この印鑑は自分が押していないと言っていま
すが、誰が押したのか、お答えをいただきたいと思います。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 済みません、12月13日ということですが、どうい
う書類なのか、ちょっと見当が付きませんので。

○委員（黒沼俊幸君） 検討するのですか。

○病院事務長（蛭田和雄君） いえ、どういう書類なのか、今ちょっと判断できかねます。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 今、見つけたようでして、どの書類か特定できましたので
お答えしたいと思いますが、事件の経過について、4月18日の決裁でございますが、決裁
の上、町長まで決裁をさせていただいたというものでございます。

○委員長（林 博君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） いや、決裁は順々に上げたと言うけれども、この病院長の齋藤さ
んという大事な印鑑を本人は押していないと私に言ったから、どなたが押したのかと聞い
ているのですよ。わかりますか。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

それらにつきましては、先ほど公印の部分については決裁、その報告も含めてでありま
すけれども、そういう措置をとらせていただいているということでもありますけれども、そ
の部分につきましては、各書類につきましては院長の了解のもと、報告して、そして印鑑
を押印するという形の事務処理をとっていますので、内容についてはご了解いただいでい
るというふうに私どもは認識しているところであります。

○委員長（林 博君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） ここまで来たら、すごい私は答弁は違うというふうに、ここでは
っきり判断しますよ。院長は、この印鑑は私の手元にはない印鑑だとはっきり私に言ったの
です。そういうものがここに押されたということは、誰かが押したのです。院長の了解を
とって押したのなら、院長、ここに決裁お願いしますといたら普通のやり方です。私も
各団体、ずっと長いことやっていましたから、こんなことの印鑑使用は一度もありません
よ。こういう大事なことを今の副町長の答弁で私はおかしいのではないかと、こう思いま
すが、もう一度答弁をお願いします。

○委員長（林 博君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） さきの質問にお答えをいたします。

押印の件に関してのご質問でございましたけれども、これにつきましては、院長の事務の軽減を図るため、代用印をするということでこの場で対応はさせていただいたということは事実でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（林 博君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 理解はできません。

院長は私が訪れたときに、私の判こはこれだと言って見せてくれました。この判こではありません。ここへ、裁判所に提出された書類、こういう大事な書類をどなたかがやっぱり院長の許可を得ないで押すなんていうことは常識ではあり得ません。新聞紙上にも報道されて、和解を求めているのに訴訟に入った、不幸なことだと両方思っているのではないですか。訴訟は終わりましたけれども、訴訟側にいた人と訴えられて悩んだ町側と。私はそう思いますよ。

やはり私冒頭に言いましたけれども、院長がこのことにタッチしていないというのは、私は本当のことだと思います。私は、院長は大変立派な方で、ご尊敬申し上げているので、本当に今も深くそういうふう思うように至りました。

どうですか。副町長、今、印鑑のこと、軽減を図るなんていいかげんなことを言いますけれども、そんなことでは私は納得しません。不正使用ではありませんか。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

その部分でいきますと、できるだけそういう部分の事務の流れといいますか、その軽減を図るという部分では配慮したつもりでありまして、その部分での説明についてはしながら、事務という部分での軽減を図ってきたところでありまして、この辺についてはそれぞれの信頼関係のもと、進めてきたというふうに思っております。それについては変わりございませんが、その辺誤解を受けるおそれがあるとなれば、それらの改善をしていかなければならないというふうに認識しているところであります。

○委員長（林 博君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私なりにいろいろ書類を見たり、どうしてこういうふうに例えば議員協議会を開くと言ったら遠ざけたりするのかなとすごく疑問でした。思い切って行動を起こしているんなことがわかったし、私は残念なことだなというふうに今ここで思います。

印鑑の利用については、判こがなかったらお金は出せませんよね、郵便局も、銀行も。今、カードもありますけれども。それと同じではないですか。本人の証明ですから。黒沼の判こがどこかへ紛失されたら、私はすぐ盗難届をして使えなくします。それを、信じられないね、こんな大きい公的病院でそういうことがなされたという。私はここではっきり

印鑑は不正に使用されたというふうに思っています。これ以上のお答えは、町長も初めから私に、議事録にしないように、これは質問しないようにという牽制をされましたけれども、私は正しいと思って今ここで終わりにしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○委員長（林 博君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君）（発言席） 24年の決算の特別委員会ですから、今、総括をするわけですが、今、同志の黒沼委員のほうからお話があった話で、できるだけ私も重複しないようにお尋ねをしたいと思うのですが、ちょっと聞いていてどうも理事者側の話がスムーズに水の流れるが、返答が悪いような気がしてならない。私も院長に聞いておりますが、どうも一つ一つの答弁が、町長は医師確保に影響がある。医師確保に影響はこれあるかないかというよりも、こういう事件が起きたという、なぜこういう悲劇的な事件が起きたのかという原点に戻ってみれば、お聞きをする議会側の意見を抑えるのではなくて、これは大事な町民の人方と町の、病院ではなくて町の理事者、池田町長が訴えられた話なのです。この話に対して、中の究明を、本当にこういうことが、こういう形にならざるを得なかったのかどうか。そういうこともひっくるめての24年のこの決算。

それで、私たち議会議員は、やはり住民側に立っているのですよ。理事者側には立っているわけでもないのです。やっぱり住民の代表なのですよ。住民の代表ですから、住民が悪いからといって住民をかばうのではないのですよ。やはり住民側に立って、話を整理していかなければならんというふうに思っているのです。

そういうことで、何か言えば、外部的にこうだから、ああだから。これは議会側で起こしている問題だったら、わからないわけではないのですよ。だけれども、これは議会は本当の事実を知りたいと思うのは事実なわけですから。だから、そういう上に立って、あたかもここで言ったことが、来年3月31日の標茶町町立病院の医師問題に支障を来したら、おまえたち議会でやったから来なくなったのだぞと言われてたらこれまた困るから、私もこうやって今、言っておかなければならんと思う。決してこの問題が来年の医師確保には影響は僕はないと思っている。ないと思っていますし、町長が答弁のできないことまで答弁せなんて言っていないのです。答弁のできる範疇でいいのですよ。答弁のできる範疇でできないものはできないと言えばいいのです。

それと、ここにいた若い夫婦が現実には標茶から離れるのです、今。人口が減るのですよ、若い夫婦が。下手まごしたら、その関係の人方も将来いなくなるかもわからない。こういう大事なことを背負っていて、あなたがいいとか、こっちが悪いとかという話ではないのですよ。二度とこういうことを起こさないのには、町のほうもどういう構えをしたのか、我々もこれからどういうことに気をつけていかなければならんのかもひっくるめて、黒沼委員はさっきそういうことも含めてお尋ねしているのですよ。

というような、前置きはそういう話なのですが、私のほうからお聞きしたいのは、今回

この問題について病院事業会計から追って行って、まず1つは18万円の委託料の関係が果たしてきちっと副院長なり院長の決裁をとったのかどうか。僕はこれは、事務長がその責任者なのかどうかわかりませんが、誰の責任かわかりませんが、まず私はとっていないのではないのかなと思っているのですよ。事後報告はしたかもわからない。それから、事後報告はするということ、このことについてお伺いを立てて、決裁をもらってから副町長だとか町長のところへ行ったりした話をさらにまた報告するというのは別ですよ。事前の一番初めの話がなくて、副町長のところへ行ったりなんかすると、院長は責任を持ってないということになるのですよ。そういう形にはなっていないのですかと。この18万円についても、そういう形ではないですかと。違いますよと言ったら、これを違うかどうか本当にチェックをかけなければならないですよ。

だから、そういう意味もあって、院長の話聞くかということも、こういう話ばかりではなくて、これだけの事件があったわけだから、院長は素直に皆さんに対しては大変なご迷惑をかけたなど。どこの病院だって、全道的に見たって、病院の中での不祥事があったら、院長がマイクの前に立って頭の1つや2つ下げているのではないかと。標茶町だけが院長だけがやるなというのではなくて、町長と2人で院長が来られたら、議会だって誰も文句も言えないでしょう。そのときに町長が院長とどう話しようかですよ。2人で来られて、そしていやいや、こんな事件を起こして、これからは起こしたところの原告ともどうやって距離を詰めてやっていくかということ、これをこれから考えますと言われたら、議会だって誰も文句言えないですよ。なしてそういう、早く言えばそういう流れに持ってこられなかったのですかということも聞きたいのですよ。

それから、今、企業会計の18万円のやつについて、正直にお答えください、正直に。ないならなくてもいいです。私は、院長の話は信じているのです。あの人がそをついたりなんかするのでない、する人でもないから。

そのことをまず答えてもらいますけれども、それから印鑑を過去に預けていた。これは毎日の、副町長が言うように、大変ですよ、あれだけの書類。1回きり押すの。前の町長さんのときから、その前から、ああいう細かなものやつは、それはどの印鑑であろうと、シャチハタなら失礼だからちゃんと普通の印鑑を、まあいいよと。しかし、これ課長、みんないるけれども、そういうやつは理解はできるけれども、事何かが起きたときに、構えたときに、あなた方、預かっている判こを使って裁判所に書類を出したり、そういうことをしないでしょ、みんな。そういうことをひっくるめて先ほどは黒沼さんが聞いていたのだ。それで、まずは今のこの会計の18万円についてのお話を聞きたいなと思います。

それから、それを聞いた後に、この印鑑の決裁、病院の職印を使う場合、町長印を使う場合、起案した文書を使う場合の。起案書か何か起きるのでしょ、これ。何か手続があるのでしょうか、これ。そのことも聞きたいのさ。それがおろそかになっていなかったら、こんな話が出てこないのかなと思っているものだから、素直に聞きたい。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えをしたいと思います。答弁漏れがございましたら、ご指摘をいただきたいと存じます。

まず、昨年の4月11日の事件発生を受けまして、院長に報告をさせていただきました。そして、院長のほうに町理事者のほうに相談をいたしたいということを申し上げたところ、よろしく頼むなということでしたので、それから始まったところでございます。

それと、18万円の弁護士費用の着手金の伝票の処理でございますが、院長に、弁護士を頼むことになりますので後々費用が発生しますということを、18万円のこともについても説明をさせていただいて、院長までの決裁を受けているところでございます。

また、公文書の取り扱いでございますが、相手側に発送する文書が必要な場合については、その公文書を添えて起案をし、それで決裁をいただくということになっております。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 事務長、18万円の、それは事務長、勘違いしていないか。勘違いだよ。それ院長は、18万円というよりも数字的にも勘違いしているよ。それ18万円は院長の知らない数字だよ。だから、数字は別な数字を言っていたけれども、それ本当にここでこうやってやりとりするとこういう話になる。必ずなる。行き違いになるのさ。だから、どっちの話が正しいとか正しくないとかというのは、これはまた別に本当に何かを設けてやらんと出てこない話だけれども、傍聴の人方もいるし、本当のことも言いづらけれども、私のほうはまたこれうそを言ったら怒られるから、調査したことの本当のことを言う以外ないのだけれども。

それでもう一つは、院長が非常に僕らからも見たらかわいそうかどうか、副町長が本当配慮してくれて、事務の関係上、本当に院長の仕事を減らしてくれているのだと言うのですけれども、これこういう裁判のことから何から自分の目先で起きていて、自分の名前を使われて裁判で行ったり来たりされていて、報告も何も知らない、警察が来てテープを張っていつているのも朝になって見てびっくりした。こうやったら院長はストレスも何もたまりますよ、これ、町長、本当に。俺寝られないのだというのは本当だと思うのだわ。だけれども、そういうことが本当かうそかはわからないけれども、またあなた方から聞けば、いや、こうだよと言うのだろうけれども、本当に悩んでいますよ。事務長、本当に膝を交えて話してください。

それと、裁判はもう終わったのですけれども、裁判の中でも出てきたようですけれども、ビデオテープを見て、院長に報告して、院長にちゃんと決裁を仰いで、副町長のところに行って、副町長のところからの指示で副町長は院長からの、院長も承諾してという意味もあって、法的な手続に入ったのかなというふうに解釈、僕はしているのだけれども、その手続も院長は知らないのですよ。知らないのですよ。だから、副町長のところに行って話したやつは知らないのです。帰ってきて、こういうことをしましたからということは聞いている。それは、事務報告はされているけれども、事前にわかったと。これから副町長のところへ行って相談するということについては、副町長のところに行って帰ってきた話を

聞いていると言っているのですよ。これもまた話し合えば、いや、そうでない、私言いましたと言えば、こういうやりとりでこれもまた平行線だ。僕はこの話も、院長の話が本当でないのかなと思っているのさ。だって、今さらあのお医者さんがうそを言ったってしょうがないでしょう、俺らに別に。うそなんて言うと思っていないですよ。それがまず1つあります。

それから、事務長が言ったのか、誰が、ほかの事務局が言ったのかはちょっとわかりませんが、本人にいわゆる休職なのか待機なのか、そういうことをするのも一つのあれだというようなことを申し上げたと。これ裁判の中ではどういう展開を見たか俺はわからないけれども、公権力のある皆さん方が、警察もそうだけれども、やはり臨時の人方に対して休めだとか、ちょっとあすから来ないでほしい、例えば仮にこういうことを正式の幹部、公権力のある幹部の人方がお話をするということは、本人にとったら強い語気を感じるのですよ。これ強く感じますよ。臨時の人が事実を確認しないで、そういうことを言われたら。あなた方はやっぱり権力者なのだから、一つの。そういう公権力のある人間がそういうことを言ったら、臨時の人なんかびびってしまいますよ。本当に強い語気を感じますよ。どうですか、我々だったら、町長、一緒に同行しようやとか、副町長、あしたの会議一緒に同行しようやと言えば、何もこれ感じないよ。警察官に警察まで同行してくれなんて言われたら、すごい語気を感じるでしょう。だから、そういう意味では本人はすごいショックを受けたのだよと。普通でないよと。こういう理解もしなければだめですよ。

そして、この印鑑の話は、私は完全に院長が言っていることが正しいのではないかという判断です。だから、ここではやりとりをやったって平行線をたどるから、これ以上やったらしょうがないでしょう。何ぼ言ったって、いや、院長からこうやっていただきましたとかと言われれば、それまでのことだ。院長がいるわけでないのですから、ここに。

そういう意味でもう一度答えてください。その臨時の人方にそういう威圧を感じさせなかったかどうかというのと、それからあすから休んでくださいといったら、臨時ですよ、その人。臨時なのに、その人の報酬や何かはどんなことを考えていたのですか、それもあわせて。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） まず、後段の裁判上の部分でありますけれども、以前、全員協議会の中でお話しさせていただきましたが、それらの実証を含めて判決を見たところがあります。したがって、この中身を含めましてなかなか触れることができないということで先般お話をさせていただいたところではありますが、それについてはぜひご理解をいただいておりますというふうなところでございますので、お願いをしたいと思います。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

1点目の院長の説明なり報告のことですが、事件発生直後、看護師長から報告

を受けまして、ビデオを確認し、院長に報告説明し、先ほど申し上げましたが、院長のほうから、町理事者と十分打ち合わせをして事を進めてくださいということでしたので、それを受けて副町長と打ち合わせさせていただいて対応策をとったという、その後、院長のほうに説明をさせていただいたということでございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今のやつ、本当にそうだったら、こういう問題、起きなかった。事務長。事務長の言うとおりであったら、この問題は起きなかったのだ、これ本当に。なして起きないかわかるかい。院長の段階で処理する案件だから。事務長はそのとおり本当に言ったのだったら、この事件は起きなかった。あの人、ああ、そういう方向か、そうしたら町長や副町長のところに行って相談してこいと言う人でないから。もう、ここうそだ、これ、今の言っているの。これ絶対言わないです。あの方は必ず自分が責任者だから、今まで随分これに類した事件があったのですよ。いやいや、類したというか……

（「ちょっと待ってください」の声あり）

○委員長（林 博君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時07分

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 事務長室に来ていただきまして、私のほうから、そして看護師長同席のもとでお話をさせていただいた会話の中で、私が言った相手側の臨時職員の方にそういうショックがあったということを地裁、証人尋問の中でもお聞きしましたので、そういう部分では反省をしているところでございます。

○委員（館田賢治君） それと、賃金の支払い。

○委員長（林 博君） 答弁漏れ。賃金の支払いがどういうふうになっていたか。続けて答弁してください。いいですよ。

○病院事務長（蛭田和雄君） 済みません。

自宅待機で賃金については支給、有給ということで自宅で待機くださいということで申し上げまして、それは何かと申しますと、臨時職員を含めた職員懲戒審査委員会がこの案件についてちょっと審議をさせていただくと。その結論が出るまでちょっとお待ちを、自宅待機をお願いしたいと。それまでについては賃金を支給させていただいたということでございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それ、日給月給でしょう、これ。日給月給の人に、ちょっと休んで有給だ。これ賃金を払うってどこから払うの。何か賃金を払うところあるのかい、これ

日給月給の人に、何か。どうなの、これ。ここ、法律的に俺ちょっとわからないけれども、日給月給だよ。俺その日働かなかつたらだめなのだよ、町長。だけれども、そういう雇用の契約の人に、仕事をしていないのにお金を払うというわけに行くの、これどうなの。いくのかい。何の保障だかわからないけれども、法的に根拠があるのかな、ちょっと教えてください。

(「だって命令しているのだもの、それはちゃんとしなければだめだろう」の声あり)

○委員(館田賢治君) いやいや、命令は何でもいいのだけれども、日給月給だから。

○委員長(林 博君) 副町長、森山君。

○副町長(森山 豊君) 先ほど賃金の部分ですけれども、自宅待機ということでの命令ですので、それについては義務免扱いという形でありますので、支払えるものと判断しています。

○委員(館田賢治君) ちょっともう一度。

○副町長(森山 豊君) 命令をかけている部分でありますので、それについては義務免扱いという形でありますので、賃金の支払いは可能と考えているところであります。

○委員長(林 博君) 館田君。

○委員(館田賢治君) これ法的には何がどうなるのですか。法的にはどの条項のどういうもので対応したのですか、これ。

○委員長(林 博君) 総務課長、島田君。

○総務課長(島田哲男君) お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、日給での臨時職員については、勤務した日数でそれぞれ報酬が計算されます。ただ、今回については、職場の命令系で勤務したと準ずるということでの命令ですので、勤務とみなすということでの賃金を支払っているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長(林 博君) 館田君。

○委員(館田賢治君) それはそれでわかりました。

それで、企業会計のこの裁判所で18万円を払った分がまずこうやって、私もどうもそのような数字ではないというふうに思って、本当にこれを証明できるような形になっていけばいいけれども、誰もこれ証明する人がいないから、これはこれで平行線をたどる以外ないのですけれども、平成24年度の病院会計の中でこういう事件が起きている、そしてこういう裁判費用が起きている、本当にこれだけでも、まだ警察のほうの事件が終わっていない、こういう状態の中で今年の4月11日にこの病院の中で起きて、標茶町長まで訴えられたこの事件について、非常にこの病院会計のこの状態が、数字は整理されたとしても、非常に困ったものだなと。

あわせて、いわゆる北海道厚生局の道監査の関係なのですが、副町長から報告を議運で受けまして、議運のほうで全員の皆さんにその旨を報告したと。それで、24年度分のいわ

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

ゆる返還金はどのくらい、2,400万円の中にどのくらい入っているのか。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

ただいまの返還金でございますが、約343万円でございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしたら、ついでに23と25年度分も、概算で結構です。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 23年度が約319万2,000円、それと現年度分でございますが1,827万5,000円でございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ25年度分は随分、1,827万5,000円というのはすごく数字がかいですね。24年度の決算の中に入る数字が343万円ありますよね。この343万円の企業会計の分の中に入るやつが、これから議員協議会が開かれて、それから12月に手続をとるといことなのですけれども、ここの認定をしてくれとこうやって出されても、この分も加わってくると非常にこれ難しいと思うのです、議会としても。それと、どういう動きになるかわからないけれども、町長の要請になるのか、代表監事の判断でいいのか、法律的なことはわかりませんが、道監に対する追加監査でも入るようなことになるのか、町としては入るようなことになるのか、何が原因でこうなったのか、それとも入らなくてもいいのかはわかりませんが、いずれにしても11月に議員協議会という手続もこれから出てくる。それで、12月にももしもお金を返さなければならなくなったら手続をとる。とるわけでしょう。そうしたら、そのときに町長、あなたはここに立って行政報告するよね。行政報告するときには既に今これ認定しているものがここにあって、事前にこうやって情報を議会がつかんでいる上に立って、この企業会計の認定が今行われてきているのですよ。しかし、それはそれ、これはこれということではなくて、あくまでも企業会計の中のこれは24年度分の、当然例えば企業会計が31万何ぼの利益を上げているけれども、当然この分は繰り上がって入ってくると赤字になったりなんかするわけでしょう。だから、そうなるのと何とかしてあげたいと思う気持ちも半分あっても、この数字がある限りは、これはちょっと議会としてもまずいのではないのかなという判断をせざるを得ないわけです。ただ、問題は、お医者さんが不足しているし、お医者さんの問題での転換もあったりして、中はそれぞれ精査してみなければわかりませんが、これは過去の22年にあったのと同じ、二度と繰り返してはならない間違いが仮にあったとしたら、それは議会としてもしっかりとチェックをかけざるを得ないと、こういうことになるのかなと思うのです。

それで、この金額はもう既に道のほうからでも示されたのでしょうか、それとも何かの計算方法があってその分の、我々のほうでもこうやってみたらこうなったということで多少変わるのかどうかかわからないけれども、その辺もひっくるめてちょっと説明してください。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

返還金の詳細につきましては、厚生局から町立病院のほうに指示がございまして、その指導内容に基づいた形で再計算をして、返還金が幾らになるのか、それを算出した上で、厚生局のほうに連絡をいただきたいということでありまして、既に返還金額については報告をさせていただいているところでございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことになると、やはり今言ったようなことで、24年度分のお金が入っていないのであれば、これはこれで別に外して、25年度は25年度のときの決算でやればいいのだけれども、そうなるとうようなお金の処理は12月の補正で見たら、病院会計のほうに移すのでしょうか、これ。繰り入れするのでしょうか、返すやつを。病院会計は、これはどういうふうに出すのですか。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをしたいと思います。

まず、今回、今般、決算の部分でありますけれども、これはもう委員十分ご承知のとおり、地方自治法の233条に基づいて、毎年度、決算を調整して出納閉鎖後3カ月以内にその証拠書類を出す。そして、監査を経て、こちらに進めてきているということでありませぬ。

それで、ただいまのこの厚生局からの指摘でありますけれども、平成23、24、25という部分で、これにつきましては、療養環境加算の部分と、それから看護師の夜勤の部分のところがあって72時間をオーバーしたということがあるものですから、それらについての指摘を受けたのが25年分、療養加算の部分につきましては、医師数の充足度という部分での指摘を受けての部分であります。ただ、これの指摘を受けましたのが本年の8月27日の調査になります。それで、今般、決算として出してございますのは、平成24年度分、先ほど申し上げましたとおり、出納閉鎖までの部分であります。それでありませぬので、今般は決算については平成24年度の予算の適正な執行という部分での審議をしていただくものというふうに思っておりますので、平成24年度は出納閉鎖までの間の執行内容でぜひご審議いただきたいというふうに思っているところであります。

それと、今ご質問ありました平成24年度分、これらについては今後、25年の予算の中で計上するしか始末の仕方と申しますか、そういう部分がございませぬので、平成25年の予算の中でこれらについての一般の入院患者分の返還分、それから医療保険者分の返還分という部分で対応させていただくという形を予定しておりますので、ぜひその辺の内容についてご理解をいただければと思っております。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 副町長、これまたちょっと考え方が違うのではないのですか。というのは、これ何の事業でもそうだけれども、行った年に事業の監査は入りませぬよ、土木

でも何でも。入らないのです。うまくいったかうまくいかないかというのは、その年度で入ってくる時の、ここは23、24、25で入ったのだ、これが対象なのですよ。そうすると、24年度分の決算のやつは、何もなかったらこれは本当に何でもなくて正しい、何でもないので、そのままいいのさ、副町長の言うように。だけれども、年度を越して8月であろうが9月であろうが、わかった以上は24年度分なのです。24年度分なの。3月31日で処理した分までに監査が入ってこないから、これは3月31日分 見てくださいというのは、その気持ちはわからないわけではないのですよ、その気持ちは。だけれども、24年度の事業の中での返還金なのです。

いいですか。だから、別々ということで、例えばこの30何万円の利益の出ているのが、これが入ってくると赤字になるのです。我々の議会のチェックも、24年度には時間は戻らないけれども、25年度の中で処理しなければならない。だけれども、25年の事業の分ではないのさ、整理の仕方としては。24年度分を整理するということになるの。だから、これはこれ、これはこうだということにはならないのですよ。これ我々も個人事業もやってきたけれども、こういう監査が入るといのは、その年度には入らないですよ。これはセット。そういうふうに考えるのが私は筋だと思っているのです。

ですから、先ほど言ったように、うちの監事の追加監査でも何でもあるのかなとかと思うのだけれども、町長、どう思うのか、これ。私と同じふうに思わない。農業開発公社にもいたようだし。そういうことからいったら。私の言っていることは間違いだと思いませんか。どうですか、町長。

○委員長（林 博君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 基本的な考えにつきましては、先ほど副町長のほうからお答えをしたとおりだというふうに私も思っております。

○委員（舘田賢治君） それだけ。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

先ほど24年度の取り扱いでありますけれども、決算というそのものがその会計年度の歳入歳出予算の執行の実績について作成された確定的な計数という部分になりますが、24年にかかわっている部分はそうなのですが、24年度内で会計上で処理した部分というのが先ほど言われました自治法の233条で定められている期間になりますので、そこの中の処理になります。類似している部分といいますか、それぞれの補助金とかいろんな負担の部分も国、道に対する返還金等も出てきますけれども、それについてもやはり次年度処理という形になってございますので、取り扱いとしては24年の中については予算があり、その予算の中での歳出歳入を執行しておりますので、それらについての部分が1つあると思えます。ただ、24年の部分を引っ張って25年の会計の中で処理をさせていただく以外方法はないということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（林 博君） 舘田君。

○委員（館田賢治君） 会計処理というか、この数字の処理は副町長の言うとおりでいいと思うのですよ、別に。ただ僕聞いているのは、24年に戻らないのだから、だけれども24年度分の返還金だと。だから、整理するとき、25年12月に補正を組んだら、1月なら1月、12月中に払うのでしょけれども、そのときにはその見たお金は、中を精査して、よし、特に本当に何かの勘違いだったのだとか、故意的ではなかったのだとかということがわかったら、これ全面的に補正予算を組んでスムーズにお返しするよというときには、一旦町から真っすぐ道に返すのか、それともこれ返還金は一旦企業会計に繰り入れして、企業会計から戻すということになるのですか、その辺どういうふうになるのですか。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

まず、その前段、要因の部分がありましたけれども、その部分では委員ご承知のとおり、先ほどもお話ありましたが、平成22年のときにあった部分がありましたけれども、そのときにその72時間のカウントの仕方という部分を厚生局から指導を受けた内容に沿った形で進めていたところなのですが、今回新たにその指摘を受けましたのは、引き継ぎ時間を含めてそれがカウントされるということで6月だけが突出してしまったということが1点です。

それと、医師数の部分につきましては、特例措置の部分をつ引っ張ったものがありまして、それで実際そのところに行ってしまったというのが今回の要因でございます。

その中で、実質24年度のものは24年度を通して処理をする、このことについては大変私も重く捉まえているところであります。それで、実質24年の精算をすれば、考え方としては形の上では委員がおっしゃられている部分というのは一理あるかもしれませんが、ただ、今回の決算書の部分でいきますと、24年の部分については、このところでも整理をする、これを時間をさかのぼってまた再調整という形にもちょっとなりませんので、それについては24年の予算上の部分は執行されていたという部分での中の監査も受けておりますので、それらについてまずご理解を賜りたいというふうに思うところであります。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 返還金の処理の関係でございますが、既に北海道厚生局のほうに返還金の明細については報告をしてございまして、それを受けて厚生局が各保険者ごとに通知をして、標茶町立病院が今後、各月ごとの診療報酬をいただくときに相殺をするということになるかと思えます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 相殺はわかるけれども、相殺でも何してもいいのです。だけれども、最終的にうちの経理はどういうふうにおさまるのか、これ。最終的に。相殺したとしても、しなかったとしても。

それから、あくまでも……、ちょっと待ってよ。副町長、さっき答弁したことについては、副町長の気持ちはわからないわけではないのだよ、そこに座っている立場としては。

わからないわけでないです。町長も副町長のとおりですと、それはそうだよな。ああやって答えているのに、町長に俺が、公社にいたときどうですかと聞いたって、それはあなたも当然そこに座ったらそうやって言うものな。だから、それはそれでいいのだけれども、今回のように18万円は金は小さいかもわからないけれども、私どもの信用度からいくと、どうも事務長の答えたやつが、信憑性がどうも18万円に対しても院長の決裁をもらってなかったのではないかというのがまず1つあります。

それから、4月11日にこういう事件が起きて町長が訴えられたという、この病院の中のこういう問題もあります。そして、今回の厚生局の、これは別々だと副町長は言っているけれども、24年度決算の中の数字として見なければならぬ事実は事実で、決算は直るわけではないけれども、これはきちっとこれも判断をする材料の1つです。

そういうことからいくと、これはとてもではないけれども別々に、そっちがそっちでこっちがこっちで、12月の行政報告をしてこういうことだったと、あなた方は認定したのではないかと。そうしたら、例えばきょう傍聴者の人が来ていて、認定する前からあなた方はこの数字をわかっていて認定したのかいと言われたって、今度口があかない、こっちな。議員何やっているのだと、こうなるの。こんなこと僕らも、高い報酬をもらっているのに、そんなことはやっていられない、俺らだって。やっぱりチェックをつけるところはチェックをつけると、こういうことになるわけ。

そこで、監査報告書に移りますけれども、この監査の報告書に出ている、この自治体病院を取り巻く医療環境は非常に厳しいですよ。医師確保も大変だ。だけれども、自治体病院は地域の住民の命と健康と暮らしを守らんといかん。こういうものに応えなければならぬわけ。応えなさいという監査委員からの指摘に対して、これに対して設置者としてのご意見は、間違いなくこの指摘事項にあるように大変なのですけれども、こういう医師確保についても、やはりしっかりとできるという自信がありますか。いかがですか。

○委員長（林 博君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 自信ということではなくて、最大限の努力をしなければいけないと、そのように考えてこれまでもやってまいりましたし、これからも探すつもりでありますので、ぜひご理解を賜りたいと。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ、町長、最大限に努力する、これはどの人も立場になったらそれは最低の言う言葉であります。だけれども、もうそこに現実に座っている人は、確保すると言ってくれなければ困るのですよ。そこにもう現実にこの指摘されたことを守らなければならないのだから、町長は、いや、守りますよとちゃんと断言してください。

○委員長（林 博君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 断言をしろというご指摘については重く受けとめますけれども、私としては最大限の努力をするという言い方しかないということをご理解いただきたいと思っております。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） ということは、最大限努力したけれども、できなかったということもあり得るということですか。

○委員長（林 博君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） そういうことであります。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） まずそういうことであれば、そういうことでは困るということ、議会としては困るということと言っておきたいと思うのですよ。これは、確保してもらわなければ困る。今の現状を見て、やっぱり町立病院として確保してもらおうと、こういうことでないと、最大限努力しますだったら、池田町長でなくたっていいのだよ、そこ。そこに座る人、みんなそうやって言いますよ。最大限努力しますと。そうしたら、できないときはできないのですかといったら、はい、そうですと。これもう誰だってそうやって言いますよ、これはいいの。だけれども、あなた、もうそこに座っているのですから、やっぱり標茶の医師の確保と今の現状維持はあなた約束してくれなかったら困るのです。そうしないと、我々だってあなたについていけません。今、こうやっているから何かもめているように見えるけれども、やっぱりいいことをするときにはついていくのですから、あなたに。そうでしょう。自信を持って言ってくださいよ。

○委員長（林 博君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 自信とか、そういうことではないと思います。私一人で世の中を動かしているわけではありませんので、ぜひそのことはご理解をいただきたいと思います。

○委員長（林 博君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） これもまた平行線ですけれども、聞いている委員の人方も、後ろの人もどう感じるかわからないけれども、私と漫才をやっているわけでもないのだけれども、本当に自信を持ってやってもらわなければ困るということ、これまず言っておきますよ。最大限努力するなんていうのは、これはもうみんな、どこの人も誰でもが言える言葉を使わないで、あなた自身はやっぱり標茶の町長として自信を持って確保すると。僕、そこにいたらすぐ言うけれどもな。何も心配しなくたっていいぞ、確保するからと。そのぐらい自信を持ってやってくださいよ。

それとか病院の関係、何か大分見落としているところもあるのだけれども、最後なのですけれども、このいわゆる弁護士の費用やなんかを払った。今回、25年度補正で30何万円を見た。これ全体として4億5,000万円のお金が病院に入って、そして30何万円ことしの決算で利益が出たのね。そうすると、例えば事業外の費用だと僕は思っているけれども、委託費。18万円にしても36万円にしても、いわゆる収益対応のお金ではないと。これ、この間もくどく言っている。というのは、このお金が入っているということは、医業収益イコール人件費とほぼ互角で終わっているのです。終わっているのですよ。そうすると、4億5,000万円のお金はどうされているかといったら、ほかの経費に充てられていっている。

そうすると、これはこれというような経理の中身の整理の仕方は別に悪いとは言わないけれども、全体から見ると、いわゆる費用対応だとか収益対応だとかという代物ではないよということだけは、これ僕は思っているのです。これは事務長、わかるよね。ということは、今後、この間のような予算は出ないと思うけれども、あれは恐らく目、節のほうでやはりちゃんとした全体からいくと、町の一般会計からの負担金が入って、そして対応するということが正規だと思うのですが、いかがですか。町長もどうですか。いかがですか。

○委員長（林 博君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えをいたしたいと思います。

今、財源充当のお話もございました。基本的にはご理解をすることでございますが、一般会計と違まして、病院事業会計の予算につきましては、決算統計を1つ見ましても、財源充当の内訳というのは問われておりません。そういう中で今ご指摘のありました一般会計の負担金、補助金の中からその財源充当しているのか、または医業外収益の中から財源充当しているのか、その辺、解釈によってはどういうふうにもとれるわけでもございまして、とりあえず区分けとしては財源充当の内訳というのは町立病院会計としてはないのかなということで認識をしております。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 早く言えば、負担金、補助金の中の一つでしょうと。事業の運営上のほうからの利益ではないよと。これが私の結論なのです。その整理の仕方は科目にはめているかもわからないけれども、そういうことでしょうと。そういうことであれば、例えばリハビリ2人でもって18万円で36万円だから、36万円の裁判所へ払ったとかという代物ではないよと。

○委員長（林 博君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時55分

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。総括質疑を続行いたします。

館田君。

○委員（館田賢治君） まず、先ほど、事務長、臨時職員の待機を命じたとき、威圧を感じるようなことがあるのではないのかと。それに対して、何か町の懲戒審査か何かのことをお話しされたけれども、その経過をちょっともう一度教えてください。

（何事か言う声あり）

○委員長（林 博君） 休憩します。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時58分

○委員長（林 博君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 自宅待機から懲戒審査までということでの経過についての説明ですけれども、今回の事案につきまして、事故報告が出されて、それに基づいて懲戒審査をした経過がございます。懲戒審査の経緯等については、事案については、まだはっきりしないということでもありますので、審査保留という形でそのままの中に立ってござい…。審査の内容はサービスの違反に該当するかどうかということでの審査対象となりました。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この服務規程に違反しているかどうかということなのですね。

それで、この事案はもう保留にされたままということなのですか。これから何かがあれば、これ審査委員会は開催されるのですか。どういうふうになるのですか、これ。保留ということはまだ何か残っているということですか。例えば弟子屈の刑事事件が残っているとかと、その辺は関係があるのですか。

○委員長（林 博君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 現時点は職員が退職しておりますので、その事案については対象にはもうならないというふうに考えてございます。

当時の部分で保留という状態は、実際に刑事というか、警察の部分とサービスの部分とまだはっきりしていないということでの保留という形で審査にならないということで結論に達せられないということでもありますので、そういう結論に達したということでございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ参考までにお聞きしておきますけれども、弟子屈警察署の留保されている何年間留保というのはどのような理由なのですか。町のほうでは把握しているのですか、これ。この事件の留保については。裁判の結論は出ているのですが、刑事のほうで留保をされていると、こういうことなものですから。民事のほうは終わったけれども、刑事はこのまま続行なのですか。それとも、誰かがこのやつを弟子屈のほうへ行っておろせばおろるとかなんとかと、そういう手続もあるのかい、これ。どうなのですか、これ。保留にされている部分については。どういうことになるのですか、これ。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

以前お話をさせていただいたと思いますが、事件の取り扱いにつきましては、現在引き続き捜査中というふうには聞いてございます。それで、一般的には被害届を出された方がいらっしゃいますので、それが取り下げられない限りは、これは事件として取り扱っているなというふうに考えているところであります。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（舘田賢治君） 副町長、捜査中だから保留にしているのだと思うのです、弟子屈は。だから、しているかしていないかもよくわからないよ。だけれども、聞いているのは、我々の耳に入っているのは、捜査も何もないのだけれども保留にしていると聞いているのさ。だから、その辺は町のほうはどういうふうに聞いているのかなと思って。だから、6年も7年もでしょう、保留にすると。これ、だからその意味がどういうあれで保留にされているのか。だって、民事のほうも終わったし、本人のほうだって裁判のほうは却下されているべし、本人のほうだって窃盗という位置づけをしたわけでもないし、そのままもう取り調べも受けているわけでないのだし。そうしたら、何もこうやってずっと、何らかの手続すれば、これ終わってしまうとは違うのですか。これがまず1つさ。

それから、くどいぐらいしつこいことを言うけれども、先ほど町長以下事務長まで、いろいろ印鑑の手続のことについては、全然私たちが調査したこととは全く反対の話を聞かされているということで、全く納得がこの話もできないことは事実なの。

そういうことで、今のその刑事事件のほうのやつ、知っている、答えられる人がいたらちょっと教えていただきたいなと思ったの。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

刑事事件と民事事件、これは全く事案としても別物といいますか、内容的には別物と捉えていただきたいと思いますが、刑事事件であります、私どもが聞いた中では保留という言葉ではなくて、引き続き捜査中というふうに聞いているところであります。先ほども言いましたけれども、一般的には被害届が出されている以上、引き続き捜査という形をとっていると思いますけれども、被害届が下げられた場合には、それについてはなくなるものでないかなというふうには、これはちょっと確認がとれていませんけれども、一応そういう取り扱いだというふうに思っているところであります。

○委員長（林 博君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） これちょっと参考までに、昔って何年か前に、これ話したことがあるけれども、ピルカでパソコンが何か盗まれたときがあったよね。あれはうちのほうで盗まれたと被害届を警察に出したけれども、あれも今まだまさに捜査中ということなのですか。ああいうやつはどうなのですか。あれはもう時効なのですか。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

ピルカの1件というのは私ども、今、私は記憶がちょっと薄れているのですけれども、一般的なこの種の事案については、時効が7年ということになっていますので、その間については捜査継続と。そして、時効成立した段階でそれは消滅するという形だと思います。

○委員長（林 博君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 何かにつけてこういう部類になると警察に出す。警察に出すと、捜査をする。そうすると何年もかかって、今、例えば普通の会社だったら、やっぱり責任

を問われる人は問われていくのだけれども、どうもこういうところは今捜査中だとか、今そっちで調べているから答えが出るまで何もできないとか、そういうふうにならずにずっと来ているうちに、議会のメンバーもかわるのだよな。そのくらい時間がたって、答えが出ないまんま。そのほか憩いの家か何かも何か出すやつのところも何か事件があったような気もするのだけれども、期間までは何か憩いの家の、ピルカのパソコンやなんかは何か警察に出したという報告は議会であったのです。池田さんひよっとしたら農林課長の時代かもわからない。たしかピルカでパソコンか何か盗まれて、それは警察に出したということがあったのだけれども。だから、そういうのも考えると、いまだこの事件も終わっていないで、被害届をうちが出さない限りは捜査が続いているということになるのかと思って、それともこういうのは黙っていても何カ年で終わってしまうのかい。どうなのですか。そのかわり今のような、今回のような事件は6年だとか7年だとかというのは、どういうふうにしてそういうふうになるのかなと思って。その辺ちょっと理解できないでいたのですよ。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

まずご理解いただきたいのは、被害届を出しましたのは、町ではなくて町内の町民の方でございます。したがって、その町民の方がどのようにご判断をされるかということだと思います。7年というのはちょっともし食い違いでありましたらご勘弁いただきたいと思いますが、それについては法の中で定まっている年限だというふうに思っております。

○委員長（林 博君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 病院の関係はこれで終わらせていただきますけれども、次に移らせてもらっていいですか。

○委員長（林 博君） はい、よろしいです。

○委員（舘田賢治君） ちょっとピルカの話したから、ピルカの話。ピルカをちょっと忘れていたのだけれども、今、ピルカの話したら思い出してしまったよ。

10月1日からこれ休んでいるのですよね。去年は12月だよね。これ12月のときに、これだって休むということは、これ、あけるということは大変ですよね。10月から休むということは、一体これどういうことなのか。そして、いつあけるということも何も書かれていないのだよな。書かれていない。私がこうやって説明するよりも、もう町のほうは内容はわかっていると思うのだけれども、ただ広報に載っていたのは、「ご愛顧いただいております標茶町食材供給施設『ピルカトウロ』は、都合により10月1日から休館します」と、こういうことなのです。これも前から私も言っているけれども、これ大丈夫なのですか。このまま継続していけるのですか。そして、10月1日から休むということは、いつまで休むのですか、これ。こういうような話は、どういうところでどうやって打ち合わせされているのですか、それもあわせて教えてください。

○委員長（林 博君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 食材供給施設の運営が継続できるかどうかということと、休業等に至る判断がどういう過程で行われているか、2点だと思いますけれども、まず継続については、委員ご指摘のとおり、これまでも冬期間については休業せざるを得なかったと。過去にもやはり冬場の集客状況が非常に思わしくないということで、無理をしてあげていると赤字がかさむばかりで、翌年度の事業受託に対して非常に支障があるということ、そういう相談を受けた上でそういう判断、今、担当としてはなかなか苦しい中での判断だったのですけれども、冬期間休業させてもらいました。過去は12月、去年はたしか1月だったと思うのですけれども、前期は1月だったと思うのですけれども、1月から集客が高まるゴールデンウィーク前後まで休ませていただきたいということでやってきております。今回については、例年になく10月からということで相談を受けまして、内容を聞きますと、予約の入り方等々が非常に思わしくなくて大変厳しい状況だということがありましたので、まずそのことについては先のこともありますので了解をした上で、利用者の方々にご迷惑がかからないように大急ぎで広報しべちゃんに掲載をしてお知らせしたところがあります。

継続についてのご心配なのですけれども、基本的に今の委託先にお願いするときに、公募という形をとりまして選定をしたのですが、基本的には通年で営業してもらいたいという、そういう話の上でまず始まったところでもあります。ただ、先ほど申し上げたように、特殊な事情としてやはり受託会社の努力ではどうしてもカバーできないところで観光客の入り込み等が落ち込んでしまうという事情がある中で、どうしようもないということで、そういう当初のお願いの中から若干形は変わった中で、冬期間の休業というふうになってきたところでもあります。

それで、繰り返しになりますが、去年までは、昨季までは12月あるいは1月という、いわゆる冬期間の休業ということだったのですけれども、今回については秋からそういうことになったということでもあります。受託会社のほうからは、この先の委託関係についても提案がありまして、毎年のように冬だ秋だで休業を迎えるということではなくて、可能性としては例えば夏の観光客の多いハイシーズンだけの営業に限ってはいかがかというような提案ももらっているところでもあります。今、これから来期に向けて内部の検討あるいは委託会社との協議をしながら、その辺については結論を出していきたいというふうに考えているところでもあります。

これらの関係につきましては、農林課とそれから受託会社のほうで協議をして決めている、そういう状況であります。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 課長と責め合ってたって何か課長がかわいそうで、もうあなた本当に大変だなと思っているのだけれども、町長も立場上わからないわけでないけれども、本当にこんなことでいいのですか、これ。ここ「ぱる」だってあるのだよ。とっとも合わないから一々休むとかという前に、これちゃんと当初の契約の文書もあるのでしょうか。ここ

のヘイゼルブラウスマナー、ここの契約があるのでしょうか。そうしたら、これ10月1日からといたら、ちゃんとそういう文書か何かとっているのか。まずそれが1つ。10月からやめて今度は提案を受けているのは夏のハイシーズンのときだけがどうかなんていう、こうなったらもうやらないということを行っているのと同じでしょう。我々では、うん、やるのであればこれならやれるけれどもと言っているのと同じなのでしょう。

そうしたら、今までずっとこの食材をやってきて、塘路のことを随分私もしゃべってきたけれども、ここでお話してきたけれども、何だかもうどれもこれもつじつまが合わないでしょう、これなら。こんなハイシーズンやるのだったら、例えば何もわざわざ東京の業者に頼まなくたっていいかもわからないのですよ、その忙しいときだけやればいいのかというのなら。だけれども、これ事業的にそんなことも成り立つのですかというのさ、事業的にも。そして、その辺どうなのか。もうこの辺、ちゃんと残るための事業をやったから、町がやったから何だかんだ理屈をつけて残さなければならぬなんていうことではなくて、これ700万円も年間経費をかけているのですから、一般会計から。そうしたら、ここにこれだけのものをかけるのだったら、塘路地区の人方と協議してかけたほうが、塘路の人方に喜んでもらうものをつくったほうが、そういう人方が利用できるやつをつくったほうがいいのですよ。これ700万円かけたって、こんなことではどうもならないしよ、この施設を維持するのに。どうですか。

本当に農林課長には大変俺も苦しいのだけれども、言わないでいられないのさ。ちょっと答えてください。

○委員長（林 博君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） まず、1点目の契約書等の文書のやりとりでございますが、当然、委託契約書がございます。委託契約の中で委託契約に定めのない事項については協議して決定するという条項がありまして、これまでの休業についてもその条項を適用して判断しているというふうに理解しているところであります。

それから、今回の休業に当たりましては、先ほど申し上げましたように、口頭ではなくて向こうから文書をいただいて、こちらのほうで内部的な決裁を行った上で判断をしているところであります。

それから、やらないと言っていると同じかというのは、それはとりようだと思います。受託会社のほうでは、この何年間かの成績を踏まえて、どうやったらやっていけるのか、そういう判断の中で提案をいただいているというふうに私は理解をしております、やらない前提ではなくて、どういった形であの施設の目的を發揮していけるのか、あるいは受託会社のほうもあそこで営業する中で、あの地域の特性として観光地として観光客がたくさん来る中で、なかなか宿泊場所のキャパが小さいであるとか、あるいは食事をする場所も、近くにパスタ屋さんはあるのですけれども、それ以外の要望に応えることができないということがあって、そういう部分では貴重な場であると。それがゆえに何とか本来の目的に沿った形で機能を果たしていけないのかというようなことで提案をいただいております。

すので、原課としてはそういう理解をしているところであります。

それから、補助事業で建てておりますので、委員ご心配のとおり、事業的に成立するのかどうかという部分が、それは私も今気にしているところでありまして、この先話を詰めていく段階であるいはその前段で、期間的な休みをとりながらやるのは可能かどうかということは、北海道あるいは国のほうの判断を求めたいというふうに思いますけれども、過去に振興公社から民間に移る段階であるとか、あるいは民間から民間に移る段階で、一定程度長い間休館をせざるを得ない状況がありました。そのときについては事情を理解していただきまして休館が認められたということがありました。補助金返還にはつながらないというようなことをご判断もいただいておりますので、今回もそのような判断がいただけるのではないかとというふうに推測をしているところであります。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 課長、この食材の供給センターを維持する、何だかんだ維持しなければならぬというその気持ちと、あそこの塘路地区の繁栄を願うということと、これ別なのだわ、もうここまで来たら。だから、供給のこのセンターを、何だかんだ補助事業もやったから、あそこを半年休んだって何やったって何とか維持しなければならぬというのと、あそこの塘路地区の、「ぱる」もひっくるめて、あそこに住んでいる人方の、そしてあそこで作っている振興会、ああいう人方の気持ちは全然別なところにあるのよ。やっぱりあの施設があそこの塘路地区の繁栄につながるということでなければ困るのさ。そう思っているのさ。それがずっとそれにつながっていないの。離れているのだわ、塘路地区とあの施設が。だから、塘路地区とあの施設が離れないのにはどうするかということなの。

それともう一つは、振興会との約束があるでしょう、あなた方。あそこの塘路の振興会に1年に1回、懇談会か何かでちゃんときちっとお知らせすると。あのピルカの状況をお知らせすると約束していないですか。しているでしょう。それちゃんとやっているのか。やっていないから、たまに寄って、おはようございますと言ったり、こんにちはと言ったら、怒られるのでしょうか、私たちが今度。怒られるから今度ここ来て言わなければならなくなる。どうなのか、その辺をひっくるめて。

○委員長（林 博君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員おっしゃるように、あの施設の維持と繁栄は別だというようなお話なのですが、事業課といたしましては、目的があって補助金を導入して施設をつくった。その補助金の目的を最大限発揮するためにはどうすればいいのかということを考えるのは私どもの本務であるというふうに考えておりますので、そういった方向でこれからも考えていきたいというふうに思っているところであります。

それで、以前も同じようなご指摘を受けておりますけれども、あの地域とあの施設が別になっているというふうなご指摘なのですけれども、当初、振興公社で始めた時点では随

分地元からの雇用もあつたりとかということがあったのですが、営業規模を縮小する中でだんだんそれが厳しくなっている。今はたしかパートでルームメイクの方を、近くの方を雇っているというふうに聞いているのですけれども、なかなか募集をしても集まってくれないという現実もあるようであります。

それから、あの施設が塘路の繁栄にどうつながっているのかというのは、塘路の方に利用されることというよりかは、私は、もともと国の補助事業の制度の中で都市と農村の交流の施設だという位置づけがありまして、地域の食材を使ってそれを呼び水にして多くの方々に来てもらって農村地域の過ごし方をご提案していくための施設だというふうに理解しておりまして、あの施設に地元の方が泊まることはないにしても、たくさんの方が食事をするにこしたことはないのですが、必ずしもそういう形ではなくて、あくまでもどれだけ外から呼び込めるのかということが大事なのかなというふうに考えているところであります。

それで、私この任についてからもう結構たつのですけれども、なかなか地元で胸を張れる食材がなかった中で、やっとプライベートブランドでありますけれども、肉が出てきたりとか、あるいは地元の牛乳を加工できるような状態で提供できる、そういうスタイルができてきましたので、まだまだやれることは残っているのかなというふうに思っているところでありますので、私の考えについてはご理解いただきたいなというふうに思います。

それから、塘路振興会の約束であります。これはさきの議会でもご指摘いただきましてお答えしていますけれども、今の受託会社の前の受託会社が運営するとき、振興公社の時代とは違って、その反省を踏まえてという意味だとは思いますが、地域の方々の声を聞きながらやっていきたい、もちろん前の受託会社は地域の方々で構成された会社でしたから、そういう発想のもとで定期的な意見交換をしたいのだということで話がありました。その場には町も同席してほしいというようなことがありまして、一度やった記憶がございます。ただ、今、3回目の委託関係でありますけれども、この委託関係をつくり込む際には、特にそこまでの約束というものは受託会社のほうにもしてはございません。ただ、これまでのいろいろな反省を踏まえて、必要だという、そういう判断ができる中では、前回委員からご指摘がありましたので、開いていきたいというふうに考えたところであります。ただ、前回から今日に至るまでについては、今の受託会社とそれから町が入って地域と意見交換をしたという事実はございませんので、お知らせをしたいと思います。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ課長とこうやって、課長も自信を持って牛乳と肉と言っているけれども、この牛乳にしても今どこまでどうなるかわかりませんが、農協で売っていても非常に牛乳が高いから、我々の飲むところには入っていないのだけれども、その牛乳なんか食材で今度どう使われるかわかりません。肉はそうやってあるのはわかりますけれども。しかし、これだけの施設が10月1日からゴールデンウィークまで休むのか、その最高の期間までの間やらないで休んで、その間ちょっとの間今度やるということにな

ると、もうこの時点でほとんど、これいろいろな方法を考えなければならないのでないのか。例えば、あそこで学ぶ、チーズをつくることを学んだりジャムをつくったり、これは塘路のあの辺の地区の人方も私に言っていることは、そういう体験学習ができるような、そうした中で観光も呼んだり、「ぱる」のその現状もさらに援護できるような、何か補助事業のこの食材の補助金を返還するとか、そういうことではなくて、これを生かした何か別な方法が、何だかんだフランス料理だか、あのパン、ちょっと歯が悪くてかたくてかじれないのだけれども、そうでない、我々の食べやすいようなものに変えるとか、何かできないのですか、それ。これ、このままで半年以上も休まれたら、そこに700万円の一般財源から出して投入するといったらおかしいですよ。ここでこうやって話ししていてもまた平行線をたどるのかもわからないのですよ。だけれども、いずれにしても来年度予算の中で、本当に自信を持ってこれをこうするというのを議会のほうに相談してもらわなければならない事項でないかい、食材のこの関係は。固まったら。これちょうどいい方向の転換期で、補助金を返すとか、そんなことを考えないで、せっかく建てたのだからこの施設を効果的に使える方法はないのかどうか。そんな10月からあなた休んで、来年の5月の前まで休まれたら。そしてあなた、油代から何からとめたらお金がかかると、ぼんぼん燃やしていて、これ塘路の人だって俺らの顔を見たら怒るって。どうですか、その辺。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

当初、委託会社のほうではできるだけやりたいという意思を持ってスタートしたところですが、現実とのすり合わせの中で、先ほど農林課長が話したような状況になっているところでもあります。あの施設につきましても、標茶の一つの名所として果たした任務は大きいというふうには思っております。ただ、委員がおっしゃるとおりに、あの部分の有効活用といいますか、そういう部分は必要だと思っております。出だしがガットウルグアイラウンドのときの事業で進めていたので農林課が窓口になって今やっているところでもありますけれども、塘路の振興を含めましていきますと、それらのやはり農業振興もありますが、観光振興、産業振興、それからもしかすると、その後継者対策含めて出てくるかなというふうには思っております。

その中で、今、委員ご指摘にありました、どのように有効に使っていけるかと。そして、その趣旨に合う形でどのようにいくかということについては、真剣に図っていかなければならない部分になっています。それが今の委託会社の提案も含めてどういう形が一番よいのかということについては、これから議論を重ねてまいりたいと存じますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ、副町長、農林課長大変苦勞しているから、みんな責任のあるところから逃れたい。これ逃れたらだめなのだ。やっぱり責任をとるところはとって、そして発展させるところはさせるということ、これつらいけれども、やらなければだめな

のだよ。だから、本当にこれいい機会だから、来年の予算に向けて、農林課長、失敗するかもわからないけれども、やっぱりいいアイデアを出して、向こうの会社の人とも打ち合わせしながら、前に一步でも二歩でも転がるようなことを、そして塘路の人方も、ああ、まずやってみるかというようなことを考えてくださいよ。どうですか、副町長。いいですか、そういうことで。それこそ最善を尽くすけれどもできないかもわからないという答弁もありますよ。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

神ではないので100%という言葉はなかなか使えないというふうに思っておりますが、ただ、今お話ありましたように、有効な活用方法、それを町としてどうするかという部分を、制度等をにらみながら進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことで、課長、ひとつ知恵のあるところでいろんな工夫をしてみてください。これ、このままならやっぱりだめですよ、この食材。

教育委員会の伊藤君のところにちょっとお聞きしたいのですが、プール、前にも私質問していましたけれども、24年度の利用状況、これ全体の地域交流館の関係だとか、いろいろありますけれども、どうなのですか。うちの歳入になった分、幾ら入りましたか。

○委員長（林 博君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

町内5館のプールの利用料の収入につきましては、合計で30万6,000円となっております。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） あと、1館ごとの話は聞きませんが、こうやって維持費も、これは30万6,000円上げるのに、教育ということも見ても相当な負担だと思うのですが、逆に教育長、子供たちにお金も取らないで中学校以下、本当にただでやらせるにしても何にしても、これだけの館がやはり標茶、磯分内、虹別、阿歴内、茶安別というふうにこうやって配置していますけれども、果たしてこのままこの5館を維持しようとしていつているのか、どこかいい時期にこういうふうにまとめていこうかなという考え方をしているのか、ちょっとそれお聞きをしておきたいなと思うのですよ。それで、これ収入も30万6,000円でしょう、全体で。だから、この30万6,000円で5館の地域環境を変えたり、いろんなことはなかなか僕は難しいのだと思うのです。これ18年の6月ですか、このプールの関係をやりましたけれども。これは応分の負担を、この使用料をいただいて公共の施設の環境づくりやなんかをするよと言ってそういうことを目的でこうやって利用料を取るようになったのだけれども、実際にこうやって長年やってみて、当初の考え方はよかったけれども今後どうなのか、そしてできればそういう予算がさらにその地域地域の別な形の中で

使われていくようなことになればいいのかなと思って私は聞いているのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（林 博君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

確かにごくわずかな収入で1,000万円以上も維持管理費にかかっているという面もありまして、去年もお答えをしているのですけれども、なかなか一般の方の利用は伸びていないといいますか、地域の人口減少とか、そういった事情もありましてなかなか活用されていないという。つくった時点では相当それなりの地域の要望があって建設した経過があるというふうには私も理解しておりますけれども、なかなか現状は児童生徒の活用が主になってきているのかなと。去年もお話したのですけれども、授業で活用する場合については、時間も例えば阿歴内とか虹別とか、そういったところだと本町まで来るには1時間かかるということで、なかなか利用上からいくと、こちらまで行事バスを走らせて進めていくとなると時間的なロスがかなり多いということで、極力その場所に合った活用はしていきたいなというふうには考えていますけれども、委員おっしゃられるように、簡単に方向性を決めてしまうということにこれはならない。どうしてかということ、地域要望があってその当時はつくられたはずなのですよね。だから、地域で一定程度そういった判断も仰がなければならないのかなと私自身は思っていますので、そういったこともこれから視野に入れながら検討していかなければならないのかなというふうには考えているところであります。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 教育長、地域で要望があったから、やっぱりそれこうやってつくってきたわけだから。だから、簡単にそんなやめるのではなくて、今言ったように、地域とよく話し合って、しかしここで地域でかかっている予算は、やっぱりその公民館や何かを通じてできるだけ公民館活動の中で使えるようなことも考えながら、時間がかかるかどうかは別にしても、近い将来には地域との懇談を開いてそういうことを話し合うということは私は大事だと思いますので、ぜひその辺も進めていただきたいなど。これは地域もひっくるめて、本町は本町にあるのですけれども、磯分内も虹別もひっくるめて、このあるプールを全体的に点検していただきたいなど、こう思うのですけれども、いかがですか、もう一度。

○委員長（林 博君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 時期を明言して言う立場にはないのですけれども、これは先ほど申し上げましたように、地元の判断もありますから、一定程度それなりの期間を経ながら、考えていかなければならないのかなというふうには思っております。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ企画財政のほうに移らせてもらうのだけれども、財政関係で先に急ぐものを急いでやらないと、やれないのも大分出てきそうだから、財政関係だけち

よっとやらせてください。

いわゆる監査報告にありますように、これ貯金も、貯金というか、蓄えとっていいのか、全体的に64億円近くになってきているのですが、内部留保とっていいお金が何ぼあるのかわかりませんけれども、全部内部留保と言え内部留保なのかわからないけれども、そこに定額だとか特定だとか、いろいろ預金の名前があるかと思うのですが、そんな形で7億円から積んできているわけですが、うちの事務報告書の中にあるように、地方債の関係100億円ちょっと、ここに出ている地方債のほかに、恐らく下水道特別会計の借金があるといたら、これに特別会計のやつが足ささるよね。それに債務負担が足ささるよね。債務負担も2億円くらいですか。これ下水道と入れて大体140億円くらいだと思って押さえているのですけれども、いかがですか。幾らくらいになりますか。

○委員長（林 博君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

決算資料の45ページに載っています平成24年度末現在高は105億5,000万円という形になっておりますが、町債の状況、監査委員報告書でいきますと139億8,000万円という形で載っています。これに今おっしゃられました債務負担行為でいきますと、1億9,400万円ほどが債務負担行為で残っているという状況です。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうすると、債務負担行為は大体約2億円くらい入れて140億円ということになるわけですがけれども、この地方債の現在残高の中に、これは丸っこ返せば105億円あるのですけれども、このうちのやはり例えば過疎対策のように70%は返さなくてもいいよ、そういうふうにして道路の何は20%とやっていけば、これもはっきりした数字は言わなくてもいいのですけれども、長い間財政課長をやっているのだから、この数字を見たら、平均、ああ、こんなところだなと大体わかると思うので、その勘でいいですから、大体どうですか、これ50億円くらいになりますか。返さなくてもいいお金は50億円もありますか。50億円、60億円くらい返さなければならないですか。これどうですか、これを見て。

○委員長（林 博君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしたいと思いますが、多分委員ご存じと思いますが、まず臨時財政対策債は100%算入されるという状況でございます、あと優良と言われております過疎対策債については70%と。そして、この45ページに載っています一般公共からその他まで、交付税算定されるという部分を平均すると六十一、二%ぐらいが算入をされるのではないかなというような推計をしております。ですから、105億5,000万円に六十一、二%を掛けて、今、隣でちょっと計算していますけれども、65億円ぐらいが算入をされるという計算でございますから、残りが40億円ちょっとくらいという計算になります。大体で40億円ちょっとくらいの計算になるということです。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（舘田賢治君） そうしたら、全体の中では、今の現状の中で押さえられるのは、大体責任を持って返さなければならないのが40億円くらいだと、うちが。そうすると、下水道の関係も入れて、債務負担を入れて70億円ちょっとくらいで、今の持っているうちの余裕金の中では大体これチャラだ。全部返せといったらチャラ。こんなことをここで言ったら、おまえら金があるから、あしたからうちの議員の人方、あなた方のところへ行って、金がないなんて言わせないぞと言って行くかもわからないけれども、金はないのだと言ってはねればいいのだけれども、早く言えばチャラだということになるわけだ。

そこでまず、地方債とこの残高は聞きました。考え方はわかりました。できるだけこういう経営というのは非常にいい経営で、いいのです。

それで、7億円を残したことが私は悪いというのではないのですよ。いいですか。これからお話ししますけれども、7億円残したことが悪いというのではなくて、今この時期に、24年度中に、標茶として、この時代にやらなければならなかったことはなくて残ったお金なのですかと。これ、まず1点お聞かせください。

それと、いわゆる財政の経常経費、77%まで努力したよね、経常経費。だけれども、通常の75%になれば、これはいいことなのだけれども、あとの数値やなんかは非常にこれいい数字が並んでいます。

そこで、財政のほうに聞きたいのは、この77%に、これ前回は監査報告に載っているとおり81.何ぼかい。それで77になって、非常に努力をされたのかなという数字がこうやって出ていて、しかし財政的に監査のほうで、まだまだ代表幹事のほうで、うちの議会から出ている監査委員の指摘によると、まだ77.7になっても財政的に厳しいよと。いや、僕も本当にそうだよなど、こう思っています。

そこで聞きたいのは、これ77.7%という数字を出すのに、この数字がどういう経過をたどって出たのかお聞きしたいのさ。例えば、財政課長が中心になって、町長の命令を受けて、町内全体の中に節約をさせて、経常経費の充当率を下げた。そしてまたは、投資効果もあって、生産効果もあって、税金がふえたよと。一般財源等がふえたよと。こういうような状態なのか、どういう考え方でこう押さえたのか。そして、この今の私の言っている数字について、町長はどのような形で77.7%というのを押さえて理解しているのか、その辺もあわせてお聞かせください。

○委員長（林 博君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしたいと思いますが、平成24年度の経常収支比率が77.7%でございまして、平成23年度に比して6ポイント下がったということで、財政の硬直化が少しやわらかくなったという数字で表現が出ております。

ご存じのとおり、本町は行財政改革を進めて、いろいろの経常経費の圧縮を頑張っているわけですがけれども、舘田委員もご存じのとおり、前の総務経済委員会の際に財政推計の見通しという形でお話をされたときに、委員、何か妙案はないのかというご質問があったのですけれども、ぜひ私のほうから教えていただきたいというような質問をしたという

部分も記憶をしておりますが、ただ平成24年度の経常収支比率が下がった主な原因は、この監査委員報告の5ページのところに、経常比率とはという計算式が載っています。経常経費充当一般財源が分子で、経常一般財源掛ける100が経常収支比率を求める式ですよという形で載っております。この経常一般財源の一番の主であります地方交付税が、平成23年度が49億円、平成24年度が51億8,000万円ということでございまして、経常費用が圧縮されたというよりも、交付税がふえ分母が大きくなったという結果で77.7%になったというふうに私どもは押さえております。ただ、委員先ほどおっしゃった75%以内が理想だよという部分でございまして、まだ2.7%ほどそれを上回っているという状況でございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今、課長言ったように、そのとおりだと思うのだけれども、もう一つ落としているところがあるよ。この一般経費充当率も1億7,000万円ぐらい減額になっているのだよ。負担金、一部事務組合のやつもひっくるめて。これも交付税、2億8,000万円ぐらい多くなっている、確かに多くなっている。この交付税だけでないのさ。経費のほうも1億7,000万円ぐらい落としているのだ。人件費でも4,000万円ぐらい落としているよな。落としているのだ。だから、その努力はきちっと買いたいのだけれども、努力を買わないで文句ばかりつけていたら、あのやろうとあなた方が今晚飲んだとき俺の悪口を言われるからあれだけれども、そういうような内容になっているのさ。交付税が主に大きくて経常比率を下げているの。

このことについて、これ私は答えてもらいたいことは、このことはこれでいいのだけれども、いわゆる交付税が大きくなったからふえたのではなくて、税収がふえたとか、そういう形のものがあって77%になってきたよと、交付税は税収がふえた分、その分は25%は自由に使えるかもわからないけれども、交付税が削られるかもわからないが、あとは削られるかもわからないけれども、そういう形であっても税収がふえてこの経常比率が高まったよというふうになっていけばいいのだよ。ところが、なっていない。この努力は買うのだけれども、そうしたらそれぞれの企業部門、管理部門にいる人方が、例えば財源が足りなくなったら一般財源から振り込んでもらえればやれるという、そういう状態のこの決算なの。だから、来年度に向けてそういうものを反省しながらやっていただきたいなと、こう思うのですけれども、その辺どうですか。今これ終わったら、やすらぎ園……、いや、山澤さんには文句があるわけじゃないのだよ、俺。例えばの話でやすらぎ園にちょっと移らせてもらうけれども、今、そういう面での、私が間違っていたら間違っていたと言ってください。私はそういうふうに見たの。いかがですか。

○委員長（林 博君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

先ほど経常収支比率が下がった主な理由は地方交付税がふえたからということでございます。ただ、委員おっしゃるように、一番の一般財源であります町税がふえたことによって経常収支比率が下がるということは、もう当然それが目標でございまして。私どもも経常

経費、物件費や維持補修費、雇用費等も圧縮をしながら、なお頑張っていきたいと思っております。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういう目標の経営を、ここだって経営だから。何も普通の会社と変わらないのだよ、経営の数字の配置は。そういう目標を持って経営に当たってほしいのさ。

町長、いかがですか。

○委員長（林 博君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 民間の経営と私どもの自治体の経営というのは基本的にやはり違うということは、ぜひご理解をいただきたい。やはり世の中というのは個人と企業の自由な経済活動で成り立つわけで、それで成り立たない分を担っているのが公共政策であります。

私どもは特別会計、企業会計含めて全般で運営をしております。できるだけ将来的な財政の健全化を目指して経費の節減等々について取り組んできておりますけれども、先ほど委員がご指摘になったように、現在の状況等々については、この間の、そしてまた単年度収益でございますので、単年度ごとの推移についてはいろいろな変動要因があります。長期的に見た場合にどうかということではぜひご判断をいただきたいのですけれども、私どもができる経営努力と、それはあくまで交付税が今後、今までと同じような形の中でというのが前提であります。

ただ、ご案内のように、国はああいう状況でありまして、交付税に対して今後どうということになるのかというのは、正直申し上げて予測が非常に困難であります。したがって、私どもはできるだけ経済の動向等も注視をしながら、持続可能な財政運営を図ってまいりたい、そのように考えておりまして、町内の景気動向等々も非常に重要でありますけれども、そこら辺についてはやっぱりある程度の段階で頑張っていきたいということでありまして、今後ともそういった意味で私どもの経営努力は続けてまいりますけれども、基本的に民間の経営の中ではまかたしない部分について多く私どもが経営をしている実態も、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） ぜひご理解を賜りたい町長のお話は、ちょっと理解できないのさ。民間とやっていることが全く同じだということを言っているのではないのですよ。この組織を運営していく、入ってくるお金がある、出ていくお金がある、管理していく関係はこれやっぱりほとんど変わらないですよ、考え方は。これお金がなくなっている町村もあるかもわからないけれども、なくなったらなくなったでやっぱり町民に負担をかけなければならないような状態だってあるのですよ。これは役所だから経営感覚の目標を、きちっとした何かを持たなくてもいいとかなんとかではないのですよ。だから、町長の経営感覚というのは、この数字的からいったら何をどういう目標でもってやっているのですか。この決

算に出てくる数字を見て。何を自分のポジション、願いとして、どこを見ているのですか、この経営のチェックのつけ方は、町長として。それお聞きしたいな。

○委員長（林 博君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしますけれども、第一に心がけているのは住民サービスを維持していくということであります。そのことと、先ほど申しましたように、いまだに140億円からの借金をしておりまして、これについてはやはりできるだけ早い段階で返していくという形の中で、それと単年度ごとに、かと言いながらも町内の景気動向、それからできれば将来の投資に向けてどういった形が可能なのかどうか等々について取り組んできているということで、それと民間とまるっきり違うと言ったわけではなくて、民間であればまかたしななければやめればいいのですけれども、ずっとこの間もこの決算の中でも随分ご指摘をいただいていますように、例えば病院経営であるとか水道、下水道、上水道等々についても、公共サービスを維持していくことに関して言うと、例えば単純に利用料でまかたしななければならないということではないと。それを担っているのが私どもであるというぐあいに考えておりまして、そういった意味で民間の経営感覚だけではできないということを申し上げたわけでございます。別に私はそのことが要らないということを言っているわけではありませんので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 何か同じことを言っているのかもわからないのだけれども、どうも質問する側と答える側でちょっと行き違うところがあるものだから、本当はぴったんこ合っているのかもわからないのだよね。どうもふだんの交流が悪いせいなのか知らないけれども、どうも行き違いがあるな。そういうことで、努力はそういうふうにしてもらいたいわけであります。

それで、例えばこれと連動するのだけれども、やすらぎ園長、介護保険のこれ保険が中心でなっているからあれなのだけれども。副町長も町長も聞いてほしいのですけれども、まず園のほうで通所介護、短期、交流、施設とこうやってやっているわけでしょう。そういう中で私も何回か言っているのですけれども、この種は、いわゆる通所介護、約3,000万円ぐらいこれ赤字になっているのです。それから、短期も600万円ぐらい、これ短期なんて本当に今までプラスだったのでないか、580万円ぐらい。それから交流、または指定事業所の関係370万円ぐらいと、施設のほうで2,900万円ぐらい。六、七千万円、どれもこれも採算が合わないのだけれども、僕、合わないのをどうの言うよりも、聞きたいのは、これ経営でしょう、ここも。安い単価をもらって高い給料を払っているのかもわからない。だから、こういうことになるのかもわからない。これで俺は理解できないわけではないのだよ。入っている人からできるだけ安くもらって、そしてやっている。そうすると、いいのですけれども、一つのきちとした経営的なここも感覚を持ってもらわないとやっぱり、例えば「ぽぷら」だとか、ああいうふうの一つの自分の中で全ての、赤字を出したら自分の責任ということでやっている、投資した施設も全部自分のところで償却まで

見てやっていかなければならない。そういうところもあって、そして余りにも私は今回は施設の償却も何も、これは特別会計でも何もないからこんなもの何もしで、ただ単純に6,000万円台の金が投入されているの。だから、これも内部で今の現実が6,000万円が当然出るのか、7,000万円出るのか、何か内部的に経営協議というか、そういうものを当初に持って、赤字が出たら私は悪いとは言わないです。ただ、何か持たなかったら、目標になる努力がどこでどうしていいのか、ただ園長の人事管理だけしていれば、金が足りなくなったら役場のほうに言えば金が役場のほうから入るでは、これはまた単純過ぎて不思議だなと思うのさ。

それで、ここ、短期なんていうのはかなり利益が出たと思うのですけれども、こういう現状になっている事実は、今ここで説明をもらうのですけれども、説明はできると思うのですけれども、やはりもう一度その面を踏まえてチェックをしていただきたいなと思って、今こうやって質問をしているのです。園長の経営が悪いからどうのこうのと言っているのではないですよ。その辺誤解しないで答えてください。

○委員長（林 博君） やすらぎ園園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） 今年度の決算の状況を前年度と比較して説明させていただきます。

まず、一般会計からの繰り入れは前年度から大きくふえております。内容なのですけれども、まず収入が減ったことと、支出のほうが伸びているということなのですが、まず収入の減っている要因といたしましては、平成24年度、介護報酬改定がございまして、報酬単価が下がったというのが大きな要因で収入が減っているという部分がありますし、またデイサービスセンター、そして短期入所、生活介護、これらのほうの利用者の利用人数が前年度より下回ったということによっての収入が減っております。それと、支出のほうの関係なのですけれども、主な要因としては、まずデイサービスセンターのほうで車両のほうの、送迎用の車両を更新いたしました。これで約880万円ほどの支出がございました。あと、人件費の関係なのですが、共済費の掛金、退職手当の掛金、それと定期昇給もございまして、こういった部分での人件費が前年度と比較してふえているということで、一般会計からの繰り入れが多くなっているということになっております。

私どもとしては、利用者さんには快適に、そして安全に、楽しい日々を過ごしていただきたいということでの職員一丸となってサービスを提供させていただいております。そういった意味では人材の確保も重要な部分だというふうにも思っておりますので、そのことを基本にしながら、これからも経営努力はもちろんしていかなければならないというふうを考えているところでございます。

○委員長（林 博君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） いや、本当にそういう何か目標を立てて、ひとつ経営の努力ができるような、何だかんだ収支をゼロにしなければならんとか、そういうことではなくて、こういうのを目標にしてやすらぎ園の経営に取り組んだとか、何かその年、年でそういう

目標を持ってやってくれればよいなど、こういうことで来年度に向けて一つの予算要求もその辺の念頭に入れてやっぱり協議してもらいたいなど、こう思うのです。そのようにやっていただければと思います。

それから、農林課長のところなのだけれども、昨年ですけれども、事務報告書にいわゆる農業の振興会議、何回かやられましたか。

○委員長（林 博君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

農業振興会議については、2回開催してございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） その農業振興会議の中での中身なのですが、どのような会議の内容になったのでしょうか。それをお聞かせください。

○委員長（林 博君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 24年度の2回の会議の会議録、今手元にございませんで、ちょっとつぶさには今この段階ではお答えすることができませんが、基本的にはその時点での各団体の取り組みの状況等つけ合わせしながら、その時々課題について意見をし合う会議というふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 時間もないですから飛ばして聞きますけれども、せっかくの農業振興会議があるわけですから、メンバーも見てもいいメンバーね。すごくこの議会だなんていうものでないですからね、メンバーを見たら。だから、本当にそこで議論して企画されたものでも何でも、そこで諮ってやればよいものができるのかなと、こう思います。だから、できるだけそういう場面を生かして、うちの、ここ酪農の町だから。やっぱり酪農が、皆さんが元気いっぱいやっていけるようなこと、例えば法律があって、邪魔な法律だな、法律、これがあるからちょっとやりづらいなということではなくて、それは事務局の皆さんが町長の意思をもって土手っ腹に穴をあけて、何とか法律をクリアしながらでも、そういう環境づくりをしなければだめですから、そういうことをやってほしいわけですよ。

それで、やっぱり農業振興会議を生かして、そしてどういふ農村に投資が本当に必要なのか、本当に企画されたものをそこでまた議論をする、そこでまたアイデアを出してもらう。もちろんこれ議会もみんな、農村から出ている議員がたくさんおりますから。私だって町に住んでいるだけで、農業者のおかげでご飯を食べてきょうここに立っているわけですから。

そういうことを考えれば、何とかそういうことにこの会議を生かせるように考えてほしいのですよ、町長。副町長、どうですか。

○委員長（林 博君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

今までもそういう思いで農業振興会議を、お忙しい人たちにお集まりをいただきまして

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

いろんな意見をいただいておりますし、その中に具体的に施策として反映しているものも多々ありますので、ぜひご理解を賜りたいと思いますし、これからもそういった中で取り組んでまいります。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今こうやって聞いたのは、どういう内容でやりましたかと言ったら、ちょっと思い出すのもこうやってぱっと出てこなかったから、大した記憶に残っている会議はなかったのだなど、こういうふうに思って聞いているわけですから、これが何か思っていたら……

（「多過ぎる」の声あり）

○委員（館田賢治君） ああ、多過ぎるの。

（「多過ぎる」の声あり）

○委員（館田賢治君） 主なその中で代表的な、いや、こんなことをやりましたということも言っていて、そして我々も聞いたら、振興会議でこんなことがあったのだよと、そうしたら議会で聞いていたら、我々が忘れることのないような、印象の強い事業を一つそういう会議や何かでも出ているよということぐらい教えていただければありがたいので、これひとつそのように頑張っていたきたいと思います。

次、ちょっとこれも来年度予算だから、今言っておかないとだめなの。消費税。私、下水道の関係で心配しているのですよ。下水道というか上水の関係。

今、100分の5の消費税。これ来年の4月から100分の8になるのでしょうか。使用料・手数料、これはみんなどういうふうになるのか。これ今、この話を出しておかなかったら、我々今度出すのは12月なのだよ。12月ということは、3月予算編成で、議会なのです。そうでしょう。そうすると、今ちゃんとここで議論しておかなかったら、議論というか、考え方を示してもらわないとまずいのではないのか、これせつかくこの決算。これきょうを逃したら、俺も何も議員として値がないよな。

それで、できれば上水道なんか僕、心配しているのさ。これ転嫁したらどんななるのかなと俺、妹尾課長に前に言っていたよね。どうですか、ちょっと計算しておいてやとっておいたの。これ今どんなになっているのか、消費税の関係。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

今、消費税の関係であります。平成元年に3%、平成9年に5%という形で導入をされておりますが、今現在その消費税相当を換算しますのが集会施設、それから町有バス、スクールバス、農業用水道、上水道、下水道が100分の5の規定がある部分です。体育施設手数料条例、住宅家賃、幼稚園、保育園、僻地保育所、それから墓地、火葬についてはこれ定額になってございます。

これまでの経過でいきますと、平成元年に3%導入されたときに、この消費税相当分というのがここで換算され、平成9年の4月1日には5%だったときはそれを国の考えのもの

とに導入をしているところであります。現状、26年の4月1日から8%となるところでありますけれども、基本的には国の考え方を準拠する部分が今までの流れというようなことで考えているところがございます。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 100分の8になる部分、これ農水だとか、そういうものになっていくとすれば、周知期間もきちっととらないとならないし、やはり内部的にきちっと固めなかったら来年のやつにさ。これ、だからなして心配するかといったら、安倍さんの今の政策を批判するとか、そういうのでなくて、アベノミクスそのもの自体の3本の矢は北海道にまだ届いていないのさ。特にこういう標茶や何か、まだ感じがないうちにこういう消費税が上がっていくものだから、いつきは町長として政策的にやらなければならないものも出てくるのでないのかなと。それとも全く100分の5が100分の8として転嫁を素直にしていくもの、そういうふうにいるいろいろやらなければならないのでないのかなと思うから私聞いているのですけれども、例えば上水、やったとしたらどんなになりますか。100分の8になったら、どんなことになる。これ一つの例で、私、あなたに言っておいたからね。それどんなになるかと言っておいたから、ちょっと計算。

○委員長（林 博君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

24年度の調定件数と調定金額から1戸当たりの平均でいきますと、大体月77円、水道を使っている方の税金がふえます。それが上水道の経営にどう影響を与えるかということにつきましては、企業会計で決算書も、ですから附属資料のほうでは税抜きでやっておりますので、去年の場合は建設工事費、改良費が多ければ、要は仮払い消費税が多ければ、その分税金は戻ってきますし、少なければ借り受け消費税として来年度以降、8%でもらった税金をそのまま税務署に納めるということになりますので、経常経費のところ若干税金は影響してきますけれども、基本的にはそれほど、3%その分だけ全部影響することにはなりません。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 上水のほうは概略、こうやって77円ぐらい上がるのでないかという、こうやってそのまんまそっくりそうやってやらなければならないものとか、政策で何か考えなければならないものとかこれから出てくると思う。そういうことを踏まえて僕、これからかどうか、もうやっているのかどうか知らないけれども、その辺を聞いたかったのさ。その辺はこれからやるということのようではすけれども、ただ単純に今まではこの分はこうだと今副町長が言っている、そのとおりかもわからないけれども、今ここでそのままになったら、政策的に何かちょっと手を入れなければならないところもあるのかなと思ったりするものですから、そういうのは今後これからだというのならこれからでもいいのですけれども、その辺もひっくるめて早目にそういう概略を示してほしいなど、こう思っているのですけれどもいかがでしょうか。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○委員長（林 博君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 私のほうからお答えをしたいと思いますけれども、消費税に対する考え方につきましては、これは国のほうで実際に国民の評価も6割近くの方が増税には賛成をされておりますし、税収が社会保障という毎年1兆円ずつふえていくという、この社会保障費に充てるということで増税がされているわけであります。

そういった中で、本町として、その国の考え方に対してどういった対応ができるのか等々については、ただいま委員がご指摘になったように、やはり町民に対する説明も当然あるでしょうし、あと町のほうでどれだけ独自に判断できるか等々についても、まだ明確には明示されておりませんので、そういった状況を踏まえながら、早急に国の考え方に基づいて、今までの考え方に基づいてやった場合にどういった影響があり、そういったことをシミュレーションをしながら、町としての考え方をまとめてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いや、そのようにしていただきたいなと思います。

それであと、もう一つだけ。

平和通なのですが、平和通7丁目のところに、いわゆる町有地がある。

（何事か言う声あり）

○委員（館田賢治君） ヤンマー農機の並びなのだけれども、町有地があるみたいなのさ。それ道路用地なのか、何なのか。例えば道路用地にしても、もうあの道路、前後はもう太くならないから。だから、あの間だけがぱっとあるのだけれども、その用地が処理されていけば僕はいいのですけれども、処理されているというのは、何らかの形で処理されていけばいいのだけれども、その道路用地のまま、または地目が変更されていて別な名前になっていて。これはどうなのかな。

○委員長（林 博君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

工業団地と隣接している縦長のラインになっていますが、ちょっと私の記憶であります。当時、振興課の時代に、企業誘致の関係で、あそこが工業団地なものですから、住宅地が近いということがあって緩衝地を設ける、音も含めてですけれども。そういう部分の緩衝地が必要ということで、そういう任務に充てるべく町有地があるという記憶であります。

○委員長（林 博君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 町有地があるという前提で、どうするの、それ。このまま町有地があって、住宅が建っているのだよ、その奥に。緩衝地だからって、これそのままにしておくのか。緩衝するといったって、緩衝するところがないのだけれどもさ。何かつくるといふのなら、緩衝できるようにつくるといふのならいいのだけれども、別に何も道路があって、土地があって、何か畑で利用しているところがあるのかな、一部。

(何事か言う者あり)

○委員(館田賢治君) これ誰が悪いとか言っているのではないよ。ああやって残しておいてもしょうがないなと思って聞いている。

○委員長(林 博君) 副町長、森山君。

○副町長(森山 豊君) ちょっと町有地について確認させていただきますけれども、先ほど申しあげましたように、工業団地とそれから住宅地、その間の音を含めて緩和させるという部分の目的であその土地の位置づけにはなっていますので、あそこに何かをこれからつくるとか、そういうことでなく、前の企業誘致を含めた中でのそのやりとりの中で設定してほしいという部分があったものですから、当時、その対応をしたという中身の土地であります。

○委員長(林 博君) 館田君。

○委員(館田賢治君) いや、副町長、今見ると、やっぱりあれは、あの近くの人に処分をするということが正しいのではないかと思うのですよ。緩衝地ですよとずっとこれ何年もこうやって置いておくということよりも、今の現状を見たら、そこを使う人方にやっぱり買ってもらうのか、貸し付けするのか、何らかの方法が僕はいいと思うのですけれども、これ今ここでその判断ができないのならできないのもいいのですけれども、後でしっかりと精査してみて、いや、これはこのまま緩衝地帯でずっといくのだよというのか、それとも、ああ、これは今の現状を踏まえたら、やはり何らかの形で処分をしていくのだよというふうなことがいいのか、その辺判断してもらいたいなど。今ここで結論を出さなくてもいいですよ。

○委員長(林 博君) 副町長、森山君。

○副町長(森山 豊君) お答えいたします。

経過については今述べたとおりであります。当時とは、今あその工業団地も96%くらいの充足率になっております。その辺の環境の変化もあり、また周辺の状況も変わっているところだと思いますけれども、それらも含めましてどういうあり方の変化があるのかについては注視をしていきたいというふうに思います。

○委員長(林 博君) 館田君。

○委員(館田賢治君) それでは、私の総括、これで、5時半ですから終わらせていただきます。ちょっと心残りもあるのですけれども、何かの次回があったときにまたさせてもらうということで、どうもありがとうございました。

終わらせていただきます。

○委員長(林 博君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 博君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

何号の討論でございますか。

(「認定第6号です」の声あり)

○委員長(林 博君) 認定第6号に討論がありますので、これより討論を行います。
まず、認定第6号に反対者の発言を許します。

黒沼君。

○委員(黒沼俊幸君) 認定第6号、病院事業会計について討論をします。

病院事業会計について認定反対の立場から私の考えを述べます。

町立病院の内外を騒がせた訴訟事件に関して、私は調査をするうち、病院内の指揮系統に見逃すことのできない欠陥があり、特に決裁等に不備があると思うに至りました。

町民の幸せを担って機能すべき病院の中に問題を抱えることに私は気づき、したがって認定第6号、病院事業会計については反対をいたします。

以上であります。

○委員長(林 博君) 次に、認定第6号に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 博君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 博君) これで討論を終わります。

これより認定第1号から認定第7号まで認定7案一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定7案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○委員長(林 博君) ただいま異議ありのことばがありましたけれども、認定何号についての異議かを確認したいと思います。

認定第6号ですね。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 博君) ご異議ありますので、認定第6号は起立により採決いたします。

認定第6号を認定すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 博君) はい、よろしいです。

起立少数であります。

よって、認定第6号は否決すべきものと決定されました。

次に、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第7号について一括して採決いたします。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第7号の認定6案を認定すべきものと決定することにご異議ございませんか。

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 博君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第7号の認定6案は、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(林 博君) 以上で本委員会に付託を受けました認定7案の審査は終了いたしました。

これをもって平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 5時37分)

平成24年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 林 博